

○社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日 国官会第２３１７号） 新旧対照表

改正案	現行
社会資本整備総合交付金交付要綱 平成２２年 ３月２６日 制 定 令和 ８年 ４月 ７日 最終改正 本編 第６ 交付対象事業 交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。 <u>ただし、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成２３年７月２９日東日本大震災復興対策本部決定）３（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施するものは、帰還困難区域内又は帰還困難区域と帰還困難区域外の拠点間において実施するものについてのみ交付対象とする。</u> 一・二 （略） 第７ 単年度交付限度額 １ 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。 単年度交付限度額 ＝ （Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃ ＋ Ｄ）	社会資本整備総合交付金交付要綱 平成２２年 ３月２６日 制 定 令和 ７年１２月１６日 最終改正 本編 第６ 交付対象事業 交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。 一・二 （略） 第７ 単年度交付限度額 １ 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。 単年度交付限度額 ＝ （Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃ ＋ Ｄ）

改正案	現行
ここで、A、B、C、Dは、それぞれ A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。 （略） 2～4 （略） <u>附 則 （令和8年4月7日付け国官会第22990号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u>	ここで、A、B、C、Dは、それぞれ A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額 であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」<u>（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）</u>に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。 （略） 2～4 （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
附属第Ⅰ編 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ－９ 海岸事業 <u>(削除)</u> イ－９－<u>(４)</u> 津波・高潮危機管理対策緊急事業 既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）を総合的に実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。 イ－９－<u>(５)・(６)</u> （略） イ－１６ 住環境整備事業 イ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ等改修推進事業 住宅・建築物省エネ等改修推進事業をいう。	附属第Ⅰ編 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ－９ 海岸事業 <u>イ－９－（４）削除</u> イ－９－<u>(５)</u> 津波・高潮危機管理対策緊急事業 既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）、<u>⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</u>を総合的に実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。 イ－９－<u>(６)・(７)</u> （略） イ－１６ 住環境整備事業 イ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業 住宅・建築物省エネ改修推進事業をいう。

改正案	現行
□ 防災・安全交付金事業 □ー 7 水道・下水道事業 □ー 7ー (1)ー④高度浄水施設等整備事業 化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するために高度浄水施設等の整備を行う事業をいう。 □ー 9 海岸事業 <u>(削除)</u> □ー 9ー (4) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）を総合的に実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。	□ 防災・安全交付金事業 □ー 7 水道・下水道事業 □ー 7ー (1)ー④高度浄水処理等整備費 化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するために高度浄水施設等の整備を行う事業をいう。 □ー 9 海岸事業 <u>□ー 9ー (4) 削除</u> □ー 9ー (5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）、<u>⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</u>を総合的に実施する事業をいう。 なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

改正案	現行
ロ－９－ <u>(５)</u>・<u>(６)</u> (略) ロ－１６ 住環境整備事業 ロ－１６－(２０) 住宅・建築物省エネ<u>等</u>改修推進事業 住宅・建築物省エネ<u>等</u>改修推進事業をいう。 附属第Ⅱ編 第１章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ－７－(２)－①通常の下水道事業 ２. 交付対象事業の要件 公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。 (１) 地域・規模等要件 ①・② (略) ③ 都市下水路事業 (ア) 都市下水路事業（(イ) から <u>(エ)</u> までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。 (a)～(c) (略) (イ)～(エ) (略) ④・⑤ (略) (２)～(８) (略)	ロ－９－ <u>(６)</u>・<u>(７)</u> (略) ロ－１６ 住環境整備事業 ロ－１６－(２０) 住宅・建築物省エネ改修推進事業 住宅・建築物省エネ改修推進事業をいう。 附属第Ⅱ編 第１章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ－７－(２)－①通常の下水道事業 ２. 交付対象事業の要件 公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。 (１) 地域・規模等要件 ①・② (略) ③ 都市下水路事業 (ア) 都市下水路事業（(イ) から <u>(オ)</u> までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。 (a)～(c) (略) (イ)～(エ) (略) ④・⑤ (略) (２)～(８) (略)

改正案	現行
イー７－（２）－③下水道総合地震対策事業 ３．交付対象事業の内容 ①～③ （略） ④ 以下の施設の耐震化事業 (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送<u>道</u>路の下に埋設されている管渠 (b) （略） ⑤・⑥ （略） イー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業 ２．交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠、<u>終末処理場及びポンプ施設等</u>の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。 ４．留意事項 ①本事業<u>における管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務</u>は、令和８年度までの事業とする。 ②（略） イー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業 ２．交付対象事業 ①（略） ②交付対象事業	イー７－（２）－③下水道総合地震対策事業 ３．交付対象事業の内容 ①～③ （略） ④ 以下の施設の耐震化事業 (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠 (b) （略） ⑤・⑥ （略） イー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業 ２．交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。 ４．留意事項 ①本事業は、令和８年度までの事業とする。 ②（略） イー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業 ２．交付対象事業 ①（略） ②交付対象事業

改正案	現行
(ア) 計画策定 「下水道<u>管路</u>リダンダンシー確保計画」の策定 (イ) <u>「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた</u>①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業 (a)～(c) (略) イー８ その他総合的な治水事業 イー８－（１）総合流域防災事業 ４．交付対象事業の要件 総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。 （１）河川事業 河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）に位置付けられた事業を除く。 ①～③ (略) （２）～（５） (略) イー９ 海岸事業 イー９－（１）高潮対策事業 ２．交付対象事業の要件	(ア) 計画策定 「下水道リダンダンシー確保計画」の策定 (イ) ①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業 (a)～(c) (略) イー８ その他総合的な治水事業 イー８－（１）総合流域防災事業 ４．交付対象事業の要件 総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。 （１）河川事業 河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）<u>及び「「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（通知）（令和３年４月１日 関係省庁連名局長通知）」に基づき対象とされた事業（以下、「公害財特法失効後の財政措置対象事業」という。）</u>に位置付けられた事業を除く。 ①～③ (略) （２）～（５） (略) イー９ 海岸事業 イー９－（１）高潮対策事業 ２．交付対象事業の要件

改正案	現行
(1) 高潮対策事業（(2) から (3) に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。 ①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること。 （イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること。 ④～⑥ （略） (2) ～ (4) （略）	(1) 高潮対策事業（(2) から (3) に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。 ①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u> （イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u> ④～⑥ （略） (2) ～ (4) （略）
イー 9－(3) 海岸耐震対策緊急事業 3. 交付対象事業の要件 本事業は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。 ①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当	イー 9－(3) 海岸耐震対策緊急事業 3. 交付対象事業の要件 本事業は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。 ①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当

改正案	現行
することが記載されていること。 （ア）高潮浸水想定区域に指定されていること。 （イ）津波災害警戒区域に指定されていること。 ④・⑤ （略）	することが記載されていること。 （ア）高潮浸水想定区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u> （イ）津波災害警戒区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u> ④・⑤ （略）
<u>（削除）</u>	<u>イー９－（４）削除</u>
イー９－（４）津波・高潮危機管理対策緊急事業 １．目的 津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。 ２．交付対象 海岸管理者 ３．交付対象事業の要件 （１）本事業の対象は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦まで	イー９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業 １．目的 津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策 <u>並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更</u>を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。 ２．交付対象 海岸管理者 <u>（４．⑩については海岸管理者又は都道府県）</u> ３．交付対象事業の要件 （１）本事業の対象は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦まで

改正案	現行
の要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（３）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査にあたつてはこの限りではない。 ① （略） ② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）高潮浸水想定区域に指定されていること。 （イ）津波災害警戒区域に指定されていること。 ③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イー９－<u>（４）</u>関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。 ④～⑦ （略） （２） ～ （４） （略） <u>（削除）</u> ※ １ ・ ２ （略） ４． 交付対象事業の内容 本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気	の要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（３）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査<u>及び（５）に規定する海岸保全基本計画の変更支援</u>にあたつてはこの限りではない。 ① （略） ② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）高潮浸水想定区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u> （イ）津波災害警戒区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u> ③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イー９－<u>（５）</u>関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。 ④～⑦ （略） （２） ～ （４） （略） <u>（５） 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和７年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。</u> ※ １ ・ ２ （略） ４． 交付対象事業の内容 本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気

改正案	現行
候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（３．（１）①（イ）の海岸については、次の①～④及び⑧～<u>⑨</u>を対象とする。） ①～⑨ （略） <u>（削除）</u> ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。 ５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載 海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。 また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 （ア）～（カ） （略） イー９－<u>（５）・（６）</u> （略） イー１０ 都市再生整備計画事業 イー１０－（１）都市再生整備計画事業 ４．交付対象事業	候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（３．（１）①（イ）の海岸については、次の①～④及び⑧～<u>⑩</u>を対象とする。） ①～⑨ （略） <u>⑩ 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</u> ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。 ５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載 海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、<u>海岸保全基本計画の変更支援</u>及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。 また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 （ア）～（カ） （略） イー９－<u>（６）・（７）</u> （略） イー１０ 都市再生整備計画事業 イー１０－（１）都市再生整備計画事業 ４．交付対象事業

改正案	現行
都市再生整備計画事業に基づき実施される表 10-(1) <u>第 1 項から第 29 項</u>に掲げる事業等をいう。	都市再生整備計画事業に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。
5. 施行地区 都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。 1 (略) 2 地方公共団体において、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）第 5 条第 8 項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号。以下「観光圏整備法」という。）第 7 条第 1 項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号。以下「文化観光推進法」という。）第 12 条第 1 項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。 3 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イー 10－（１）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通によ	5. 施行地区 都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。 1 (略) 2 地方公共団体において、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）第 5 条第 8 項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号。以下「観光圏整備法」という。）第 7 条第 1 項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号。以下「文化観光推進法」という。）第 12 条第 1 項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。 <u>ただし、市街化区域等を除く。</u> 3 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イー 10－（１）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通によ

改正案	現行
り概ね 30 分で到達できる範囲に限る。)(以下イー 10-(1) 関係部分において「地域生活拠点」という。))。 (1) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(以下イー 10-(1) 関係部分において「連携市町村」という。)<u>を含む都市圏を対象とした</u>広域的な立地適正化の方針(※1)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 (2) 基幹市町村及び連携市町村<u>を含む都市圏を対象とした</u>広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想(※2)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 (※1) 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、<u>都道府県が作成するもの又は都道府県と市町村が共同して作成</u>するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。 (※2)(略) 4 (略)	り概ね 30 分で到達できる範囲に限る。)(以下イー 10-(1) 関係部分において「地域生活拠点」という。))。 (1) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(以下イー 10-(1) 関係部分において「連携市町村」という。)<u>が共同して作成した</u>広域的な立地適正化の方針(※1)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 (2) 基幹市町村及び連携市町村<u>が共同して作成した</u>広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想(※2)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 (※1) 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、<u>複数の市町村(都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。)</u>が共同して<u>策定</u>するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。 (※2)(略) 4 (略)
イー 10-(2) まちなかウォークブル推進事業 4. 交付対象事業 都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1) 第 1 項から第 5 項、第 9 項から第 11 項<u>(第 10 項第 9 号を除く)</u>、第 14 項(第 4 号を除く)、第 18 項、第 21 項、第 27 項から第 31 項に掲げる事業等	イー 10-(2) まちなかウォークブル推進事業 4. 交付対象事業 都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1) 第 1 項から第 5 項、第 9 項から第 11 項、第 14 項<u>から第 16 項</u>(<u>第 14 項</u>第 4 号を除く)、第 18 項、第 21 項、第 27 項から第 31 項に掲げる事業等を

改正案	現行
をいう。 5. 施行地区 まちなかウォークラブル推進事業は、次の（１）及び（２）の要件に該当する地区において行うものとする。 （１）次の１から３のいずれかの区域 １ （略） ２ 地方公共団体において、歴史まちづくり法第５条第８項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第７条第１項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第１２条第１項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。 ３ 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イ－１０－（２）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね３０分で到達できる範囲に限る。）（以下イ－１０－（２）関係部分において「地域生活拠点」という。）。 （ｉ） （略） （ii） 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イ	いう。 5. 施行地区 まちなかウォークラブル推進事業は、次の（１）及び（２）の要件に該当する地区において行うものとする。 （１）次の１から３のいずれかの区域 １ （略） ２ 地方公共団体において、歴史まちづくり法第５条第８項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第７条第１項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第１２条第１項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。 <u>ただし、市街化区域等を除く。</u> ３ 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イ－１０－（２）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね３０分で到達できる範囲に限る。）（以下イ－１０－（２）関係部分において「地域生活拠点」という。）。 （ｉ） （略） （ii） 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イ

</

改正案			現行		
10. 地域生活基盤施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1～3 (略) 4 <u>二輪車等</u>駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 5 <u>荷さばき駐車施設、観光バス駐車施設・乗降場</u> <u>ただし、歴史まちづくり法第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域内において整備される施設であり、かつ、同計画に位置づけられた施設である場合に限る。</u> 6～12 (略) ただし、第3号及び第4号の事業において、人口 <u>5万人</u>以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入 を優先的に検討するための指針」 （<u>令和7年6月4日</u>民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共 団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検討することを要件とする。<u>（なお、令和9年度以前に着手しているものは改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。）</u>	(略)	10. 地域生活基盤施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1～3 (略) 4 <u>自転車</u>駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） <u>(新設)</u> 5～11 (略) ただし、第3号及び第4号の事業において、人口 <u>20万人</u>以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（<u>平成27年12月15日</u>民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検討することを要件とする。	(略)

改正案			現行		
11. ・ 12. (略)	(略)	(略)	11. ・ 12. (略)	(略)	(略)
13. 誘導施設 相当施設	1～2 (略) (略) ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。 A～B (略) C 三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。 <u>以下同じ。</u>）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 D 医療施設を整備する場合にあっては<u>都道府県医療計画と整合が図られたものであり、</u>社会福祉施設を整備する場合にあっては子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。	(略)	13. 誘導施設 相当施設	1～2 (略) (略) ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。 A～B (略) C 三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。 ）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 D 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、<u>医療計画、</u>子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。	(略)

改正案				現行			
		E・F（略） （略）			E・F（略） （略）		
14. 既存建築物活用事業	（略） 1～3（略） 4 誘導施設相当施設 購入、賃借（※1）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（移転・統廃合の場合に限る。）並びに当該誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第2号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用 ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表1第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合（下記Aのただし書に該当する場合を除く。）を除く。 （略） 第4号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。	（略）		14. 既存建築物活用事業	（略） 1～3（略） 4 誘導施設相当施設 購入、賃借（※1）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（移転・統廃合の場合に限る。）並びに当該誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第2号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用 ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表1第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合（下記Aのただし書に該当する場合を除く。）を除く。 （略） 第4号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。	（略）	

改正案			現行		
	A (略) B 三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 C 医療施設を整備する場合にあっては都道府県医療計画と整合が図られたものであり、社会福祉施設を整備する場合にあっては子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。 D・E (略) (略)			A (略) B 三大都市圏域 <u>(首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。)</u> の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 C 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、<u>医療計画</u>、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。 D・E (略) (略)	
15. ～ 31. (略)	(略)	(略)	15. ～ 31. (略)	(略)	(略)
注 1) ～注 4) (略)			注 1) ～注 4) (略)		
イー 1 2 都市公園・緑地等事業 イー 1 2 - (1) 都市公園等事業			イー 1 2 都市公園・緑地等事業 イー 1 2 - (1) 都市公園等事業		

改正案	現行
2. 交付対象事業 I 都市公園事業 1 定義（略） 2 事業要件 下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 <u>5万人</u> 以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（<u>令和 7 年 6 月 4 日</u>民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、<u>令和 9 年度</u>以前に着手しているものは除く。） A-1 ～G （略） 3 交付対象（略） II ～IV（略） V 官民連携型賑わい拠点創出事業 1 定義（略） 2 事業要件 ①地方公共団体費用負担削減要件（略） <u>②都市要件</u> <u>②-1 都市公園等整備水準要件</u>	2. 交付対象事業 I 都市公園事業 1 定義（略） 2 事業要件 下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 <u>20 万人</u> 以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（<u>平成 27 年 12 月 15 日</u>民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、<u>平成 29 年度</u>以前に着手しているものは除く。） A-1 ～G （略） 3 交付対象（略） II ～IV（略） V 官民連携型賑わい拠点創出事業 1 定義（略） 2 事業要件 ①地方公共団体費用負担削減要件（略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>1) 都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。</u> <u>i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</u> イ) 都市公園 ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地 ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地 <u>ii) 同市町村のDID地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</u> <u>③・④</u> （略） VI・VII（略） イー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業 ２．交付対象事業 I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 １ 定義（略） ２ 事業要件 ①事業計画 １) （略）	<u>②・③</u> （略） VI・VII（略） イー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業 ２．交付対象事業 I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 １ 定義（略） ２ 事業要件 ①事業計画 １) （略）

改正案	現行
2) 計画を定められる期間は、令和10年度までとする。(ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、<u>令和12年度</u>まで、「都市公園における感染症対策」については、令和5年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。) ②対象事業内容 (略) ③総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円(都道府県事業は30百万円)×計画年数以上であるもの。<u>ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、総事業費が2.5億円未満であるもの。</u> 3 交付対象 地方公共団体<u>(ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、市区町村に限る)</u> II (略) III 公園施設長寿命化計画策定調査 1～3 (略) 4 留意事項 ① (略) ②本事業は、<u>令和12年度</u>までの措置とする。(ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては<u>令和9年度まで</u>	2) 計画を定められる期間は、令和10年度までとする。(ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、<u>令和7年度</u>まで、「都市公園における感染症対策」については、令和5年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。) ②対象事業内容 (略) ③総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円(都道府県事業は30百万円)×計画年数以上であるもの。 3 交付対象 地方公共団体 II (略) III 公園施設長寿命化計画策定調査 1～3 (略) 4 留意事項 ① (略) ②本事業は、<u>令和7年度</u>までの措置とする。(ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては公園施設長寿命化計画の変

改正案	現行
<u>に実施する</u>公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とし、令和10年度以降は人口5万人未満の市区町村で、かつ、GISや客観的データを計画策定・改定に活用する事業に限った措置とする。） イー１２－（３）都市公園ストック再編事業 ２．交付対象事業 ２ 事業要件 ①事業計画 （略） ②都市要件 <u>②-1 対象都市要件</u> 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 1)立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下12関係部分において「立地適正化計画」という。） 2)緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。） <u>②-2 都市公園等整備水準要件</u> <u>1)都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げる i)又は ii)の要件を満たすこと。</u> <u>i)一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積</u>	更に限った措置とする。） イー１２－（３）都市公園ストック再編事業 ２．交付対象事業 ２ 事業要件 ①事業計画 （略） ②都市要件 <u>（新設）</u> 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 1)立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下12関係部分において「立地適正化計画」という。） 2)緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>の合計が10㎡未満</u> <u>i) 都市公園</u> <u>ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）</u> <u>又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた</u> <u>土地であって市民に公開している緑地</u> <u>ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に</u> <u>基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開</u> <u>している緑地</u> <u>ii) 同市町村のDID地域内における上記 i) のイ) からハ) ま</u> <u>での公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が</u> <u>5㎡未満</u> 3 交付対象（略） イー１２－（５）緑地環境事業 2. 交付対象事業の要件 I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 1 定義（略） 2 事業要件（通常型） ①～④ （略） <u>⑤都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴</u> <u>う市区町村事業においては、以下に掲げる1)又は2)の要件を</u> <u>満たすこと。</u> <u>1) 一の市町村の区域内における以下の i) から iii) までの公</u> <u>園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合</u> <u>計が10㎡未満</u>	3 交付対象（略） イー１２－（５）緑地環境事業 2. 交付対象事業の要件 I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 1 定義（略） 2 事業要件（通常型） ①～④ （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>i) 都市公園</u> <u>ii) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）</u> <u>又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土</u> <u>地であって市民に公開している緑地</u> <u>iii) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づ</u> <u>き国の補助を受け施設整備を行い市民に公開してい</u> <u>る緑地</u> <u>2) 同市町村のDID地域内における上記1)の i) から iii) まで</u> <u>の公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未</u> <u>満</u> 3 事業要件（防災・減災推進型） ①～⑤ （略） <u>⑥都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴</u> <u>う市区町村事業においては、以下に掲げる1)又は2)の要件を</u> <u>満たすこと。</u> <u>1) 一の市町村の区域内における以下の i) から iii) までの公</u> <u>園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合</u> <u>計が10㎡未満</u> <u>i) 都市公園</u> <u>ii) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）</u> <u>又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土</u> <u>地であって市民に公開している緑地</u> <u>iii) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づ</u> <u>き国の補助を受け施設整備を行い市民に公開してい</u>	3 事業要件（防災・減災推進型） ①～⑤ （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>る緑地</u> <u>2) 同市町村のDID地域内における上記1)の i) から iii) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</u> 4 交付対象（略） 5 留意事項（略） Ⅱ・Ⅲ（略） イー１２－（６）古都保存・緑地保全等事業 2. 交付対象事業 I 古都保存事業 1 （略） 2 事業要件 (1)～(6) （略） (7)対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第5項に規定する負担並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。 ・歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却 ①～⑬ （略） ・機能維持増進事業 ⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業	4 交付対象（略） 5 留意事項（略） Ⅱ・Ⅲ（略） イー１２－（６）古都保存・緑地保全等事業 2. 交付対象事業 I 古都保存事業 1 （略） 2 事業要件 (1)～(6) （略） (7)対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第5項に規定する負担並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。 ・歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却 ①～⑬ （略） ・機能維持増進事業 ⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業

改正案	現行
<u>⑮⑭の事業を実施するための計画策定</u> 3 交付対象（略） Ⅱ 緑地保全等事業 1 定義（略） 2 事業要件 (1)～(5) （略） (6)対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ、都市緑地法第17条の2第5項に規定する負担及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。 ・ <u>保全利用施設の整備</u> ①～⑬ （略） ・ 機能維持増進事業 ⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業 <u>⑮⑭の事業を実施するための計画策定</u> 3 交付対象（略） イー１３ 市街地整備事業 イー１３－（１）都市防災推進事業 イー１３－（１）①都市防災総合推進事業 １～７（略）	3 交付対象 （略） Ⅱ 緑地保全等事業 1 定義 （略） 2 事業要件 (1)～(5) （略） (6)対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ、都市緑地法第17条の2第5項に規定する負担及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。 ・ 歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却 ①～⑬ （略） ・ 機能維持増進事業 ⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業 3 交付対象（略） イー１３ 市街地整備事業 イー１３－（１）都市防災推進事業 イー１３－（１）①都市防災総合推進事業 １～７（略）

改正案

表 13-(1)①-1 一般建築助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,240</u>	380 ～ 400	<u>7,492</u>
5 ～ 10	<u>135</u>	130 ～ 140	<u>3,510</u>	400 ～ 420	<u>7,762</u>
10 ～ 15	<u>270</u>	140 ～ 150	<u>3,780</u>	420 ～ 440	<u>8,032</u>
15 ～ 20	<u>405</u>	150 ～ 160	<u>4,050</u>	440 ～ 460	<u>8,302</u>
20 ～ 25	<u>540</u>	160 ～ 170	<u>4,320</u>	460 ～ 480	<u>8,572</u>
25 ～ 30	<u>675</u>	170 ～ 175	<u>4,590</u>	480 ～ 500	<u>8,842</u>
30 ～ 35	<u>810</u>	175 ～ 180	<u>4,725</u>	500 ～ 550	<u>9,112</u>
35 ～ 40	<u>945</u>	180 ～ 200	<u>4,792</u>	550 ～ 600	<u>9,517</u>
40 ～ 45	<u>1,080</u>	200 ～ 220	<u>5,062</u>	600 ～ 650	<u>9,922</u>
45 ～ 50	<u>1,215</u>	220 ～ 240	<u>5,332</u>	650 ～ 700	<u>10,327</u>
50 ～ 60	<u>1,350</u>	240 ～ 260	<u>5,602</u>	700 ～ 750	<u>10,732</u>
60 ～ 70	<u>1,620</u>	260 ～ 280	<u>5,872</u>	750 ～ 800	<u>11,137</u>
70 ～ 80	<u>1,890</u>	280 ～ 300	<u>6,142</u>	800 ～ 850	<u>11,542</u>
80 ～ 90	<u>2,160</u>	300 ～ 320	<u>6,412</u>	850 ～ 900	<u>11,947</u>
90 ～ 100	<u>2,430</u>	320 ～ 340	<u>6,682</u>	900 ～ 950	<u>12,352</u>
100 ～ 110	<u>2,700</u>	340 ～ 360	<u>6,952</u>	950 ～ 1,000	<u>12,757</u>
110 ～ 120	<u>2,970</u>	360 ～ 380	<u>7,222</u>	1,000 ～	<u>13,162</u>

現行

表 13-(1)①-1 一般建築助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,072</u>	380 ～ 400	<u>7,104</u>
5 ～ 10	<u>128</u>	130 ～ 140	<u>3,328</u>	400 ～ 420	<u>7,360</u>
10 ～ 15	<u>256</u>	140 ～ 150	<u>3,584</u>	420 ～ 440	<u>7,616</u>
15 ～ 20	<u>384</u>	150 ～ 160	<u>3,840</u>	440 ～ 460	<u>7,872</u>
20 ～ 25	<u>512</u>	160 ～ 170	<u>4,096</u>	460 ～ 480	<u>8,128</u>
25 ～ 30	<u>640</u>	170 ～ 175	<u>4,352</u>	480 ～ 500	<u>8,384</u>
30 ～ 35	<u>768</u>	175 ～ 180	<u>4,480</u>	500 ～ 550	<u>8,640</u>
35 ～ 40	<u>896</u>	180 ～ 200	<u>4,544</u>	550 ～ 600	<u>9,024</u>
40 ～ 45	<u>1,024</u>	200 ～ 220	<u>4,800</u>	600 ～ 650	<u>9,408</u>
45 ～ 50	<u>1,152</u>	220 ～ 240	<u>5,056</u>	650 ～ 700	<u>9,792</u>
50 ～ 60	<u>1,280</u>	240 ～ 260	<u>5,312</u>	700 ～ 750	<u>10,176</u>
60 ～ 70	<u>1,536</u>	260 ～ 280	<u>5,568</u>	750 ～ 800	<u>10,560</u>
70 ～ 80	<u>1,792</u>	280 ～ 300	<u>5,824</u>	800 ～ 850	<u>10,944</u>
80 ～ 90	<u>2,048</u>	300 ～ 320	<u>6,080</u>	850 ～ 900	<u>11,328</u>
90 ～ 100	<u>2,304</u>	320 ～ 340	<u>6,336</u>	900 ～ 950	<u>11,712</u>
100 ～ 110	<u>2,560</u>	340 ～ 360	<u>6,592</u>	950 ～ 1,000	<u>12,096</u>
110 ～ 120	<u>2,816</u>	360 ～ 380	<u>6,848</u>	1,000 ～	<u>12,480</u>

改正案

表 13-(1)①-2 一般建築助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>2,484</u>	380 ～ 400	<u>5,744</u>
5 ～ 10	<u>103</u>	130 ～ 140	<u>2,691</u>	400 ～ 420	<u>5,951</u>
10 ～ 15	<u>207</u>	140 ～ 150	<u>2,898</u>	420 ～ 440	<u>6,158</u>
15 ～ 20	<u>310</u>	150 ～ 160	<u>3,105</u>	440 ～ 460	<u>6,365</u>
20 ～ 25	<u>414</u>	160 ～ 170	<u>3,312</u>	460 ～ 480	<u>6,572</u>
25 ～ 30	<u>517</u>	170 ～ 175	<u>3,519</u>	480 ～ 500	<u>6,779</u>
30 ～ 35	<u>621</u>	175 ～ 180	<u>3,622</u>	500 ～ 550	<u>6,986</u>
35 ～ 40	<u>724</u>	180 ～ 200	<u>3,674</u>	550 ～ 600	<u>7,296</u>
40 ～ 45	<u>828</u>	200 ～ 220	<u>3,881</u>	600 ～ 650	<u>7,607</u>
45 ～ 50	<u>931</u>	220 ～ 240	<u>4,088</u>	650 ～ 700	<u>7,917</u>
50 ～ 60	<u>1,035</u>	240 ～ 260	<u>4,295</u>	700 ～ 750	<u>8,228</u>
60 ～ 70	<u>1,242</u>	260 ～ 280	<u>4,502</u>	750 ～ 800	<u>8,538</u>
70 ～ 80	<u>1,449</u>	280 ～ 300	<u>4,709</u>	800 ～ 850	<u>8,849</u>
80 ～ 90	<u>1,656</u>	300 ～ 320	<u>4,916</u>	850 ～ 900	<u>9,159</u>
90 ～ 100	<u>1,863</u>	320 ～ 340	<u>5,123</u>	900 ～ 950	<u>9,470</u>
100 ～ 110	<u>2,070</u>	340 ～ 360	<u>5,330</u>	950 ～ 1,000	<u>9,780</u>
110 ～ 120	<u>2,277</u>	360 ～ 380	<u>5,537</u>	1,000 ～	<u>10,091</u>

現行

表 13-(1)①-2 一般建築助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>2,352</u>	380 ～ 400	<u>5,439</u>
5 ～ 10	<u>98</u>	130 ～ 140	<u>2,548</u>	400 ～ 420	<u>5,635</u>
10 ～ 15	<u>196</u>	140 ～ 150	<u>2,744</u>	420 ～ 440	<u>5,831</u>
15 ～ 20	<u>294</u>	150 ～ 160	<u>2,940</u>	440 ～ 460	<u>6,027</u>
20 ～ 25	<u>392</u>	160 ～ 170	<u>3,136</u>	460 ～ 480	<u>6,223</u>
25 ～ 30	<u>490</u>	170 ～ 175	<u>3,332</u>	480 ～ 500	<u>6,419</u>
30 ～ 35	<u>588</u>	175 ～ 180	<u>3,430</u>	500 ～ 550	<u>6,615</u>
35 ～ 40	<u>686</u>	180 ～ 200	<u>3,479</u>	550 ～ 600	<u>6,909</u>
40 ～ 45	<u>784</u>	200 ～ 220	<u>3,675</u>	600 ～ 650	<u>7,203</u>
45 ～ 50	<u>882</u>	220 ～ 240	<u>3,871</u>	650 ～ 700	<u>7,497</u>
50 ～ 60	<u>980</u>	240 ～ 260	<u>4,067</u>	700 ～ 750	<u>7,791</u>
60 ～ 70	<u>1,176</u>	260 ～ 280	<u>4,263</u>	750 ～ 800	<u>8,085</u>
70 ～ 80	<u>1,372</u>	280 ～ 300	<u>4,459</u>	800 ～ 850	<u>8,379</u>
80 ～ 90	<u>1,568</u>	300 ～ 320	<u>4,655</u>	850 ～ 900	<u>8,673</u>
90 ～ 100	<u>1,764</u>	320 ～ 340	<u>4,851</u>	900 ～ 950	<u>8,967</u>
100 ～ 110	<u>1,960</u>	340 ～ 360	<u>5,047</u>	950 ～ 1,000	<u>9,261</u>
110 ～ 120	<u>2,156</u>	360 ～ 380	<u>5,243</u>	1,000 ～	<u>9,555</u>

改正案

表 13-(1)①-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,240</u>	380 ～ 400	<u>8,415</u>
5 ～ 10	<u>135</u>	130 ～ 140	<u>3,510</u>	400 ～ 420	<u>8,775</u>
10 ～ 15	<u>270</u>	140 ～ 150	<u>3,780</u>	420 ～ 440	<u>9,135</u>
15 ～ 20	<u>405</u>	150 ～ 160	<u>4,050</u>	440 ～ 460	<u>9,495</u>
20 ～ 25	<u>540</u>	160 ～ 170	<u>4,320</u>	460 ～ 480	<u>9,855</u>
25 ～ 30	<u>675</u>	170 ～ 175	<u>4,590</u>	480 ～ 500	<u>10,215</u>
30 ～ 35	<u>810</u>	175 ～ 180	<u>4,725</u>	500 ～ 550	<u>10,575</u>
35 ～ 40	<u>945</u>	180 ～ 200	<u>4,815</u>	550 ～ 600	<u>10,980</u>
40 ～ 45	<u>1,080</u>	200 ～ 220	<u>5,175</u>	600 ～ 650	<u>11,385</u>
45 ～ 50	<u>1,215</u>	220 ～ 240	<u>5,535</u>	650 ～ 700	<u>11,790</u>
50 ～ 60	<u>1,350</u>	240 ～ 260	<u>5,895</u>	700 ～ 750	<u>12,195</u>
60 ～ 70	<u>1,620</u>	260 ～ 280	<u>6,255</u>	750 ～ 800	<u>12,600</u>
70 ～ 80	<u>1,890</u>	280 ～ 300	<u>6,615</u>	800 ～ 850	<u>13,005</u>
80 ～ 90	<u>2,160</u>	300 ～ 320	<u>6,975</u>	850 ～ 900	<u>13,410</u>
90 ～ 100	<u>2,430</u>	320 ～ 340	<u>7,335</u>	900 ～ 950	<u>13,815</u>
100 ～ 110	<u>2,700</u>	340 ～ 360	<u>7,695</u>	950 ～ 1,000	<u>14,220</u>
110 ～ 120	<u>2,970</u>	360 ～ 380	<u>8,055</u>	1,000 ～	<u>14,625</u>

現行

表 13-(1)①-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,072</u>	380 ～ 400	<u>7,978</u>
5 ～ 10	<u>128</u>	130 ～ 140	<u>3,328</u>	400 ～ 420	<u>8,320</u>
10 ～ 15	<u>256</u>	140 ～ 150	<u>3,584</u>	420 ～ 440	<u>8,661</u>
15 ～ 20	<u>384</u>	150 ～ 160	<u>3,840</u>	440 ～ 460	<u>9,002</u>
20 ～ 25	<u>512</u>	160 ～ 170	<u>4,096</u>	460 ～ 480	<u>9,344</u>
25 ～ 30	<u>640</u>	170 ～ 175	<u>4,352</u>	480 ～ 500	<u>9,685</u>
30 ～ 35	<u>768</u>	175 ～ 180	<u>4,480</u>	500 ～ 550	<u>10,026</u>
35 ～ 40	<u>896</u>	180 ～ 200	<u>4,565</u>	550 ～ 600	<u>10,410</u>
40 ～ 45	<u>1,024</u>	200 ～ 220	<u>4,906</u>	600 ～ 650	<u>10,794</u>
45 ～ 50	<u>1,152</u>	220 ～ 240	<u>5,248</u>	650 ～ 700	<u>11,178</u>
50 ～ 60	<u>1,280</u>	240 ～ 260	<u>5,589</u>	700 ～ 750	<u>11,562</u>
60 ～ 70	<u>1,536</u>	260 ～ 280	<u>5,930</u>	750 ～ 800	<u>11,946</u>
70 ～ 80	<u>1,792</u>	280 ～ 300	<u>6,272</u>	800 ～ 850	<u>12,330</u>
80 ～ 90	<u>2,048</u>	300 ～ 320	<u>6,613</u>	850 ～ 900	<u>12,714</u>
90 ～ 100	<u>2,304</u>	320 ～ 340	<u>6,954</u>	900 ～ 950	<u>13,098</u>
100 ～ 110	<u>2,560</u>	340 ～ 360	<u>7,296</u>	950 ～ 1,000	<u>13,482</u>
110 ～ 120	<u>2,816</u>	360 ～ 380	<u>7,637</u>	1,000 ～	<u>13,866</u>

改正案

表 13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>2,484</u>	380 ～ 400	<u>6,451</u>
5 ～ 10	<u>103</u>	130 ～ 140	<u>2,691</u>	400 ～ 420	<u>6,727</u>
10 ～ 15	<u>207</u>	140 ～ 150	<u>2,898</u>	420 ～ 440	<u>7,003</u>
15 ～ 20	<u>310</u>	150 ～ 160	<u>3,105</u>	440 ～ 460	<u>7,279</u>
20 ～ 25	<u>414</u>	160 ～ 170	<u>3,312</u>	460 ～ 480	<u>7,555</u>
25 ～ 30	<u>517</u>	170 ～ 175	<u>3,519</u>	480 ～ 500	<u>7,831</u>
30 ～ 35	<u>621</u>	175 ～ 180	<u>3,622</u>	500 ～ 550	<u>8,107</u>
35 ～ 40	<u>724</u>	180 ～ 200	<u>3,691</u>	550 ～ 600	<u>8,418</u>
40 ～ 45	<u>828</u>	200 ～ 220	<u>3,967</u>	600 ～ 650	<u>8,728</u>
45 ～ 50	<u>931</u>	220 ～ 240	<u>4,243</u>	650 ～ 700	<u>9,039</u>
50 ～ 60	<u>1,035</u>	240 ～ 260	<u>4,519</u>	700 ～ 750	<u>9,349</u>
60 ～ 70	<u>1,242</u>	260 ～ 280	<u>4,795</u>	750 ～ 800	<u>9,660</u>
70 ～ 80	<u>1,449</u>	280 ～ 300	<u>5,071</u>	800 ～ 850	<u>9,970</u>
80 ～ 90	<u>1,656</u>	300 ～ 320	<u>5,347</u>	850 ～ 900	<u>10,281</u>
90 ～ 100	<u>1,863</u>	320 ～ 340	<u>5,623</u>	900 ～ 950	<u>10,591</u>
100 ～ 110	<u>2,070</u>	340 ～ 360	<u>5,899</u>	950 ～ 1,000	<u>10,902</u>
110 ～ 120	<u>2,277</u>	360 ～ 380	<u>6,175</u>	1,000 ～	<u>11,212</u>

現行

表 13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>2,352</u>	380 ～ 400	<u>6,108</u>
5 ～ 10	<u>98</u>	130 ～ 140	<u>2,548</u>	400 ～ 420	<u>6,370</u>
10 ～ 15	<u>196</u>	140 ～ 150	<u>2,744</u>	420 ～ 440	<u>6,631</u>
15 ～ 20	<u>294</u>	150 ～ 160	<u>2,940</u>	440 ～ 460	<u>6,892</u>
20 ～ 25	<u>392</u>	160 ～ 170	<u>3,136</u>	460 ～ 480	<u>7,154</u>
25 ～ 30	<u>490</u>	170 ～ 175	<u>3,332</u>	480 ～ 500	<u>7,415</u>
30 ～ 35	<u>588</u>	175 ～ 180	<u>3,430</u>	500 ～ 550	<u>7,676</u>
35 ～ 40	<u>686</u>	180 ～ 200	<u>3,495</u>	550 ～ 600	<u>7,970</u>
40 ～ 45	<u>784</u>	200 ～ 220	<u>3,756</u>	600 ～ 650	<u>8,264</u>
45 ～ 50	<u>882</u>	220 ～ 240	<u>4,018</u>	650 ～ 700	<u>8,558</u>
50 ～ 60	<u>980</u>	240 ～ 260	<u>4,279</u>	700 ～ 750	<u>8,852</u>
60 ～ 70	<u>1,176</u>	260 ～ 280	<u>4,540</u>	750 ～ 800	<u>9,146</u>
70 ～ 80	<u>1,372</u>	280 ～ 300	<u>4,802</u>	800 ～ 850	<u>9,440</u>
80 ～ 90	<u>1,568</u>	300 ～ 320	<u>5,063</u>	850 ～ 900	<u>9,734</u>
90 ～ 100	<u>1,764</u>	320 ～ 340	<u>5,324</u>	900 ～ 950	<u>10,028</u>
100 ～ 110	<u>1,960</u>	340 ～ 360	<u>5,586</u>	950 ～ 1,000	<u>10,322</u>
110 ～ 120	<u>2,156</u>	360 ～ 380	<u>5,847</u>	1,000 ～	<u>10,616</u>

改正案

表 13-(1)①-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>4,308</u>	380 ～ 400	<u>9,962</u>
5 ～ 10	<u>179</u>	130 ～ 140	<u>4,667</u>	400 ～ 420	<u>10,321</u>
10 ～ 15	<u>359</u>	140 ～ 150	<u>5,026</u>	420 ～ 440	<u>10,680</u>
15 ～ 20	<u>538</u>	150 ～ 160	<u>5,385</u>	440 ～ 460	<u>11,039</u>
20 ～ 25	<u>718</u>	160 ～ 170	<u>5,744</u>	460 ～ 480	<u>11,398</u>
25 ～ 30	<u>897</u>	170 ～ 175	<u>6,103</u>	480 ～ 500	<u>11,757</u>
30 ～ 35	<u>1,077</u>	175 ～ 180	<u>6,282</u>	500 ～ 550	<u>12,116</u>
35 ～ 40	<u>1,256</u>	180 ～ 200	<u>6,372</u>	550 ～ 600	<u>12,654</u>
40 ～ 45	<u>1,436</u>	200 ～ 220	<u>6,731</u>	600 ～ 650	<u>13,193</u>
45 ～ 50	<u>1,615</u>	220 ～ 240	<u>7,090</u>	650 ～ 700	<u>13,731</u>
50 ～ 60	<u>1,795</u>	240 ～ 260	<u>7,449</u>	700 ～ 750	<u>14,270</u>
60 ～ 70	<u>2,154</u>	260 ～ 280	<u>7,808</u>	750 ～ 800	<u>14,808</u>
70 ～ 80	<u>2,513</u>	280 ～ 300	<u>8,167</u>	800 ～ 850	<u>15,347</u>
80 ～ 90	<u>2,872</u>	300 ～ 320	<u>8,526</u>	850 ～ 900	<u>15,885</u>
90 ～ 100	<u>3,231</u>	320 ～ 340	<u>8,885</u>	900 ～ 950	<u>16,424</u>
100 ～ 110	<u>3,590</u>	340 ～ 360	<u>9,244</u>	950 ～ 1,000	<u>16,962</u>
110 ～ 120	<u>3,949</u>	360 ～ 380	<u>9,603</u>	1,000 ～	<u>17,501</u>

現行

表 13-(1)①-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>4,092</u>	380 ～ 400	<u>9,462</u>
5 ～ 10	<u>170</u>	130 ～ 140	<u>4,433</u>	400 ～ 420	<u>9,803</u>
10 ～ 15	<u>341</u>	140 ～ 150	<u>4,774</u>	420 ～ 440	<u>10,144</u>
15 ～ 20	<u>511</u>	150 ～ 160	<u>5,115</u>	440 ～ 460	<u>10,485</u>
20 ～ 25	<u>682</u>	160 ～ 170	<u>5,456</u>	460 ～ 480	<u>10,826</u>
25 ～ 30	<u>852</u>	170 ～ 175	<u>5,797</u>	480 ～ 500	<u>11,167</u>
30 ～ 35	<u>1,023</u>	175 ～ 180	<u>5,967</u>	500 ～ 550	<u>11,508</u>
35 ～ 40	<u>1,193</u>	180 ～ 200	<u>6,052</u>	550 ～ 600	<u>12,020</u>
40 ～ 45	<u>1,364</u>	200 ～ 220	<u>6,393</u>	600 ～ 650	<u>12,531</u>
45 ～ 50	<u>1,534</u>	220 ～ 240	<u>6,734</u>	650 ～ 700	<u>13,043</u>
50 ～ 60	<u>1,705</u>	240 ～ 260	<u>7,075</u>	700 ～ 750	<u>13,554</u>
60 ～ 70	<u>2,046</u>	260 ～ 280	<u>7,416</u>	750 ～ 800	<u>14,066</u>
70 ～ 80	<u>2,387</u>	280 ～ 300	<u>7,757</u>	800 ～ 850	<u>14,577</u>
80 ～ 90	<u>2,728</u>	300 ～ 320	<u>8,098</u>	850 ～ 900	<u>15,089</u>
90 ～ 100	<u>3,069</u>	320 ～ 340	<u>8,439</u>	900 ～ 950	<u>15,600</u>
100 ～ 110	<u>3,410</u>	340 ～ 360	<u>8,780</u>	950 ～ 1,000	<u>16,112</u>
110 ～ 120	<u>3,751</u>	360 ～ 380	<u>9,121</u>	1,000 ～	<u>16,623</u>

改正案

表 13-(1)①-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,312</u>	380 ～ 400	<u>7,659</u>
5 ～ 10	<u>138</u>	130 ～ 140	<u>3,588</u>	400 ～ 420	<u>7,935</u>
10 ～ 15	<u>276</u>	140 ～ 150	<u>3,864</u>	420 ～ 440	<u>8,211</u>
15 ～ 20	<u>414</u>	150 ～ 160	<u>4,140</u>	440 ～ 460	<u>8,487</u>
20 ～ 25	<u>552</u>	160 ～ 170	<u>4,416</u>	460 ～ 480	<u>8,763</u>
25 ～ 30	<u>690</u>	170 ～ 175	<u>4,692</u>	480 ～ 500	<u>9,039</u>
30 ～ 35	<u>828</u>	175 ～ 180	<u>4,830</u>	500 ～ 550	<u>9,315</u>
35 ～ 40	<u>966</u>	180 ～ 200	<u>4,899</u>	550 ～ 600	<u>9,729</u>
40 ～ 45	<u>1,104</u>	200 ～ 220	<u>5,175</u>	600 ～ 650	<u>10,143</u>
45 ～ 50	<u>1,242</u>	220 ～ 240	<u>5,451</u>	650 ～ 700	<u>10,557</u>
50 ～ 60	<u>1,380</u>	240 ～ 260	<u>5,727</u>	700 ～ 750	<u>10,971</u>
60 ～ 70	<u>1,656</u>	260 ～ 280	<u>6,003</u>	750 ～ 800	<u>11,385</u>
70 ～ 80	<u>1,932</u>	280 ～ 300	<u>6,279</u>	800 ～ 850	<u>11,799</u>
80 ～ 90	<u>2,208</u>	300 ～ 320	<u>6,555</u>	850 ～ 900	<u>12,213</u>
90 ～ 100	<u>2,484</u>	320 ～ 340	<u>6,831</u>	900 ～ 950	<u>12,627</u>
100 ～ 110	<u>2,760</u>	340 ～ 360	<u>7,107</u>	950 ～ 1,000	<u>13,041</u>
110 ～ 120	<u>3,036</u>	360 ～ 380	<u>7,383</u>	1,000 ～	<u>13,455</u>

現行

表 13-(1)①-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,144</u>	380 ～ 400	<u>7,270</u>
5 ～ 10	<u>131</u>	130 ～ 140	<u>3,406</u>	400 ～ 420	<u>7,532</u>
10 ～ 15	<u>262</u>	140 ～ 150	<u>3,668</u>	420 ～ 440	<u>7,794</u>
15 ～ 20	<u>393</u>	150 ～ 160	<u>3,930</u>	440 ～ 460	<u>8,056</u>
20 ～ 25	<u>524</u>	160 ～ 170	<u>4,192</u>	460 ～ 480	<u>8,318</u>
25 ～ 30	<u>655</u>	170 ～ 175	<u>4,454</u>	480 ～ 500	<u>8,580</u>
30 ～ 35	<u>786</u>	175 ～ 180	<u>4,585</u>	500 ～ 550	<u>8,842</u>
35 ～ 40	<u>917</u>	180 ～ 200	<u>4,650</u>	550 ～ 600	<u>9,235</u>
40 ～ 45	<u>1,048</u>	200 ～ 220	<u>4,912</u>	600 ～ 650	<u>9,628</u>
45 ～ 50	<u>1,179</u>	220 ～ 240	<u>5,174</u>	650 ～ 700	<u>10,021</u>
50 ～ 60	<u>1,310</u>	240 ～ 260	<u>5,436</u>	700 ～ 750	<u>10,414</u>
60 ～ 70	<u>1,572</u>	260 ～ 280	<u>5,698</u>	750 ～ 800	<u>10,807</u>
70 ～ 80	<u>1,834</u>	280 ～ 300	<u>5,960</u>	800 ～ 850	<u>11,200</u>
80 ～ 90	<u>2,096</u>	300 ～ 320	<u>6,222</u>	850 ～ 900	<u>11,593</u>
90 ～ 100	<u>2,358</u>	320 ～ 340	<u>6,484</u>	900 ～ 950	<u>11,986</u>
100 ～ 110	<u>2,620</u>	340 ～ 360	<u>6,746</u>	950 ～ 1,000	<u>12,379</u>
110 ～ 120	<u>2,882</u>	360 ～ 380	<u>7,008</u>	1,000 ～	<u>12,772</u>

改正案

表 13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>4,308</u>	380 ～ 400	<u>11,188</u>
5 ～ 10	<u>179</u>	130 ～ 140	<u>4,667</u>	400 ～ 420	<u>11,667</u>
10 ～ 15	<u>359</u>	140 ～ 150	<u>5,026</u>	420 ～ 440	<u>12,146</u>
15 ～ 20	<u>538</u>	150 ～ 160	<u>5,385</u>	440 ～ 460	<u>12,624</u>
20 ～ 25	<u>718</u>	160 ～ 170	<u>5,744</u>	460 ～ 480	<u>13,103</u>
25 ～ 30	<u>897</u>	170 ～ 175	<u>6,103</u>	480 ～ 500	<u>13,582</u>
30 ～ 35	<u>1,077</u>	175 ～ 180	<u>6,282</u>	500 ～ 550	<u>14,060</u>
35 ～ 40	<u>1,256</u>	180 ～ 200	<u>6,402</u>	550 ～ 600	<u>14,599</u>
40 ～ 45	<u>1,436</u>	200 ～ 220	<u>6,880</u>	600 ～ 650	<u>15,137</u>
45 ～ 50	<u>1,615</u>	220 ～ 240	<u>7,359</u>	650 ～ 700	<u>15,676</u>
50 ～ 60	<u>1,795</u>	240 ～ 260	<u>7,838</u>	700 ～ 750	<u>16,214</u>
60 ～ 70	<u>2,154</u>	260 ～ 280	<u>8,316</u>	750 ～ 800	<u>16,753</u>
70 ～ 80	<u>2,513</u>	280 ～ 300	<u>8,795</u>	800 ～ 850	<u>17,291</u>
80 ～ 90	<u>2,872</u>	300 ～ 320	<u>9,274</u>	850 ～ 900	<u>17,830</u>
90 ～ 100	<u>3,231</u>	320 ～ 340	<u>9,752</u>	900 ～ 950	<u>18,368</u>
100 ～ 110	<u>3,590</u>	340 ～ 360	<u>10,231</u>	950 ～ 1,000	<u>18,907</u>
110 ～ 120	<u>3,949</u>	360 ～ 380	<u>10,710</u>	1,000 ～	<u>19,445</u>

現行

表 13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>4,092</u>	380 ～ 400	<u>10,627</u>
5 ～ 10	<u>170</u>	130 ～ 140	<u>4,433</u>	400 ～ 420	<u>11,082</u>
10 ～ 15	<u>341</u>	140 ～ 150	<u>4,774</u>	420 ～ 440	<u>11,537</u>
15 ～ 20	<u>511</u>	150 ～ 160	<u>5,115</u>	440 ～ 460	<u>11,991</u>
20 ～ 25	<u>682</u>	160 ～ 170	<u>5,456</u>	460 ～ 480	<u>12,446</u>
25 ～ 30	<u>852</u>	170 ～ 175	<u>5,797</u>	480 ～ 500	<u>12,901</u>
30 ～ 35	<u>1,023</u>	175 ～ 180	<u>5,967</u>	500 ～ 550	<u>13,355</u>
35 ～ 40	<u>1,193</u>	180 ～ 200	<u>6,081</u>	550 ～ 600	<u>13,867</u>
40 ～ 45	<u>1,364</u>	200 ～ 220	<u>6,535</u>	600 ～ 650	<u>14,378</u>
45 ～ 50	<u>1,534</u>	220 ～ 240	<u>6,990</u>	650 ～ 700	<u>14,890</u>
50 ～ 60	<u>1,705</u>	240 ～ 260	<u>7,445</u>	700 ～ 750	<u>15,401</u>
60 ～ 70	<u>2,046</u>	260 ～ 280	<u>7,899</u>	750 ～ 800	<u>15,913</u>
70 ～ 80	<u>2,387</u>	280 ～ 300	<u>8,354</u>	800 ～ 850	<u>16,424</u>
80 ～ 90	<u>2,728</u>	300 ～ 320	<u>8,809</u>	850 ～ 900	<u>16,936</u>
90 ～ 100	<u>3,069</u>	320 ～ 340	<u>9,263</u>	900 ～ 950	<u>17,447</u>
100 ～ 110	<u>3,410</u>	340 ～ 360	<u>9,718</u>	950 ～ 1,000	<u>17,959</u>
110 ～ 120	<u>3,751</u>	360 ～ 380	<u>10,173</u>	1,000 ～	<u>18,470</u>

改正案

表 13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,312</u>	380 ～ 400	<u>8,602</u>
5 ～ 10	<u>138</u>	130 ～ 140	<u>3,588</u>	400 ～ 420	<u>8,970</u>
10 ～ 15	<u>276</u>	140 ～ 150	<u>3,864</u>	420 ～ 440	<u>9,338</u>
15 ～ 20	<u>414</u>	150 ～ 160	<u>4,140</u>	440 ～ 460	<u>9,706</u>
20 ～ 25	<u>552</u>	160 ～ 170	<u>4,416</u>	460 ～ 480	<u>10,074</u>
25 ～ 30	<u>690</u>	170 ～ 175	<u>4,692</u>	480 ～ 500	<u>10,442</u>
30 ～ 35	<u>828</u>	175 ～ 180	<u>4,830</u>	500 ～ 550	<u>10,810</u>
35 ～ 40	<u>966</u>	180 ～ 200	<u>4,922</u>	550 ～ 600	<u>11,224</u>
40 ～ 45	<u>1,104</u>	200 ～ 220	<u>5,290</u>	600 ～ 650	<u>11,638</u>
45 ～ 50	<u>1,242</u>	220 ～ 240	<u>5,658</u>	650 ～ 700	<u>12,052</u>
50 ～ 60	<u>1,380</u>	240 ～ 260	<u>6,026</u>	700 ～ 750	<u>12,466</u>
60 ～ 70	<u>1,656</u>	260 ～ 280	<u>6,394</u>	750 ～ 800	<u>12,880</u>
70 ～ 80	<u>1,932</u>	280 ～ 300	<u>6,762</u>	800 ～ 850	<u>13,294</u>
80 ～ 90	<u>2,208</u>	300 ～ 320	<u>7,130</u>	850 ～ 900	<u>13,708</u>
90 ～ 100	<u>2,484</u>	320 ～ 340	<u>7,498</u>	900 ～ 950	<u>14,122</u>
100 ～ 110	<u>2,760</u>	340 ～ 360	<u>7,866</u>	950 ～ 1,000	<u>14,536</u>
110 ～ 120	<u>3,036</u>	360 ～ 380	<u>8,234</u>	1,000 ～	<u>14,950</u>

注 1)・注 2) (略)

イー 1 3 ー (1) 都市防災推進事業

イー 1 3 ー (1) ②宅地耐震化推進事業

現行

表 13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表(準耐火建築物)

a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額	a)対象床面積	b)金額
㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円	㎡以上 ㎡未満	千円
～5	0	120 ～ 130	<u>3,144</u>	380 ～ 400	<u>8,165</u>
5 ～ 10	<u>131</u>	130 ～ 140	<u>3,406</u>	400 ～ 420	<u>8,515</u>
10 ～ 15	<u>262</u>	140 ～ 150	<u>3,668</u>	420 ～ 440	<u>8,864</u>
15 ～ 20	<u>393</u>	150 ～ 160	<u>3,930</u>	440 ～ 460	<u>9,213</u>
20 ～ 25	<u>524</u>	160 ～ 170	<u>4,192</u>	460 ～ 480	<u>9,563</u>
25 ～ 30	<u>655</u>	170 ～ 175	<u>4,454</u>	480 ～ 500	<u>9,912</u>
30 ～ 35	<u>786</u>	175 ～ 180	<u>4,585</u>	500 ～ 550	<u>10,261</u>
35 ～ 40	<u>917</u>	180 ～ 200	<u>4,672</u>	550 ～ 600	<u>10,654</u>
40 ～ 45	<u>1,048</u>	200 ～ 220	<u>5,021</u>	600 ～ 650	<u>11,047</u>
45 ～ 50	<u>1,179</u>	220 ～ 240	<u>5,371</u>	650 ～ 700	<u>11,440</u>
50 ～ 60	<u>1,310</u>	240 ～ 260	<u>5,720</u>	700 ～ 750	<u>11,833</u>
60 ～ 70	<u>1,572</u>	260 ～ 280	<u>6,069</u>	750 ～ 800	<u>12,226</u>
70 ～ 80	<u>1,834</u>	280 ～ 300	<u>6,419</u>	800 ～ 850	<u>12,619</u>
80 ～ 90	<u>2,096</u>	300 ～ 320	<u>6,768</u>	850 ～ 900	<u>13,012</u>
90 ～ 100	<u>2,358</u>	320 ～ 340	<u>7,117</u>	900 ～ 950	<u>13,405</u>
100 ～ 110	<u>2,620</u>	340 ～ 360	<u>7,467</u>	950 ～ 1,000	<u>13,798</u>
110 ～ 120	<u>2,882</u>	360 ～ 380	<u>7,816</u>	1,000 ～	<u>14,191</u>

注 1)・注 2) (略)

イー 1 3 ー (1) 都市防災推進事業

イー 1 3 ー (1) ②宅地耐震化推進事業

改正案	現行												
2. 施行地区 1～4 (略) 5 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。 一 次のいずれかに該当する区域 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域、<u>又は安定計算による安全率が1を下回る区域及び隣接する区域</u> ロ (略) 二・三 (略) 6～8 (略) イー13－(2) 市街地再開発事業等 2. 定義 市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。その他イー13－(2) 関係部分における用語の定義は、次の(5)から<u>(61)</u>までに定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <td>(1)～(50) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>(51) 都市計画区域マスタープラン</u></td><td><u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいう。</u></td></tr> <tr> <td><u>(52)～(61)</u> (略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 3. 交付対象要件	(1)～(50) (略)		<u>(51) 都市計画区域マスタープラン</u>	<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいう。</u>	<u>(52)～(61)</u> (略)	(略)	2. 施行地区 1～4 (略) 5 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。 一 次のいずれかに該当する区域 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域 ロ (略) 二・三 (略) 6～8 (略) イー13－(2) 市街地再開発事業等 2. 定義 市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。その他イー13－(2) 関係部分における用語の定義は、次の(5)から<u>(60)</u>までに定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <td>(1)～(50) (略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>(51)～(60)</u> (略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 3. 交付対象要件	(1)～(50) (略)		<u>(新設)</u>		<u>(51)～(60)</u> (略)	(略)
(1)～(50) (略)													
<u>(51) 都市計画区域マスタープラン</u>	<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいう。</u>												
<u>(52)～(61)</u> (略)	(略)												
(1)～(50) (略)													
<u>(新設)</u>													
<u>(51)～(60)</u> (略)	(略)												

改正案	現行
本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。 I. 市街地再開発事業 第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1から4まで及び7から<u>1.2</u>までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1、2、4、5及び7から<u>1.2</u>までを満たすものであること。 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。 2 次のイ又はロに該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。 イ 次の(1)及び(2)に該当すること (1) 2号・2項地区<u>又は都市計画区域マスタープランにおいて都市の拠点として位置づけられたエリア</u>として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの (2) (略) ロ (略) 3～6 (略) 7 人口<u>5万人</u>以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費10億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に	本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。 I. 市街地再開発事業 第一種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1から4まで及び7から<u>1.1</u>までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあつては、次の1、2、4、5及び7から<u>1.1</u>までを満たすものであること。 1 既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。 2 次のイ又はロに該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。 イ 次の(1)及び(2)に該当すること (1) 2号・2項地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの (2) (略) ロ (略) 3～6 (略) 7 人口<u>20万人</u>以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費10億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー12-(1)の2.の第2項に

改正案	現行
規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。<u>（なお、令和 9 年度以前に着手しているものは除く。）</u> 8～10 （略） <u>1.1 延べ面積が 2,000 m²以上の施設建築物の新築については、ライフサイクルカーボン評価（建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体において排出される CO2 等を算定・評価することをいう。）を実施し、その結果を国土交通省へ報告すること。</u> <u>1.2</u> （略） Ⅱ （略） Ⅲ 防災街区整備事業 1～3 （略） 4 人口 <u>5万人</u> 以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー 12－（1）の 2. の第 2 項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴	規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。 8～10 （略） <u>（新設）</u> <u>1.1</u> （略） Ⅱ （略） Ⅲ 防災街区整備事業 1～3 （略） 4 人口 <u>20 万人</u> 以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイー 12－（1）の 2. の第 2 項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の

改正案	現行
う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。<u>(なお、令和９年度以前に着手しているものは除く。)</u> ５～６ （略） Ⅳ （略） ４． （略） ５． 経過措置 １～９ （略） <u>１０ イー１３－（２）の３．のⅠ第１１号の規定の適用については、この要綱の施行（令和８年４月７日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。</u> イー１３－（６）都市再生区画整理事業 １． 定義 都市再生区画整理事業とは、次の第１項から第４項までに定める事業をいう。その他イー１３－（６）関係部分における用語の定義は、土地区画整理法（以下イー１３－（６）関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第５項から第３８項までに定めるところによる。	導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。 ５～６ （略） Ⅳ （略） ４． （略） ５． 経過措置 １～９ （略） <u>（新設）</u> イー１３－（６）都市再生区画整理事業 １． 定義 都市再生区画整理事業とは、次の第１項から第４項までに定める事業をいう。その他イー１３－（６）関係部分における用語の定義は、土地区画整理法（以下イー１３－（６）関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第５項から第３８項までに定めるところによる。

改正案	現行
1～25 (略) 26 「立体換地建築物」とは、次の<u>イ及びロに該当する地区であって、かつ、ハからホ</u>のいずれかに該当する地区において整備される法第93条に規定する建築物をいう。 <u>イ 法第93条に規定する建築物の整備が、次のいずれかに該当する法律により国の関与が政策上位置づけられた区域内で実施される事業であるもの</u> (1) <u>都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1キロメートルの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500メートルの範囲内において行われるもの</u> (2) <u>都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの</u> (3) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの</u> (4) <u>被災市街地復興特別措置法第5条第1項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において行われるもの</u> <u>ロ 法第93条に規定する建築物の整備が、次に掲げる全ての要件を満たす事業マネジメントを徹底した事業であるもの</u> (1) <u>工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること</u> (2) <u>事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が</u>	1～25 (略) 26 「立体換地建築物」とは、次の<u>要件</u>のいずれかに該当する地区において整備される法第93条に規定する建築物をいう。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>十分に果たされるものであること</u> <u>(3) 事業当初及び見直し時点における工事費及び保留地処分単価が、市場の工事動向や市場価格と比較して適切であること</u> <u>ハ～ホ</u>（略） 27 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる<u>次に掲げる費用に相当する額</u>を限度とし、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる<u>次に掲げる費用に相当する額</u>を限度とする。 イ 調査設計に要する費用 <u>立体換地建築物の基本設計及び建築設計に要する費用にあつては、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）をもとに算出した額を標準とする。</u> ロ・ハ （略） ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費 (1) （略） (2) その他の施設に係る費用 ①～⑦ （略） ⑧ 駐車場の整備に要する費用	<u>イ～ハ</u>（略） 27 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。 イ 調査設計に要する費用 <u>（新設）</u> ロ・ハ （略） ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費 (1) （略） (2) その他の施設に係る費用 ①～⑦ （略） ⑧ 駐車場の整備に要する費用

改正案	現行
駐車場の整備に要する費用（<u>⑨に掲げるb、c、d又はeのいずれにも該当しないものにおいては、</u>条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。 ⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。） 工事費算定式：$P = C \times (S1 / S2) + E$ P：共用通行部分の整備に要する費用 C：立体換地建築物の建築主体工事費 （全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。） S1：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2：立体換地建築物の延べ面積 E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費 a～d （略）	<u>条例により駐車場の附置義務のある地区における</u>駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。 ⑨ 共用通行部分の整備に要する費用 次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。） 工事費算定式：$P = C \times (S1 / S2) + E$ P：共用通行部分の整備に要する費用 C：立体換地建築物の建築主体工事費 （全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。） S1：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S2：立体換地建築物の延べ面積 E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費 a～d （略）

改正案	現行
e <u>都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1キロメートルの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500メートルの範囲内において行われるものである場合</u> ⑩～⑫ （略） ⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用 車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）<u>、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設</u>の整備に要する費用 ⑭ <u>共用搬入施設の整備に要する費用</u> <u>⑨に掲げるb、c、d又はeに該当する場合で、共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用</u> ⑮ <u>防音・防振工事に要する費用</u> <u>⑨に掲げるb、c、d又はeに該当する場合で、工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用</u> ⑯ <u>防災関連施設の整備に要する費用</u> <u>備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用</u> <u>（削除）</u>	e <u>3. の第2項第3号の要件に該当する地区内の土地区画整理事業である場合</u> ⑩～⑫ （略） ⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用 車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）<u>及び緊急連絡装置</u>の整備に要する費用 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ホ <u>駐車場の整備費</u> <u>土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の4分の1とみなす。）とし、概ね300台分の費用を限度とする。</u>

改正案	現行
28～41 (略) 6. 雑則 1～9 (略) <u>10 本改正要綱の施行（令和8年4月7日）の際、現に改正前の要綱に基づき実施されている事業は、なお従前の例によるものとする。</u> イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業 2. 整備地区 都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第1号又は第2号に掲げる条件に該当する地区とする。 一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。 イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する	<u>(1) 設計費</u> ① <u>基本設計費</u> <u>駐車場の基本設計に要する費用</u> ② <u>地盤調査費</u> <u>駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用</u> ③ <u>実施設計費</u> <u>駐車場の実施設計に要する費用</u> <u>(2) 施設整備費</u> <u>駐車場の建設に要する費用</u> 28～41 (略) 6. 雑則 1～9 (略) <u>(新設)</u> イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業 2. 整備地区 都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第1号又は第2号に掲げる条件に該当する地区とする。 一 次の要件のいずれかに該当する地区であること。 イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（同条第2項第2号に規定する居住

改正案	現行
居住誘導区域（以下イー１３－（８）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下イー１３－（８）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）（以下イー１３－（８）関係部分において「立地適正化計画」という。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イー１３－（８）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限る。）（以下イー１３－（８）関係部分において「地域生活拠点」という。）。 （１） （略） （２） 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イー１３－（８）関係部分において「連携市町村」という。）<u>を含む都市圏を対象とした</u>広域的な立地適正化の方針（※１）（以下イー１３－（８）関係部分において「広域的な立地適正化の方針」という。）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 （３） （略） （４） 基幹市町村及び連携市町村<u>を含む都市圏を対象とした</u>広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。	誘導区域（以下イー１３－（８）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下イー１３－（８）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）（以下イー１３－（８）関係部分において「立地適正化計画」という。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イー１３－（８）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限る。）（以下イー１３－（８）関係部分において「地域生活拠点」という。）。 （１） （略） （２） 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イー１３－（８）関係部分において「連携市町村」という。）<u>が共同して作成した</u>広域的な立地適正化の方針（※１）（以下イー１３－（８）関係部分において「広域的な立地適正化の方針」という。）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 （３） （略） （４） 基幹市町村及び連携市町村<u>が共同して作成した</u>広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

改正案	現行
(※1) <u>広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、都道府県が作成するもの又は都道府県と市町村が共同して作成するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。</u> (※2) (略) □ (略) 二 (略) 4. 交付対象事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。 以下のロ及びハについては、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業とする。 ただし、以下のロ（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。 なお、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、地域公共交通再構築事業について、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業は、事業費を全体事業費に含めることができる。 また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、<u>以下の事業については、この限</u>	(※1) <u>複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。</u> (※2) (略) □ (略) 二 (略) 4. 交付対象事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。 以下のロ及びハについては、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業とする。 ただし、以下のロ（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。 なお、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、地域公共交通再構築事業について、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業は、事業費を全体事業費に含めることができる。 また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、

改正案	現行
<u>りではない。</u> ① 平成３０年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業。 ② <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号）第５条第８号の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（以下イー１３－（８）関係部分において「歴まち計画」という。）の重点区域内であり、かつ、同計画に位置づけられた事業（ただし、フリンジ駐車場の整備など、歴まち計画の重点区域内の取組に資する事業については、区域周辺で実施する事業を含む。（以下イー１３－（８）関係部分において同じ。））であって、駐車場の配置適正化や立地規制、歩行空間化、車両の流入抑制等の取組と連携して実施する事業。</u> イ （略） ロ 公共的空間等の整備に関する事業 （１）～（７） （略） （８） <u>二輪車等</u>駐車場の整備 （９）～（１３） （略） ハ （略） ６ 雑則 一・二 （略） <u>三 経過措置</u> <u>附属第Ⅱ編イー１３－（８）２において、広域的な立地適正化の</u>	平成３０年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業<u>についてはこの限りではない。</u> <u>（新設）</u> イ （略） ロ 公共的空間等の整備に関する事業 （１）～（７） （略） （８） <u>自転車</u>駐車場の整備 （９）～（１３） （略） ハ （略） ６ 雑則 一・二 （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行												
<u>方針の定義を、都道府県が策定するもの又は都道府県と市町村が共同して策定するものとしていることについて、令和８年度末までに作成される広域的な立地適正化の方針は、複数の市町村が共同して作成したものを含む。</u> イー１５ 地域住宅計画に基づく事業 イー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業 ４．地域住宅計画 表イー１５－（１）－１（地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業） <table> <tr> <th>交付対象事業</th><th>交付対象事業の費用の範囲</th></tr> <tr> <td>１．～１１．（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>１２．住宅・建築物省エネ等改修推進事業</td><td>（略）</td></tr> </table> イー１６－（１）市街地再開発事業 ３．対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行） 交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	１．～１１．（略）	（略）	１２．住宅・建築物省エネ等改修推進事業	（略）	イー１５ 地域住宅計画に基づく事業 イー１５－（１）地域住宅計画に基づく事業 ４．地域住宅計画 表イー１５－（１）－１（地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業） <table> <tr> <th>交付対象事業</th><th>交付対象事業の費用の範囲</th></tr> <tr> <td>１．～１１．（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>１２．住宅・建築物省エネ改修推進事業</td><td>（略）</td></tr> </table> イー１６－（１）市街地再開発事業 ３．対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行） 交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	１．～１１．（略）	（略）	１２．住宅・建築物省エネ改修推進事業	（略）
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲												
１．～１１．（略）	（略）												
１２．住宅・建築物省エネ等改修推進事業	（略）												
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲												
１．～１１．（略）	（略）												
１２．住宅・建築物省エネ改修推進事業	（略）												

改正案	現行
適合する事業とする。 1 共通要件 (1) 事業の位置付け 次のイ又はロに該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であること。 イ 次の①及び②に該当すること ① 都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」<u>又は都市計画区域マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）において都市の拠点として位置づけられたエリア</u>として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの ②（略） ロ（略） (2) ～ (6) （略） <u>(7) ライフサイクルカーボン評価の実施に関する要件</u> <u>延べ面積が2,000㎡以上の施設建築物の新築については、ライフサイクルカーボン評価（建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体において排出されるCO2等を算定・評価することをいう。）を実施し、その結果を国土交通省へ報告すること。</u> 2～4（略）	適合する事業とする。 1 共通要件 (1) 事業の位置付け 次のイ又はロに該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であること。 イ 次の①及び②に該当すること ① 都市再開発法第2条の3第1項第2号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの ②（略） ロ（略） (2) ～ (6) （略） <u>（新設）</u> 2～4（略）

改正案	現行
7. 雑則 1～9（略） <u>10 この要綱の施行（令和8年4月7日）までに着手している事業におけるイー16-（1）の3.1（7）の規定の適用については、なお従前の例による。</u> イー16-（2）優良建築物等整備事業 2. 定義 1（略） 2 イー16-（2）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 優良再開発型優良建築物等整備事業 次のいずれかに該当する事業をいう。 イ・ロ（略） ハ マンション建替タイプ <u>要除却等認定基準（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション再生円滑化法」という。）第163条の56第2項各号の基準をいう。）</u>に該当する共同住宅（当該共同住宅が取壊し等により、現に共同住宅として使用されていない場合を含む。）に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権を有する者（以下イー16-（2）関係部分において「区分所有者」という。）又は区分所有者の同意を得た者が1人で、又は数人共同して、当該権利の目的となっている敷地等の区	7. 雑則 1～9（略） <u>（新設）</u> イー16-（2）優良建築物等整備事業 2. 定義 1（略） 2 イー16-（2）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 優良再開発型優良建築物等整備事業 次のいずれかに該当する事業をいう。 イ・ロ（略） ハ マンション建替タイプ <u>要除却認定基準（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年6月19日法律第78号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）第102条第2項各号の基準をいう。）</u>に該当する共同住宅（当該共同住宅が取壊し等により、現に共同住宅として使用されていない場合を含む。）に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律<u>4月4日</u>第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権を有する者（以下イー16-（2）関係部分において「区分所有者」という。）又は区分所有者の同意を得た者が1人で、又は数人共同して、当該権利の目的となって

改正案	現行
域内で行う共同住宅の建替え及びその敷地等の整備であり、次の要件のすべてに該当するものをいう。 (1)・(2) (略) (3) 以下のいずれかに該当するものであること。 ① 区分所有法第62条第1項の規定による建替え決議、<u>同法第64条の6第1項の規定による建物敷地売却決議、同法第64条の7第1項の規定による建物取壊し敷地売却決議</u>若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。 ② (略) (4) 建替え後の建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること。ただし、<u>区分所有法第64条の6第1項の規定による建物敷地売却決議又は同法第64条の7第1項の規定による建物取壊し敷地売却決議</u>を経て整備される建築物については適用しない。 (5) 供給される住宅が次の①及び②に掲げる基準に適合したものであること。ただし、<u>マンション再生円滑化法第9条第1項又は第45条第1項</u>の認可に基づき実施されるマンション建替事業については、①の規定は適用しない。 (6) (略) 二～三十三 (略) 三十四 専有部整備費 第三十号、第三十一号、第三十二号又は	いる敷地等の区域内で行う共同住宅の建替え及びその敷地等の整備であり、次の要件のすべてに該当するものをいう。 (1)・(2) (略) (3) 以下のいずれかに該当するものであること。 ① 区分所有法第62条第1項の規定による建替え決議、<u>マンション建替え円滑化法第108条の規定によるマンション敷地売却決議</u>若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。 ② (略) (4) 建替え後の建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること。ただし、<u>マンション建替え円滑化法第108条の規定によるマンション敷地売却決議</u>を経て整備される建築物については適用しない。 (5) 供給される住宅が次の①及び②に掲げる基準に適合したものであること。ただし、<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年6月19日法律第78号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）第9条第1項又は第45条第1項</u>の認可に基づき実施されるマンション建替事業については、①の規定は適用しない。 (6) (略) 二～三十三 (略) 三十四 専有部整備費 第三十号、第三十一号、第三十二号又は

改正案	現行
第三十三号の施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用をいう。 三十五～三十八（略） 4. 建築物及びその敷地の基準 優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号（既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。）に適合するものでなくてはならない。 一～九（略） 十 建築物は、次のイから <u>三</u> までに掲げる基準に適合したものであること。 イ～ハ（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	第三十三号の施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用をいう。 <u>ただし、特定非営利活動法人等が整備する場合は、当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額とする。</u> 三十五～三十八（略） 4. 建築物及びその敷地の基準 優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号（既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。）に適合するものでなくてはならない。 一～九（略） 十 建築物は、次のイから <u>上</u> までに掲げる基準に適合したものであること。 イ～ハ（略） <u>三 新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。</u> <u>ホ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第5項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。</u> <u>ヘ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定</u>

改正案	現行
<u>(削除)</u> 二 <u>次のいずれにも該当しないこと。</u> ① <u>土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域をいう。）又は地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づく地すべり防</u>	<u>する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。</u> ト <u>原則として、次の①及び②に掲げる区域に立地する住宅の新築を行うものに該当しないこと。</u> ① <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域</u> ② <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3 m以上の区域をいう。）</u> <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>止区域をいう。)に立地する住宅の新築を行うもの。</u> ② <u>都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第5項の規定に基づく公表に係るもの。</u> ③ <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域、かつ、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域をいう。以下同じ。）又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。以下同じ。）に立地する住宅の新築を行うもの。</u> ④ <u>土砂災害警戒区域又は浸水想定区域、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域に立地する住宅の新築を行うもの。</u> 5. 交付対象事業 一 （略） 二 都市再構築型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は次に掲げるものとする。ただし、中心拠点誘導施設については同種の施設が当該地方公共団体の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。 イ （略）	5. 交付対象事業 一 （略） 二 都市再構築型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は次に掲げるものとする。ただし、中心拠点誘導施設については同種の施設が当該地方公共団体の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。 イ （略）

改正案	現行
□ 優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び用地取得（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、専有部整備（中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設及び高齢者交流拠点誘導施設の部分に限る。）を行う施行者に対する事業主体の補助	□ 優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び用地取得（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、専有部整備（中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設及び高齢者交流拠点誘導施設の部分に限り、当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額とする。）を行う施行者に対する事業主体の補助
8. その他 優良建築物等整備事業の運営は、イー１６－（２）に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。 1 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令367号） 2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号） 3～8 （略）	8. その他 優良建築物等整備事業の運営は、イー１６－（２）に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。 1 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令367号） 2 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号） 3～8 （略）
9. 雑則 1～14 （略） <u>15 この要綱の施行（令和８年４月７日）までに着手している事業については、なお従前の例による。</u>	9. 雑則 1～14 （略） <u>（新設）</u>
イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業 1. 目的 この事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機	イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業 1. 目的 この事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機

改正案	現行
能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生、<u>水害に対する安全性確保</u>等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
2. 定義 1 (略) 2 イ-16-(8)において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十三 (略) 二十四 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる事業をいう。 イ (略) ロ 密集住宅市街地整備型重点整備地区<u>又は水害対策型重点整備型</u>において行う次のaからcまでに掲げる事業をいう。 a～c (略) 二十五 (略) <u>二十六 浸水想定区域等 水防法（昭和24年法律第193号）第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域若しくは同法第14条の3の高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域をいう。</u> <u>二十七 浸水対策改修事業 住宅・建築物の浸水対策のために行う嵩上げ、ピロティ化、止水版又は囲い塀の設置、耐水化に関する事業で、次のイ及びロを満たすものをいう。</u>	2. 定義 1 (略) 2 イ-16-(8)において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十三 (略) 二十四 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる事業をいう。 イ (略) ロ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う次のaからcまでに掲げる事業をいう。 a～c (略) 二十五 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>イ 避難所等の防災拠点又は災害危険区域などの水害に関する建築制限により既存不適格となった住宅・建築物において実施する嵩上げ又はピロティ化</u> <u>ロ 災害危険区域などの水害に関する建築制限により既存不適格となった住宅・建築物又は浸水想定区域等の指定等（更新を含む。）以前に建築された住宅・建築物において実施する止水板若しくは囲い塀の設置又は耐水化</u> <u>二十八 緊急避難・一時滞在場所整備事業 避難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫又は受入関連施設の整備する事業で次のイからホに掲げるすべての要件を満たすものをいう。</u> <u>イ 水害時において 20 人以上の避難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること</u> <u>ロ 浸水想定区域等の区域又はその隣接する地域において整備されるものであること</u> <u>ハ 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること</u> <u> a 新築する場合にあっては、津波に関する避難場所（地震による揺れが小さい遠地津波のみに対応するものを除く）については、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 1 の 1－1 に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級 2 に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用</u>	<u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。</u> <u>b 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。）</u> <u>c 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。</u> <u>二 通常在館者及び避難者が、当該施設において３日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。</u> <u>ホ 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>a 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの</u> <u>b 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの</u> <u>c a及びbに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの</u> <u>二十九～三十六</u> （略） <u>三十七</u> 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。 イ 公営住宅整備事業等補助要領（平成8年建設省住備発第83号）第2第1号に定める公営住宅整備事業及び同第4号に定め	<u>二十六～三十三</u> （略） <u>三十四</u> 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。 イ 公営住宅整備事業等補助要領（平成8年建設省住備発第83号）第2第1号に定める公営住宅整備事業及び同第4号に定め

改正案	現行
る準公営住宅整備事業 □ 地域優良賃貸住宅整備事業補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 条第 3 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 ハ 公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年建設省住備発第 34 号）第 3 第 1 号に定める公営住宅等ストック総合改善事業 ニ 公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成 3 年建設省住建発第 103 号）に定める公営住宅等駐車場整備事業 ホ 公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 6 年建設省住備発第 56 号）第 2 各号に定める補助金の交付の対象となる事業 <u>三十八～四十</u> （略） <u>四十二</u> ZEH 水準 強化外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。 <u>四十二</u> （略）	る準公営住宅整備事業 □ 地域優良賃貸住宅整備事業補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号）第 2 条第 3 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業（以下第 4 関係部分において単に「<u>地域優良賃貸住宅整備事業</u>」という。） ハ 公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年建設省住備発第 34 号）第 3 第 1 号に定める公営住宅等ストック総合改善事業 ニ 公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成 3 年建設省住建発第 103 号）に定める公営住宅等駐車場整備事業 ホ 公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 6 年建設省住備発第 56 号）第 2 各号に定める補助金の交付の対象となる事業 <u>三十五～三十七</u> （略） <u>三十八</u> ZEH 水準 強化外皮基準（<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する</u>評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。 <u>三十九</u> （略）
4. 重点整備地区 重点整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域住宅団地再生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあつては第 2 号に掲げる要件に限る。）に該当するものでなければならない。	4. 重点整備地区 重点整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域住宅団地再生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあつては第 2 号に掲げる要件に限る。）に該当するものでなければならない。

改正案	現行
一 (略) 二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。 イ～ニ (略) <u>ホ 水害対策型</u> <u>次に掲げる要件に該当すること。</u> <u>a 浸水想定区域等内に存すること。</u> <u>b 浸水被害発生時の緊急避難先が地区内に不足していること。</u> 5. 住宅市街地整備計画 住宅市街地総合整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の第1項から第3項までに掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画を記載するものとする。 1 (略) 2 住宅市街地整備計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。 一 (略) 二 快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成、都市の機能の更新、良好なコミュニティの形成、密集住宅市街地の整備改善、住宅団地の再生、<u>水害に対する安全性確保</u>等に資するよう、住宅等、公共施設及び公益施設の整備が行われること。 3・4 (略) 5 都道府県知事又は市町村長が地域住宅計画（地域住宅法第6条第2項第1号に係るものとして住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）<u>及び住宅市街地総合整備事業（水害対策型）</u>を記載しているものに限る。）を作成し、同法第7条第1項の規定に基づき国	一 (略) 二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。 イ～ニ (略) <u>(新設)</u> 5. 住宅市街地整備計画 住宅市街地総合整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の第1項から第3項までに掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画を記載するものとする。 1 (略) 2 住宅市街地整備計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。 一 (略) 二 快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成、都市の機能の更新、良好なコミュニティの形成、密集住宅市街地の整備改善、住宅団地の再生等に資するよう、住宅等、公共施設及び公益施設の整備が行われること。 3・4 (略) 5 都道府県知事又は市町村長が地域住宅計画（地域住宅法第6条第2項第1号に係るものとして住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を記載しているものに限る。）を作成し、同法第7条第

改正案	現行																																
土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に住宅市街地整備計画が記載されたものとみなすことができるものとし、6.の規定は適用しないものとする。 14. 交付対象事業 交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。 一 地方公共団体が行う次の表の（イ）欄に掲げる事業（住宅・建築物耐震改修等事業、民間建設型都市再生住宅等整備及び延焼遮断帯形成事業を除く。） 二 次の表の（ロ）欄に掲げる施行者等及び地元住民協議会等が行う（イ）欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業 <table> <tr> <th>（イ）</th><th>（ロ）</th></tr> <tr> <td colspan="2">整備計画策定等事業</td></tr> <tr> <td>整備計画作成</td><td></td></tr> <tr> <td>事業計画作成</td><td>地方住宅供給公社（注1） 民間事業者等（NPO法人等を含む。）</td></tr> <tr> <td>推進事業</td><td>地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等</td></tr> <tr> <td>地域防災力向上事業（注2）</td><td>地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等</td></tr> <tr> <td colspan="2">都市・居住環境整備基本計画作成（注3）</td></tr> <tr> <td>都市・居住環境整備基本計画</td><td></td></tr> </table>	（イ）	（ロ）	整備計画策定等事業		整備計画作成		事業計画作成	地方住宅供給公社（注1） 民間事業者等（NPO法人等を含む。）	推進事業	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等	地域防災力向上事業（注2）	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等	都市・居住環境整備基本計画作成（注3）		都市・居住環境整備基本計画		1項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に住宅市街地整備計画が記載されたものとみなすことができるものとし、6.の規定は適用しないものとする。 14. 交付対象事業 交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。 一 地方公共団体が行う次の表の（イ）欄に掲げる事業（住宅・建築物耐震改修等事業、民間建設型都市再生住宅等整備及び延焼遮断帯形成事業を除く。） 二 次の表の（ロ）欄に掲げる施行者等及び地元住民協議会等が行う（イ）欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業 <table> <tr> <th>（イ）</th><th>（ロ）</th></tr> <tr> <td colspan="2">整備計画策定等事業</td></tr> <tr> <td>整備計画作成</td><td></td></tr> <tr> <td>事業計画作成</td><td>地方住宅供給公社（注1） 民間事業者等（NPO法人等を含む。）</td></tr> <tr> <td>推進事業</td><td>地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等</td></tr> <tr> <td>地域防災力向上事業（注2）</td><td>地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等</td></tr> <tr> <td colspan="2">都市・居住環境整備基本計画作成（注3）</td></tr> <tr> <td>都市・居住環境整備基本計画</td><td></td></tr> </table>	（イ）	（ロ）	整備計画策定等事業		整備計画作成		事業計画作成	地方住宅供給公社（注1） 民間事業者等（NPO法人等を含む。）	推進事業	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等	地域防災力向上事業（注2）	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等	都市・居住環境整備基本計画作成（注3）		都市・居住環境整備基本計画	
（イ）	（ロ）																																
整備計画策定等事業																																	
整備計画作成																																	
事業計画作成	地方住宅供給公社（注1） 民間事業者等（NPO法人等を含む。）																																
推進事業	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等																																
地域防災力向上事業（注2）	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等																																
都市・居住環境整備基本計画作成（注3）																																	
都市・居住環境整備基本計画																																	
（イ）	（ロ）																																
整備計画策定等事業																																	
整備計画作成																																	
事業計画作成	地方住宅供給公社（注1） 民間事業者等（NPO法人等を含む。）																																
推進事業	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等																																
地域防災力向上事業（注2）	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等																																
都市・居住環境整備基本計画作成（注3）																																	
都市・居住環境整備基本計画																																	

改正案				現行			
		作成				作成	
		事業推進コーディネート	地方住宅供給公社等			事業推進コーディネート	地方住宅供給公社等
		市街地住宅等整備事業				市街地住宅等整備事業	
		共同施設整備等 (注4)	地方住宅供給公社 民間事業者等			共同施設整備等 (注4)	地方住宅供給公社 民間事業者等
		循環利用住宅整備	地方住宅供給公社 民間事業者等			循環利用住宅整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
		公共空間等整備				公共空間等整備	
		公共空間整備	地方住宅供給公社 民間事業者等			公共空間整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
		公開空地整備	地方住宅供給公社 民間事業者等			公開空地整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
		駅施設整備	地方住宅供給公社 民間事業者等			駅施設整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
		居住環境形成施設整備事業				居住環境形成施設整備事業	
		老朽建築物等除却(注5)	民間事業者等(NPO法人等を含む。)			老朽建築物等除却(注5)	民間事業者等(NPO法人等を含む。)
		地区公共施設等整備	地方住宅供給公社(注6) 民間事業者等(NPO法人等を含む。)			地区公共施設等整備	地方住宅供給公社(注6) 民間事業者等(NPO法人等を含む。)
		仮設住宅等設置	民間事業者等(NPO法人等を含む。)			仮設住宅等設置	民間事業者等(NPO法人等を含む。)
		延焼遮断帯形成事業	民間事業者等			延焼遮断帯形成事業	民間事業者等
		住宅・建築物耐震改修等事業(注7)	民間事業者等			住宅・建築物耐震改修等事業(注7)	民間事業者等
		浸水対策改修事業	民間事業者等(NPO法人等を含む。)			(新設)	

改正案		現行	
	<u>む。)</u>		
緊急避難・一時滞在場所整備事業	民間事業者等（NPO法人等を含む。）	<u>（新設）</u>	
民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	対象住宅の家主	民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	対象住宅の家主
防災街区整備事業	個人施行者、防災街区整備事業組合、 防災街区計画整備組合、事業会社、都 市再生機構、地方住宅供給公社、特定 建築者、準備組織	防災街区整備事業	個人施行者、防災街区整備事業組合、 防災街区計画整備組合、事業会社、都 市再生機構、地方住宅供給公社、特定 建築者、準備組織
都市再生住宅等整備事業		都市再生住宅等整備事業	
民間建設型都市再生住宅等		民間建設型都市再生住宅等	
民間建設型都市再生住宅等 整備	地方住宅供給公社 民間事業者等	民間建設型都市再生住宅等 整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
家賃対策補助	地方住宅供給公社 民間事業者等	家賃対策補助	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共建設型都市再生住宅等		公共建設型都市再生住宅等	
公共建設型都市再生住宅等 整備		公共建設型都市再生住宅等 整備	
家賃対策補助		家賃対策補助	
関連公共施設整備		関連公共施設整備	
街なみ環境整備事業	民間事業者等	街なみ環境整備事業	民間事業者等
公営住宅整備事業等	地方住宅供給公社 民間事業者等	公営住宅整備事業等	地方住宅供給公社 民間事業者等
住宅地区改良事業等	地方住宅供給公社	住宅地区改良事業等	地方住宅供給公社
優良建築物等整備事業（注８）	民間事業者等	優良建築物等整備事業（注８）	民間事業者等

改正案	現行
(注1) (略) (注2) 密集住宅市街地整備型重点整備地区<u>又は水害対策型重点整備地区</u>に係る事業に限る。 (注3)～(注8) (略)	(注1) (略) (注2) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。 (注3)～(注8) (略)
15. 事業要件 1 (略) 2 14. 第1号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。 一～七 (略) <u>八 浸水対策改修事業</u> <u>九 緊急避難・一時滞在場所整備事業</u> 3 (略) 4 14. 第2号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。 一 施行者が行う次に掲げる事業に対する地方公共団体の補助（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね6割以上の重点整備地区（1ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね5割以上の重点整備地区）を対象とする。） イ～ヌ (略) <u>ル 浸水対策改修事業</u> <u>ヲ 緊急避難・一時滞在場所整備事業</u> 二・三 (略)	15. 事業要件 1 (略) 2 14. 第1号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。 一～七 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 3 (略) 4 14. 第2号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。 一 施行者が行う次に掲げる事業に対する地方公共団体の補助（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね6割以上の重点整備地区（1ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね5割以上の重点整備地区）を対象とする。） イ～ヌ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 二・三 (略)

改正案	現行
5 14. 第 1 号及び第 2 号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 新築の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること <u>（浸水対策改修事業、緊急避難・一時滞在場所整備事業を除く。）</u> 二 原則として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものでないこと <u>（浸水対策改修事業、緊急避難・一時滞在場所整備事業を除く。）</u> <u>（削除）</u> 三～七 （略）	5 14. 第 1 号及び第 2 号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 新築の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること 二 原則として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものでないこと 三 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること と 四～八 （略）
16. 損失補償 密集住宅市街地整備型重点整備地区又は<u>水害対策型重点整備地区</u>に係る事業の実施に伴い必要となる土地（土地の付加物を含む。）又は建物等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償に要する費用の取扱いについては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）の定めるところ	16. 損失補償 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の実施に伴い必要となる土地（土地の付加物を含む。）又は建物等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償に要する費用の取扱いについては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）の定めるところにより、適正に運用するものと

改正案	現行
により、適正に運用するものとする。ただし、老朽建築物の買収又は建築物の補償費の算定は、次の各号に定めるところによる。 一・二 （略）	する。ただし、老朽建築物の買収又は建築物の補償費の算定は、次の各号に定めるところによる。 一・二 （略）
17. 建築物除却等費の交付基準 附属第Ⅲ編イ-16-(8) 第1項第3号イの規定に基づき、老朽建築物を除却する者に対し、住宅等の建設に伴って必要な建築物除却等費に係る交付金の対象事業とする場合は、次の各号によるものとする。 一～三 （略）	17. 建築物除却等費の交付基準 附属第Ⅲ編イ-16-(8)第3号イの規定に基づき、老朽建築物を除却する者に対し、住宅等の建設に伴って必要な建築物除却等費に係る交付金の対象事業とする場合は、次の各号によるものとする。 一～三 （略）
18. 用地の事前取得の特例 <u>1 地方公共団体が、密集住宅市街地整備型重点整備地区において、以下の要件に適合する土地を取得する場合には、取得後の土地の活用方法が確定する前であっても、土地の取得費用を交付対象とする。この場合において、交付額は、想定する土地の活用方法に応じて附属第Ⅲ編イ-16-(8)第1項の基礎額で定める用地取得費用に対する交付金の額を準用する。</u> <u>二 住宅市街地整備計画に、次の全てを位置付けること。</u> <u>イ 無接道解消重点支援エリア（無接道敷地が2以上存する街区（道路又は通路で囲まれた範囲）であるものに限る。）</u> <u>ロ 取得する無接道敷地の活用方法として想定される2以上の用途（用地の取得費用が交付対象となっている用途（以下イ-16-(8)関係部分において「用地交付対象用途」という。）に限る。）</u>	<u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>二 取得する土地が以下のいずれかを満たすこと。</u> <u>イ 無接道敷地</u> <u>ロ 無接道敷地以外の土地であって、無接道敷地に接しており、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物が存するもの</u> <u>ハ 無接道敷地以外の土地であって、補助事業者が無接道敷地の建物を除却する等の目的で事業施行上使用する必要があるもの</u> <u>2 地方公共団体は、前項の交付を受けて取得した土地については、事業の完了までに、用地交付対象用途の用地として使用することとする。</u> <u>3 地方公共団体は、前項の交付を受けて取得した土地の全部又は一部について、事業の完了までに用地交付対象用途の用地として使用しない場合又は用地交付対象用途と異なる用に供するため処分する場合においては、法第 22 条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、交付金相当額を返還するものとする。</u> <u>19. ・ 20. (略)</u> <u>21. 地区公共施設整備に係る土地の処分</u> 1 施行者は附属第三編イ-16-(8) <u>第1項</u>第3号口の交付金を受けて取得した地区公共施設等整備に係る土地（地区公共施設等整備を行う用地の代替地等又は公共施設用地転換地として取得した土地を含む。）の全部又は一部について、地区公共施設等整備を行う用地又は地区公共施設等整備を行う用地の代替地以外の用に供するた	<u>18. ・ 19. (略)</u> <u>20. 地区公共施設整備に係る土地の処分</u> 1 施行者は附属第三編イ-16-(8) 第3号口の交付金を受けて取得した地区公共施設等整備に係る土地（地区公共施設等整備を行う用地の代替地等又は公共施設用地転換地として取得した土地を含む。）の全部又は一部について、地区公共施設等整備を行う用地又は地区公共施設等整備を行う用地の代替地以外の用に供するため処

改正案						現行					
め処分する場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、交付金相当額を返還するものとする。						分する場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、交付金相当額を返還するものとする。					
２ 施行者は附属第Ⅲ編イ－１６－（８） <u>第１項</u> 第３号口の交付金を受けて取得した代替地等の全部又は一部を地区公共施設等整備を行う用地の代替地の用に供した場合、当該代替地の時価が地区公共施設等整備を行う用地の取得に要する費用を超えるときは、施行者は当該差額相当額を事業地区の環境の整備改善に必要な土地の取得に要する費用に充てなければならない。						２ 施行者は附属第Ⅲ編イ－１６－（８）第３号口の交付金を受けて取得した代替地等の全部又は一部を地区公共施設等整備を行う用地の代替地の用に供した場合、当該代替地の時価が地区公共施設等整備を行う用地の取得に要する費用を超えるときは、施行者は当該差額相当額を事業地区の環境の整備改善に必要な土地の取得に要する費用に充てなければならない。					
<u>22. ～24.</u> （略）						<u>21. ～23.</u> （略）					
表イ－１６－（８）－６ 居住環境形成施設整備						表イ－１６－（８）－６ 居住環境形成施設整備					
（あ）	区分	拠点開発型・街なか居住再生型	住宅団地ストック活用型（注１）	密集住宅市街地整備型・防災街区整備事業	<u>水害対策型</u>	（あ）	区分	拠点開発型・街なか居住再生型	住宅団地ストック活用型（注１）	密集住宅市街地整備型・防災街区整備事業	
（い）	老朽建築物等除却（注２）			○		（い）	老朽建築物等除却（注２）			○	
	地区公共施設等整備（注２）						地区公共施設等整備（注２）				
	（１）市街地景観形成施設						（１）市街地景観形成施設				

改正案						現行					
		① 電線類の地下埋設（注３）	○		○		① 電線類の地下埋設（注３）	○		○	
		② 電波障害防除施設（注４）	○				② 電波障害防除施設（注４）	○			
		③ 地域冷暖房施設（注５）	○				③ 地域冷暖房施設（注５）	○			
		④ 地域生活基盤施設及び地区 公共施設に付随する植栽・緑化 施設、せせらぎ・カスケード、 カラー舗装・石畳、照明施設並 びにストリートファニーチャ ー・モニュメント等	○				④ 地域生活基盤施設及び地区 公共施設に付随する植栽・緑化 施設、せせらぎ・カスケード、 カラー舗装・石畳、照明施設並 びにストリートファニーチャ ー・モニュメント等	○			
		(2) 環境共生施設					(2) 環境共生施設				
		① 雨水浸透施設	○		○		① 雨水浸透施設	○		○	
		② コンポスト等	○				② コンポスト等	○			
		③ 雨水等有効利用施設	○		○		③ 雨水等有効利用施設	○		○	
		④ 太陽エネルギー利用システ ム（注６）	○		○		④ 太陽エネルギー利用システ ム（注６）	○		○	
		(3) 福祉空間形成施設					(3) 福祉空間形成施設				
		① 地域生活基盤施設及び地区 公共施設に付随する歩行支援 施設並びに障害者誘導施設等	○	○			① 地域生活基盤施設及び地区 公共施設に付随する歩行支援 施設並びに障害者誘導施設等	○	○		
		② 屋外及び屋内の移動システ ム、移動システムと一体的に整 備される広場、空地、アトリウ ム、ホール、ラウンジ、トイレ 等の公衆のために公開された 空間、移動ネットワークの一部	○	○			② 屋外及び屋内の移動システ ム、移動システムと一体的に整 備される広場、空地、アトリウ ム、ホール、ラウンジ、トイレ 等の公衆のために公開された 空間、移動ネットワークの一部	○	○		

改正案						現行					
		を形成する身体障害者用駐車施設等						を形成する身体障害者用駐車施設等			
		(4) 地域生活基盤施設（注 7）						(4) 地域生活基盤施設（注 7）			
		① 立体的遊歩道等（注 8）	○	○	○ （注 12）			① 立体的遊歩道等（注 8）	○	○	○ （注 12）
		② 空間創出施設	○	○	○ （注 13）			② 空間創出施設	○	○	○ （注 13）
		③ コワーキングスペース等（注 9）		○				③ コワーキングスペース等（注 9）		○	
		④ コミュニティ施設（集会所、子育て支援に資する施設、高齢者生活相談設置（注 10）及び情報板）	○	○	○ （注 12）			④ コミュニティ施設（集会所、子育て支援に資する施設、高齢者生活相談設置（注 10）及び情報板）	○	○	○ （注 12）
		⑤ 防災関連施設（既存施設の防災機能の向上に資する改修に要する事業を含む）	○	○	○ （注 12）			⑤ 防災関連施設（既存施設の防災機能の向上に資する改修に要する事業を含む）	○	○	○ （注 12）
		⑥ <u>水害避難施設（避難路・デッキ、避難地・高台公園）</u>			<u>○ （注 12）</u>			<u>（新設）</u>			
		⑦ 工場等の移転補償（注 11）			○			⑥ 工場等の移転補償（注 11）			○

改正案						現行					
		⑧ 生活支援施設（住替支援施設、生活サービス拠点施設、交通関連施設）		○				⑦ 生活支援施設（住替支援施設、生活サービス拠点施設、交通関連施設）		○	
		(5) 地区公共施設						(5) 地区公共施設			
		① 道路	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)			① 道路	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)
		② 公園	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)			② 公園	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)
		③ 緑地	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)			③ 緑地	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)
		④ 広場	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)			④ 広場	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)
		⑤ 駐車場及び駐輪場等	○ (注 14)	○ (注 14)				⑤ 駐車場及び駐輪場等	○ (注 14)	○ (注 14)	
		⑥ 給排水工事			○ (注 12)			⑥ 給排水工事			○ (注 12)
		(6) 空き家等活用						(6) 空き家等活用			

改正案						
			① 空き家住宅又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等	○ （注 15） （注 16）	○ （注 15）	
			(7) その他			
			① その他国土交通大臣が必要と認める施設			○
			仮設住宅等設置（注 2）			○
（注 1）～（注 16）（略）						
イー 1 6－（1 2）住宅・建築物安全ストック形成事業						
イー 1 6－（1 2）-①住宅・建築物耐震改修事業						
1. 定義						
1 （略）						
2 イー 1 6－（1 2）-①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
一～八 （略）						
九 公共交通不利地域						
駅又はバス停から 1 km（徒歩 12 分）超の地域						
十 公共交通利便地域						
駅及びバス停から 800m（徒歩 10 分）圏内で医療、教育等基礎的な公共サービスが確保できる地域						
十一～二十四 （略）						

現行						
			① 空き家住宅又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等	○ （注 15） （注 16）	○ （注 15）	
			(7) その他			
			① その他国土交通大臣が必要と認める施設			○
			仮設住宅等設置（注 2）			○
（注 1）～（注 16）（略）						
イー 1 6－（1 2）住宅・建築物安全ストック形成事業						
イー 1 6－（1 2）-①住宅・建築物耐震改修事業						
1. 定義						
1 （略）						
2 イー 1 6－（1 2）-①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
一～八 （略）						
（新設）						
（新設）						
九～二十二 （略）						

改正案	現行
3. 事業の実施 事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一・二 (略) 三 住宅の耐震改修等、建替え、<u>除却又は移転</u>等に関する事業 イ 住宅(マンションは除く。)の耐震化のための計画の策定及び耐震改修、<u>建替え又は移転建替え</u>を総合的に行う事業(密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。) ロ 住宅の耐震改修等、建替え、<u>移転建替え(マンションを除く。)</u>又は除却に関する事業(擁壁の耐震改修を含む。密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。) <u>ハ 住宅(マンションは除く。)を除却し移転を行う事業</u> 四～十四 (略) 4. 事業要件 3. の事業要件は次に定めるものとする。 1 3. 第1号から第5号までの事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一・二 (略) <u>(削除)</u>	3. 事業の実施 事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一・二 (略) 三 住宅の耐震改修等、建替え<u>又は</u>除却等に関する事業 イ 住宅(マンションは除く。)の耐震化のための計画の策定及び耐震改修<u>又は</u>建替えを総合的に行う事業(密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。) ロ 住宅の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業(擁壁の耐震改修を含む。密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。) <u>(新設)</u> 四～十四 (略) 4. 事業要件 3. の事業要件は次に定めるものとする。 1 3. 第1号から第5号までの事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一・二 (略) <u>三 建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。</u>

改正案	現行
<u>三</u> 地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。 2 (略) 3 3. 第 3 号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 対象となる住宅は、耐震診断 (ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。ただし、密集市街地において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した木造及び鉄骨造の住宅についてはこの限りでない。 二・三 (略) <u>四 3. 第 3 号イ若しくはロの移転建替え又は第 3 号ハの事業は、次に掲げる要件に該当するものであること。</u> <u>イ 移転元の住宅が、公共交通不利地域にあること。</u> <u>ロ 移転元の住宅を除却すること。</u> <u>ハ 移転先の住宅等は地震に対して安全な構造であること。</u> <u>ニ 移転先の住宅等は公共交通利便地域であること。</u> <u>ホ 移転先の住宅等が、次の (1) から (4) までに該当しないこと。</u> <u>(1) 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地すること</u> <u>(2) 都市再生特別措置法第 81 条 2 項に定める都市の居住者の</u>	<u>四</u> 地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。 2 (略) 3 3. 第 3 号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 対象となる住宅は、耐震診断 (ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準 <u>(令和 4 年 10 月 28 日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準 (案) を含む。以下同じ。)</u>に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。ただし、密集市街地において、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した木造及び鉄骨造の住宅についてはこの限りでない。 二・三 (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>居住を誘導すべき区域外であって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域の区域内で建設されたもののうち、都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されていること</u> <u>(3)「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域において、浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）」に立地すること</u> <u>(4)「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地すること</u> 4～13 （略） 14 3. 第 13 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。 一 （略） 二 イー 16－（20）に規定する住宅・建築物省エネ等改修推進事業の要件に適合すること。	4～13 （略） 14 3. 第 13 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。 一 （略） 二 イー 16－（20）に規定する住宅・建築物省エネ改修推進事業の要件に適合すること。

改正案	現行												
6. 雑則 <u>(削除)</u>	6. 雑則 <u>1 3. 第3号口及び第4号の事業であって、令和8年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。</u> <u>二 4. 第3項は次のように読み替える。</u> <u>「3. 第3号口の事業は、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものであること。</u> <u>二 次のイ又はロの区域内で実施される事業であること。</u> <u>イ 既成市街地</u> <u>ロ 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地域内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数※の割合が同表の右欄に掲げる割合以上となる概ね1ha以上（重点供給地域にあっては概ね0.5ha以上）の区域（区域内の換算老朽住宅数が50戸以上（重点供給地域にあっては25戸以上）の区域に限る。）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>地区の住宅戸数密度</u></th><th><u>地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>30戸/ha以上40戸/ha未満</u></td><td><u>7割</u></td></tr> <tr> <td><u>40戸/ha以上50戸/ha未満</u></td><td><u>6割</u></td></tr> <tr> <td><u>50戸/ha以上60戸/ha未満</u></td><td><u>5割</u></td></tr> <tr> <td><u>60戸/ha以上70戸/ha未満</u></td><td><u>4割</u></td></tr> <tr> <td><u>70戸/ha以上</u></td><td><u>3割</u></td></tr> </tbody> </table> <u>※ 換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び表イ-16-(12)-「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が100以上130未満である住宅の戸数に10分の8を乗じて得た戸数の合計をいう。</u>	<u>地区の住宅戸数密度</u>	<u>地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合</u>	<u>30戸/ha以上40戸/ha未満</u>	<u>7割</u>	<u>40戸/ha以上50戸/ha未満</u>	<u>6割</u>	<u>50戸/ha以上60戸/ha未満</u>	<u>5割</u>	<u>60戸/ha以上70戸/ha未満</u>	<u>4割</u>	<u>70戸/ha以上</u>	<u>3割</u>
<u>地区の住宅戸数密度</u>	<u>地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合</u>												
<u>30戸/ha以上40戸/ha未満</u>	<u>7割</u>												
<u>40戸/ha以上50戸/ha未満</u>	<u>6割</u>												
<u>50戸/ha以上60戸/ha未満</u>	<u>5割</u>												
<u>60戸/ha以上70戸/ha未満</u>	<u>4割</u>												
<u>70戸/ha以上</u>	<u>3割</u>												

改正案	現行
	二 <u>次のイ又はロに該当する住宅であること。</u> イ <u>対象となる住宅が、住宅局長が別に定めるところにより、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じ、かつ、避難や消火活動等が困難となるおそれのある地区に存するもののうち、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。ただし、対象となる住宅が、前号ロの区域のうち緊急に改善すべき密集住宅市街地で防火地域、準防火地域又は建築基準法第22条第1項の市街地の区域内で木防建ぺい率が20%以上の地区に存し、耐震改修又は建替え後にあって建築基準法に規定する防火性能を満たす場合には、次の(1)及び(2)に該当するものは上記の要件を満たすとみなす。</u> (1) <u>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</u> (2) <u>地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。</u> (3) <u>外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられていること。</u> ※緊急に改善すべき密集住宅市街地：第八期住宅建設五箇年計画について（平成13年3月13日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に基づき、速やかな解消に努めるものとされた区域。 ※木防建ぺい率＝（木造建築物の建築面積＋防火木造建築物の建築面積）／地区面積*（％）

改正案	現行
	<u>※地区面積には、幅員 15m以上の道路、水面、河川、大規模空地（概ね 1 ha 以上）等を含まない。</u> <u>ロ 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定される特定建築物で、所管行政庁が耐震改修についての指導を行った住宅。</u> <u>三 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。」</u> <u>二 4. 第 4 項は次のように読み替える。</u> <u>「3. 第 4 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</u> <u>一 次のいずれかの区域内で実施される事業であること。</u> <u>イ 災害対策基本法第 40 条又は第 42 条に基づき地方公共団体が定めた地域防災計画に位置付けられた避難地、避難路又は緊急輸送道路に面する区域</u> <u>ロ DID 地区等</u> <u>二 対象となる建築物及びマンションは次に掲げる要件に該当するものであること。</u> <u>イ 次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>(1) 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）</u> <u>(2) 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。）及びマンション</u> <u>ロ 延べ面積が 1,000 m²（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物</u>

改正案	現行
<u>(削除)</u> この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。 イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業 イー１６－（１２）－②住宅・建築物アスベスト改修事業 ５．交付対象事業 １ （略） ２ 交付金の交付対象となる事業は、<u>令和１２年度末</u>までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る<u>こととし、令和１０年度末までに着手したものを対象とする。</u>また、アスベスト含有調査等にあつては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。 イ・ロ （略） イー１６－（１２）－③がけ地近接等危険住宅移転事業	<u>にあつては 500 ㎡）以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。</u> <u>ハ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</u> <u>三 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。」</u> <u>２ 令和６年３月３１日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</u> <u>３ この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。</u> イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業 イー１６－（１２）－②住宅・建築物アスベスト改修事業 ５．交付対象事業 １ （略） ２ 交付金の交付対象となる事業は、<u>令和７年度末</u>までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る。<u>また、アスベスト含有調査等にあつては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</u> イ・ロ （略） イー１６－（１２）－③がけ地近接等危険住宅移転事業

改正案	現行
7. 交付対象事業等 2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一 <u>土砂災害特別警戒区域外かつ急傾斜地崩壊危険区域外かつ地すべり防止区域外に存すること</u> 二 <u>災害危険区域又は浸水被害防止区域内で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸もしくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u> 三 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域）であって、<u>土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、<u>浸水想定高さ3m以上の区域に限る。</u>）に該当する区域外に存すること</u> 四 <u>市街地調整区域以外の区域のうち、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域であり、かつ、災害危険区域に該当する区域外に存すること</u> 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること	7. 交付対象事業等 2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一 <u>土砂災害特別警戒区域外に存すること</u> 二 <u>災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること</u> 三 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること 四 <u>都市再生特別措置法第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u> 五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

改正案	現行
8. 雑則 この要綱の施行（<u>令和8年4月7日</u>）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。 イー16－（12）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業 4. 交付対象事業 3 交付金の交付対象となる事業は、令和3年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの期間（以下、この項において「時限措置期間」という。）に行うものを対象とする。ただし、時限措置期間内に計画策定に着手し、時限措置期間後に災害危険区域等の指定等がなされた場合は、令和3年4月1日から<u>令和18年3月31日</u>までに行うものを対象とする。 5. 雑則 この要綱の施行（<u>令和8年4月7日</u>）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。 イー16－（12）-⑤建築物火災安全改修事業 1. 定義 1 （略） 2 イー16－（12）-⑤において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 火災安全改修	8. 雑則 この要綱の施行（<u>令和7年4月1日</u>）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。 イー16－（12）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業 4. 交付対象事業 3 交付金の交付対象となる事業は、令和3年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの期間（以下、この項において「時限措置期間」という。）に行うものを対象とする。ただし、時限措置期間内に計画策定に着手し、時限措置期間後に災害危険区域の指定等がなされた場合は、令和3年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までに行うものを対象とする。 5. 雑則 この要綱の施行（<u>令和6年4月1日</u>）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。 イー16－（12）-⑤建築物火災安全改修事業 1. 定義 1 （略） 2 イー16－（12）-⑤において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 火災安全改修

改正案	現行
<u>イ又は口のいずれかに該当する改修</u> <u>イ</u> 二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置、直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）、直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化をいう。 <u>ロ 発熱性試験を行い不燃材料の大臣認定を取得していた吹付ウレタンフォーム等（以下「不燃ウレタン等」という。）を使用した建築物について、当該防火材料が火災に対して避難上の安全性を向上させるために行う改修であって、当該防火材料があらわしで施工されている部分を無機系材料で被覆等する改修や当該防火材料があらわしで施工された室へのスプリンクラーや警報設備等の設置をいう。</u> 四 火災安全改修ガイドライン 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン（令和6年4月改訂版）」（令和6年4月2日付け国住指第1号別紙）をいう。 <u>五 安全性向上ガイドライン</u> 「防火材料の安全性向上に関するガイドライン」（令和8年3月31日付け事務連絡別紙）をいう。 <u>六～八</u> （略）	二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置、直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）、直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化をいう。 四 火災安全改修ガイドライン 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和4年12月16日付け国住指第349号別紙）をいう。 <u>（新設）</u> <u>五～七</u> （略）

改正案	現行
2. 事業の実施 施行者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一 建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 (略) 二 建築物の火災安全改修に関する事業 イ 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画 ロ 建築物の火災安全改修 <u>(1) 直通階段が一つの建築物に関する火災安全改修</u> <u>(i) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置</u> <u>(ii) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化</u> <u>(iii) 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化</u> <u>(2) 防火材料の安全性向上のための火災安全改修</u> <u>(i) 不燃ウレタン等があらわしで施工された部分の無機系材料による被覆等</u> <u>(ii) 不燃ウレタン等があらわしで施工された室へのスプリンクラーや警報設備等の設置</u> 三 建築物の火災安全改修に関するモデル事業 3. 事業要件 1 2. 第二号の事業は、<u>改修の区分に応じて</u>次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 二 <u>直通階段が一つの建築物に関する火災安全改修</u> イ <u>対象となる建築物は火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次に掲げる要件に該当するものであること。</u>	2. 事業の実施 施行者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一 建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 (略) 二 建築物の火災安全改修に関する事業 イ 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画 ロ 建築物の火災安全改修 <u>(1) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置</u> <u>(2) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化</u> <u>(3) 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化</u> 三 建築物の火災安全改修に関するモデル事業 3. 事業要件 1 2. 第二号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 二 <u>対象となる建築物は火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次に掲げる要件に該当するものであること。</u> イ <u>3階以上のものであること。</u> ロ <u>次のいずれかの条件に該当すること。</u>

改正案	現行
<u>(1) 3階以上のものであること。</u> <u>(2) 次のいずれかの条件に該当すること。</u> <u>(i) 直通階段が一つである建築物</u> <u>(ii) 直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物</u> <u>ロ 改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、直通階段又は当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となること。</u> 二 防火材料の安全性向上のための火災安全改修 イ 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 <u>(1) 不燃ウレタン等を使用した建築物</u> <u>(2) 令和8年9月30日までに着工している建築物</u> <u>ロ 改修の結果、安全性向上ガイドラインに即し、当該建築物が火災に対して避難上の安全性が向上されたものとなること。</u> 2 2. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 (略) 二 <u>令和10年度末</u>までに着手したものであること。 4. 関係者の責務 1 (略)	<u>(1) 直通階段が一つである建築物</u> <u>(2) 直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物</u> 二 改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、直通階段又は当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となること。 <u>(新設)</u> 2 2. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 (略) 二 <u>令和7年度末</u>までに着手したものであること。 4. 関係者の責務 1 (略)

改正案	現行
2 2. 第二号<u>ロ（１）</u>の事業の施行者が対象となる建築物の所有者である場合には、当該施行者は、当該建築物の賃借人に対し火災安全改修ガイドラインの周知を図らなければならない。 3 （略）	2 2. 第二号の事業の施行者が対象となる建築物の所有者である場合には、当該施行者は、当該建築物の賃借人に対し火災安全改修ガイドラインの周知を図らなければならない。 3 （略）
イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ<u>等</u>改修推進事業 1. 目的 <u>カーボンニュートラル</u>やサーキュラーエコノミーの<u>実現に向け</u>、住宅・建築物の省エネ性の向上や<u>長寿命化</u>に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 2. 定義 1 住宅・建築物省エネ等改修推進事業とは、住宅・建築物の省エネ化<u>又は長寿命化</u>を促進するため、イー１６－（２０）において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の省エネ化<u>又は長寿命化</u>の支援に関する事業並びに省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）<u>又は長寿命化改修</u>及び建替えに関する事業をいう。 2 イー１６－（２０）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 施工者 住宅・建築物省エネ<u>等</u>改修推進事業を行う地方公共団体及び民間事業者等で、要綱本編第３第四号で規定する交付金事業者	イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業 1. 目的 カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、住宅・建築物の省エネ性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 2. 定義 1 住宅・建築物省エネ改修推進事業とは、住宅・建築物の省エネ化を促進するため、イー１６－（２０）において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の省エネ化の支援に関する事業並びに省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）及び建替えに関する事業をいう。 2 イー１６－（２０）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 施工者 住宅・建築物省エネ改修推進事業を行う地方公共団体及び民間事業者等で、要綱本編第３第四号で規定する交付金事業者

改正案	現行
をいう。 五 （略） 六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 七・八 （略） <u>九 特定課題対応リフォーム</u> <u>レジリエンス性能の確保、雪害対策、防犯対策、気候風土適応に係る措置その他の地域の住宅・建築物に係わる課題の解決につながる要素を含む改修であって、地方公共団体が定める都道府県住生活基本計画若しくは市町村住生活基本計画又は地域住宅計画において位置付けられた改修をいう。</u> 3. 事業の実施 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一・二 （略） 三 住宅に係る省エネ化<u>又は長寿命化</u>のための計画の策定 <u>四 住宅に係る省エネ改修若しくは長寿命化改修</u>又は建替えを総合的に行う事業 <u>五 建築物の省エネ改修又は建替えに関する事業</u> <u>六 住宅に係る特定課題対応リフォームに関する事業（第四号と併せて実施するものに限る。）</u> <u>七 建築物に係る特定課題対応リフォームに関する事業（第五号と併せて実施するものに限る。）</u>	をいう。 五 （略） 六 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 七・八 （略） <u>（新設）</u> 3. 事業の実施 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。 一・二 （略） 三 住宅に係る省エネ化のための計画の策定<u>及び</u>省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業 <u>四 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改正案	現行
4. 事業要件 3. の事業要件は次に定めるものとする。 1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一～五 (略) <u>六 住宅の長寿命化改修は、次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>イ リフォーム実施前に建築士によるインスペクションを実施するとともに、工事後にリフォーム履歴や維持保全計画を作成するものであること</u> <u>ロ リフォーム後の住宅が、構造躯体等の劣化対策、耐震性及び省エネルギー対策について次の(1)～(4)を満たすこと</u> <u>(1) 次の(ⅰ)から(ⅳ)までのいずれかに該当するもの</u> <u>(ⅰ) 耐震等級(倒壊等防止)等級2</u> <u>(ⅱ) 耐震等級(倒壊等防止)等級1、かつ、安全限界時の層間変形角が1/100(木造の場合1/40)以下</u> <u>(ⅲ) 耐震等級(倒壊等防止)等級1、かつ、各階の張り間方向及びけた方向について所定の基準に適合するもの(鉄筋コンクリート造等の場合に限る)</u> <u>(ⅳ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める免震建築物</u> <u>(2) 劣化対策等級(構造躯体等)等級3に該当するもの</u> <u>(3) 断熱等性能等級5に該当するもの(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く)</u> <u>(4) 一次エネルギー消費量等級6に該当するもの</u>	4. 事業要件 3. の事業要件は次に定めるものとする。 1 3. 第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。 一～五 (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>ハ 次の(i)から(ix)のいずれかの性能向上等に資するリフォームを行うものであること。</u> <u>(i) 構造躯体等の劣化対策</u> <u>(ii) 耐震性</u> <u>(iii) 省エネルギー対策性能</u> <u>(iv) 維持管理・更新の容易性</u> <u>(v) 可変性（共同住宅に限る）</u> <u>(vi) 高齢者等対策（共同住宅に限る）</u> <u>(vii) 三世代同居対応（調理室、浴室、便所又は玄関のいずれかを増設する工事であって、改修後にこれらのうちのいずれか2つ以上が複数となる工事）</u> <u>(viii) 子育て世帯向け改修</u> <u>(ix) 防災性・レジリエンス性向上改修</u> 2 （略） 5. 交付対象事業 交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物省エネ等改修推進事業及び住宅・建築物省エネ等改修推進事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。 □ 防災・安全交付金事業 □ー7 水道・下水道事業 □ー7ー（1）ー③生活基盤近代化事業 2. 交付対象事業の要件	2 （略） 5. 交付対象事業 交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物省エネ改修推進事業及び住宅・建築物省エネ改修推進事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。 □ 防災・安全交付金事業 □ー7 水道・下水道事業 □ー7ー（1）ー③生活基盤近代化事業 2. 交付対象事業の要件

改正案	現行
(1) ～ (4) (略) <u>(5) 分散型システム導入事業</u> <u>既存の簡易水道事業または飲料水供給施設として維持したまま、分散型システムを導入する事業であること。</u> 3. 交付対象事業の内容 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の<u>整備等</u>に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。 (1) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費<u>等</u> ①～⑥ (略) <u>⑦更新計画や分散型システムの導入等を位置づけたアセットマネジメント計画の策定</u> <u>⑧分散型システムを導入する際に必要な事業（水源整備（井戸等）、小型浄水処理装置、管路布設、既設管路の撤去、遠隔監視システム、運搬送水のための給水車、及びこれらと密接な関連を有する施設等）</u> (2) (略) ロ－7－(1)－④<u>高度浄水施設等整備事業</u>	(1) ～ (4) (略) <u>(新設)</u> 3. 交付対象事業の内容 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設<u>整</u>の備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。 (1) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 ①～⑥ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) (略) ロ－7－(1)－④<u>高度浄水施設等整備費</u>

改正案	現行
2. 交付対象事業の要件 <u>(1) 水質改善対策事業</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u> 1 <u>次に掲げる河川、湖沼等から取水していること。</u> ① <u>環境基本法第 17 条第 1 項に規定する地域内の河川、湖沼等</u> ② <u>水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域及び同法第 14 条の 8 に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等</u> ③ <u>瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する区域内の河川、湖沼等</u> ④ <u>環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域</u> ⑤ <u>湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 1 項に規定する指定湖沼</u> ⑥ <u>トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等</u> ⑦ <u>その他高度浄水施設等を整備する必要性が①～⑤の地域と同等以上と国土交通大臣が認める地域内の河川、湖沼等</u> 2 <u>以下のいずれかの被害が生じていること。</u> ① <u>水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること。</u> ② <u>水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。</u> ③ <u>水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定めるマンガン（表流水に係るものに</u>	2. 交付対象事業の要件 <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>(1) 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の①に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、②～⑥のいずれかに該当するものであること。</u> <u>①対象となる河川、湖沼等</u> ア <u>環境基本法第 17 条第 1 項に規定する地域内の河川、湖沼等</u> イ <u>水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域及び同法第 14 条の 8 に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等</u> ウ <u>瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する区域内の河川、湖沼 等</u> エ <u>環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域</u> オ <u>湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 1 項に規定する指定湖沼</u> カ <u>クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等</u> キ <u>トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等</u> ク <u>その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と国土交通大臣が認める地域内の河川、湖沼等</u>

改正案	現行
<u>限る。）、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、臭気又は色度が基準値を超えていること。</u> <u>④ 離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。</u> <u>3 水道用水供給事業から受水している水道事業にあっては、自らの浄水場等の水質改善を行う場合は、水道用水供給事業から受水ができない区域の浄水場等での施設整備であること。</u> <u>4 水道事業及び水道用水供給事業にあっては、以下のいずれかを満たすこと。</u> <u>① 水道事業にあっては資本単価が 90 円/㎡以上であること。</u> <u>② 水道用水供給事業にあっては資本単価が 70 円/㎡以上であること。</u> <u>（２）病原性原虫対策事業</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>1 水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。</u> <u>2 次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>① 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。</u> <u>② 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</u> <u>3 水道用水供給事業から受水している水道事業にあっては、自らの浄水場等の水質改善を行う場合は、水道用水供給事業から受水がで</u>	<u>②水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。</u> <u>③水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。</u> <u>④水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。</u> <u>⑤クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合には、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること。</u>

改正案	現行
<u>きない区域の浄水場等での施設整備であること。</u> <u>4 水道事業及び水道用水供給事業にあっては、以下のいずれかを満たすこと。</u> <u>① 水道事業にあっては資本単価が 90 円/㎡以上であること。</u> <u>② 水道用水供給事業にあっては資本単価が 70 円/㎡以上であること。</u> <u>③ 料金回収率が 100%以上であること。</u> <u>④ 健全な経営に向けて、過去 5 年間に於いて、少なくとも 1 回以上の水道料金の改定が行われていること。</u> <u>⑤ 広域連携に向けた協議会の設立などの具体的な検討が進められていること。</u> <u>(3) 有機フッ素化合物対策事業</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>1 次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>① 水道事業及び水道用水供給事業において、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）が検出されたことがあること。</u> <u>② 水道事業及び水道用水供給事業において、水道水に関する PFOS 及び PFOA の水質検査機器の設置が必要であること（交付対象事業は有機フッ素化合物の水質検査機器に限る。）。</u> <u>③ 専用水道（分譲住宅地（ニュータウン）など一般住民が給水対象のものに限る）や飲用井戸等（以下、「専用水道等」という。）において、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）が検出されたことがあること。</u> <u>2 水道用水供給事業から受水している水道事業にあっては、自らの</u>	<u>⑥有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）が検出されたことがあること。</u> <u>(2) 次のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては④の要件を満たしていること。</u> <u>①病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。</u> <u>a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。</u> <u>b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</u> <u>②水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>a 給水人口 5 万人未満であること。</u> <u>b 施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。</u> <u>③代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処</u>

改正案	現行
<u>浄水場等の水質改善を行う場合は、水道用水供給事業から受水ができない区域の浄水場等での施設整備であること。</u> <u>3 水道事業及び水道用水供給事業にあっては、以下のいずれかを満たすこと。</u> <u>① 水道事業にあっては資本単価が 90 円/㎡以上であること。</u> <u>② 水道用水供給事業にあっては資本単価が 70 円/㎡以上であること。</u> <u>③ 料金回収率が 100%以上であること。</u> <u>④ 健全な経営に向けて、過去 5 年間に於いて、少なくとも 1 回以上の水道料金の改定が行われていること。</u> <u>⑤ 広域連携に向けた協議会の設立などの具体的な検討が進められていること。</u> <u>(4) 火山灰対策事業</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>1 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された降灰防除地域にある水道施設であること。</u> <u>2 既設の浄水施設であって、新たに覆蓋するものであること。</u> <u>3 水道事業及び水道用水供給事業にあっては、以下のいずれかを満たすこと。</u> <u>① 水道事業にあっては資本単価が 90 円/㎡以上であること。</u> <u>② 水道用水供給事業にあっては資本単価が 70 円/㎡以上であること。</u>	<u>理施設等を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。</u> <u>④水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 25 年度以前に採択された事業を除く。</u> <u>⑤既設の浄水施設であって、新たに覆蓋するものであること。</u> <u>(3) ①水道事業については、資本単価が 90 円/㎡以上であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円/㎡以上であること。</u> <u>②水道用水供給事業については、資本単価 が 70 円/㎡以上であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、50 円/㎡以上であること。</u> <u>上記(1)、(2)の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であって、(3)の基準に満たない事業、又は、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平</u>

改正案	現行
3. 交付対象事業の内容 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。 (1) 高度浄水施設 ①・② (略) ③活性炭処理施設 ア (略) イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、<u>電気・機械設備</u>、各種配管及び計装設備 ④ストリッピング処理施設（揮散処理） 充填塔、排出ガス吸着装置、<u>電気・機械設備</u>、各種配管及び計装設備 ⑤ (略) ⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設） 調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電	<u>成 21 年度以前に採択された事業であること。</u> 3. 交付対象事業の内容 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。<u>なお、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。</u> (1) 高度浄水施設<u>整備事業</u> ①・② (略) ③活性炭処理施設 ア (略) イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、<u>電気・機械設備</u>、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備 ④ストリッピング処理施設（揮散処理） 充填塔、<u>電気・機械設備</u>、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備 ⑤ (略) ⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設）調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

改正案	現行
気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑦ (略) ⑧紫外線処理施設 <u>(ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を備えていること。)</u> 調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑨原水調整池 <u>(ただし、給水人口5万人未満の水道事業であり、施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものに限る。)</u> 原水調整池 <u>(水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池)</u>、導水管(原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。)、電気・機械・<u>計装</u>設備 ⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設 <u>(ただし、給水人口5万人未満の水道事業であり、施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものに限る。)</u> ア (略) イ 膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備	⑦ (略) ⑧紫外線処理施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備 ⑨原水調整池 <u>(水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池)</u> 原水調整池、導水管(原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。)、電気・<u>計装</u>・機械設備 ⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設 ア (略) イ 膜ろ過施設 調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備<u>置</u>

改正案	現行
⑪～⑬ （略） <u>⑭①から⑬に掲げる施設と密接な関連を有する施設</u> (2) 水道原水水質改善<u>施設</u> 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの ①～④ （略） <u>⑤①から④に掲げる施設と密接な関連を有する施設</u> (3) 代替水源施設 <u>病原性原虫対策事業又は有機フッ素化合物対策事業の場合に、水道原水の汚染等に対応するため、別の水源から給水する場合又は水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設。ただし、病原性原虫対策事業にあつては、現在取水を行つて、病原性原虫に係る対策が必要な水源を廃止すること。</u> ①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設（<u>有機フッ素化合物対策事業の場合にあつては代替水源の開発に必要な調査を含む。</u>） ② （略） <u>③有機フッ素化合物対策事業として専用水道等に水道事業から給</u>	⑪～⑬ （略） <u>（新設）</u> (2) 水道原水水質改善<u>事業</u> 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの ①～④ （略） <u>（新設）</u> (3) 代替水源施設<u>整備事業</u> <u>有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設</u> ①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（<u>消毒設備に限る。</u>）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設 ② （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>水を行うために必要な管路等</u> <u>④①から③に掲げる施設と密接な関連を有する施設</u> <u>ただし、①及び②の整備にあたっては、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備することが可能な場合は、費用比較して代替水源施設の方が安価に整備できること。</u> <u>(4) 有機フッ素化合物の水質検査機器</u> <u>(5) 有機フッ素化合物対策事業として地方公共団体が専用水道等に対して行う (1) から (3) に掲げる施設の整備又は助成</u> <u>(6) 覆蓋（火山灰対策事業の要件に合致する場合に限る）</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(4) 浄水施設覆蓋整備事業</u> <u>活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋</u> <u>(5) (1) から (3) に掲げる施設と密接な関連を有する施設</u>
4. 交付対象 <u>①</u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 1 6 条の規定により選定事業者	4. 交付対象 本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及び P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者及び同法第 1 6 条の規定により選定事業者）に公共施設等

改正案	現行
に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。)とする。 <u>②地方公共団体（専用水道等に対して行う施設の整備又は助成の場合に限る。）</u> ロー7ー（1）－⑦水道施設アセットマネジメント推進事業 2. 交付対象事業の要件 <u>（1）水道施設アセットマネジメント計画策定事業</u> 点検・調査結果に基づく<u>更新計画や分散型システムの導入等を位置づけた</u>「水道施設アセットマネジメント計画」を<u>策定</u>する事業であること。 <u>（2）水道管路強靱化推進事業</u> （略） <u>（3）水道管路緊急改善事業</u> 「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次の<u>①～⑤</u>のいずれかに該当する事業であること。 ただし、令和6年度以前に採択した事業にあつては、令和11年度までに限り、「水道施設アセットマネジメント計画」を策定していることを補助要件としない。 <u>①</u> 1ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度	運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。)とする。 <u>（新設）</u> ロー7ー（1）－⑦水道施設アセットマネジメント推進事業 2. 交付対象事業の要件 <u>（2）水道管路緊急改善事業①</u> ※移転 <u>①</u>点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を<u>作成</u>する事業であること。 <u>（8）水道管路強靱化推進事業</u> ※移転 （略） <u>（2）水道管路緊急改善事業②</u> ※移転 <u>②</u><u>点検・調査結果に基づき策定した</u>「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次の<u>ア～エ</u>のいずれかに該当する事業であること。 ただし、令和6年度以前に採択した事業にあつては、令和11年度までに限り、「水道施設アセットマネジメント計画」を策定していることを補助要件としない。 <u>ア</u> 1ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度

改正案	現行
別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。 ② ①に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。 ③ ①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100% 以上の上水道事業者であること。 ④ 水道用水供給事業者であること。 ⑤ <u>「水の官民連携」（ウォーターPPP）導入に関連して実施する事業であること。なお、交付額の上限は以下のとおりとする。</u> <u>ア コンセSSION方式を導入する場合は、交付額の上限は5億円とする。</u> <u>イ ア以外の「水の官民連携」（ウォーターPPP）を導入する場合は、交付額の上限は1億円とする。</u>	別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。 <u>イ アに該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。</u> <u>ウ アに該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100% 以上の上水道事業者であること。</u> <u>エ 水道用水供給事業者であること。</u> <u>ただし、次のいずれかの事業については、アからエの条件は付さない。</u> <u>（ア）コンセSSION方式導入のために実施する事業。なお、交付額は5億円を上限とする。</u> <u>（イ）（ア）以外のウォーターPPP 導入のために実施する事業。なお、交付額は1億円を上限とする。</u>
<u>（４）分散型システム導入事業</u> <u>既存の水道事業として維持したまま、「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく分散型システムを導入する事業であること。</u> <u>（５）管路近代化事業</u> (略)	<u>（新設）</u> <u>（３）管路近代化事業 ※移転</u> (略)

改正案	現行
<u>(6) 鉛管更新事業</u> 鉛管の更新事業であって、資本単価 90 円／m³以上である<u>こと</u>。 <u>(7) 老朽管更新事業</u> ①平成 27 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 ア 地震対策として行う更新事業であって、次の（ア）に該当し、かつ、（イ）～<u>(エ)</u>のいずれかに該当すること。 （ア）～（ウ） （略） <u>(削除)</u>	<u>(4) 鉛管更新事業 ※移転</u> 鉛管の更新事業であって、資本単価 90 円／m³以上である<u>もの</u>。<u>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70 円／m³以上であること。</u> <u>(1) 老朽管更新事業 ※移転</u> ①平成 27 年度以前に採択された事業<u>及び平成 28 年度に実施する事業</u>であって、次のいずれにも該当する事業であること。 <u>但し、平成 28 年度に新規に実施する事業に関しては、平成 28 年度事業実施分に限り対象とする。</u> ア 地震対策として行う更新事業であって、次の（ア）に該当し、かつ、（イ）～<u>(カ)</u>のいずれかに該当すること。 <u>ただし、(エ)については平成 25 年度まで、(オ)については平成 30 年度までの時限措置とする。</u> （ア）～（ウ） （略） <u>(エ) 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における鋳鉄管、コンクリート管の更新事業に限る。</u> <u>a. 基幹管路における「布設後 20 年以上経過した鋳鉄管、コンクリート管」（次の b. において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の 10%以上残存している水道事業者であること。</u> <u>b. 単年度あたり、基幹管路延長の 1.5%以上又は5km以上の老</u>

改正案	現行
<u>(削除)</u> <u>(エ)</u> (略) イ (略) <u>(削除)</u>	<u>朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者であること。</u> <u>(オ) 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者であること。</u> <u>a. 平成 21 年度以降に他の水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。</u> <u>b. 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。</u> <u>(カ)</u> (略) イ (略) <u>②①に該当する事業であって、水道事業で資本単価 140 円／m³ 以上、又は水道用水供給事業で資本単価 100 円／m³ 以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価 230 円／m³ 以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 130 円／m³ 以上であること。</u>

改正案	現行
<u>②</u>国土交通大臣が認める老朽管の更新事業であること。 <u>(8) 水管橋耐震化等事業</u> 令和7年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。<u>ただし、令和10年度までの時限措置とする。</u> ①・② (略) <u>(削除) ※ロー7-(1)-⑩緊急時給水拠点確保等事業へ移転</u> (略) <u>(削除)</u> 3. 交付対象事業の内容 <u>(1) 水道施設アセットマネジメント計画策定事業</u> 「水道施設アセットマネジメント計画」の<u>策定</u>等に関する事業であること。	<u>③</u>国土交通大臣が認める老朽管の更新事業であること。 <u>(7) 水管橋耐震化等事業</u> 令和7年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。 ①・② (略) <u>(5) 基幹管路耐震化整備事業</u> (略) <u>(6) 海底送・配水管更新事業</u> <u>令和7年度以前に採択された海底送・配水管更新計画に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>①水道事業で資本単価 90 円／m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／m³以上であること。</u> <u>②事業の対象となる海底送水管・海底配水管の代替水源が存在しないこと。</u> 3. 交付対象事業の内容 <u>(2) 水道管路緊急改善事業① ※移転</u> <u>①「水道施設アセットマネジメント計画」の作成</u>等に関する事業であること。

改正案	現行
<u>(2) 水道管路強靱化推進事業</u> (略) <u>(3) 水道管路緊急改善事業</u> 布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。 <u>(4) 分散型システム導入事業</u> <u>分散型システムを導入する際に必要な事業（水源整備（井戸等）、小型浄水処理装置、管路布設、既設管路の撤去、遠隔監視システム、運搬送水のための給水車、及びこれらと密接な関連を有する施設等）であること。</u> <u>(5) 管路近代化事業</u> (略) <u>(6) 鉛管更新事業</u> (略) <u>(7) 老朽管更新事業</u> (略)	<u>(8) 水道管路強靱化推進事業</u> ※移転 (略) <u>(2) 水道管路緊急改善事業②</u> ※移転 <u>②</u>布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。 <u>(新設)</u> <u>(3) 管路近代化事業</u> ※移転 (略) <u>(4) 鉛管更新事業</u> ※移転 (略) <u>(1) 老朽管更新事業</u> ※移転 (略)

改正案	現行
<u>(8)</u> 水管橋耐震化等事業 (略) <u>(削除)</u> ※ロ－７－(１)－⑩緊急時給水拠点確保等事業へ移転 (略) <u>(削除)</u> ロ－７－(１)－⑧水道事業運営基盤強化推進事業 ２．交付対象事業の要件 <u>(1)</u> 水道基盤強化計画策定事業 都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の<u>策定</u>等の事業であること。 <u>(2)</u> 官民連携導入推進事業 <u>「水の官民連携」(ウォーターPPP)の導入検討を推進する事業であり、次のいずれかに該当する事業であること。</u> ①<u>コンセッション方式の導入検討</u> ②<u>他分野と一体的に行う導入検討</u> ③<u>他の地方公共団体と一体的に行う導入検討</u> <u>(3)</u> 水道施設ＤＸ推進事業 (略)	<u>(7)</u> 水管橋耐震化等事業 ※移転 (略) <u>(5)</u> 基幹管路耐震化整備事業 (略) <u>(6)</u> 海底送・配水管更新事業 <u>布設後 20 年以上が経過した海底送水管・海底配水管の更新事業であること。</u> ロ－７－(１)－⑧水道事業運営基盤強化推進事業 ２．交付対象事業の要件 <u>(10)</u> 水道基盤強化計画策定事業 ※移転 都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の<u>作成</u>等の事業であること。 <u>(新設)</u> <u>(5)</u> 水道施設ＤＸ推進事業 ※移転 (略)

改正案	現行
(略) <u>(7)</u> 水道施設再編推進事業 次の①～③のいずれかに該当する事業であること。 ①給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次のア及びイのいずれにも該当する事業であること。 ②・③ (略) <u>(8)</u> 特定広域化施設整備費 (略) <u>(9)</u> 広域化促進地域上水道施設整備費 (略) <u>(10)</u> 水道施設共同化事業 (略) <u>(削除)</u>	(略) <u>(4)</u> 水道施設再編推進事業 ※移転 次の①～③のいずれかに該当する事業であること。 ①給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次の<u>次の</u>ア及びイのいずれにも該当する事業であること。 ②・③ (略) <u>(6)</u> 特定広域化施設整備費 ※移転 (略) <u>(8)</u> 広域化促進地域上水道施設整備費 ※移転 (略) <u>(3)</u> 水道施設共同化事業 ※移転 (略) <u>(7)</u> 一般広域化施設整備費 <u>平成 21 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u> ①<u>特定広域化施設整備費の採択基準の 1 及び 2 に適合する事業であること。</u>

改正案	現行
<u>(削除)</u>	<u>②ア 水道事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本 単価が 140 円／m³以上であること。</u> <u>ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、70 円／m³以上であること。</u> <u>また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 130 円／m³以上であり、かつ、資本単価が 60 円／m³以上であること。</u> <u>イ 水道用水供給事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円／m³以上であること。</u> <u>ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、50 円／m³ 以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円／m³以上であり、かつ、資本単価が 40 円／m³以上であること。</u> <u>ウ 昭和 53 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 14 円／m³を超えること。</u> <u>(9) 水道広域化促進事業費</u> <u>平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>①統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨</u>

改正案	現行
3. 交付対象事業の内容 <u>都道府県にあっては以下の（１）の事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設にあっては以下の（２）～（６）の事業、水道事業及び水道用水供給事業にあっては以下の（２）～（１０）の事業。</u> <u>（１）水道基盤強化計画策定事業</u> <u>「水道基盤強化計画」等の策定等</u>に関する経費 <u>（２）官民連携導入推進事業</u> <u>「水の官民連携」（ウォーターPPP）の導入検討に関する経費</u> <u>（３）水道施設ＤＸ推進事業</u>	<u>の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から３年以内であるものに限る。）が締結されていること。</u> <u>②給水人口が概ね１０万人以下であり、かつ資本単価が９０円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。</u> <u>③経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。</u> <u>④③の整備計画は、「水道広域化推進事業に係る整備計画」に定める要件を満たすものであること。</u> 3. 交付対象事業の内容 <u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、２．（１）、（２）及び（５）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下の（１）～（９）に掲げる施設の整備等に関する事業及び都道府県が実施する以下の（１０）の事業。</u> <u>（１０）水道基盤強化計画策定事業 ※移転</u> <u>水道基盤強化計画策定</u>に関する経費 <u>（新設）</u> <u>（５）水道施設ＤＸ推進事業 ※移転</u>

改正案	現行
(略)	(略)
<u>(4) 水道広域連携推進事業</u> 次に掲げるものとする。 <u>①事業運営の一体化の開始又は開始後の運営基盤強化のために必要な施設、設備、事務関係システム等の整備や更新等</u> <u>②本事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 広域化事業</u> (略)	<u>(1) 広域化事業</u> ※移転 (略)
<u>(6) 運営基盤強化等事業</u> (略)	<u>(2) 運営基盤強化等事業</u> ※移転 (略)
<u>(7) 水道施設再編推進事業</u> (略)	<u>(4) 水道施設再編推進事業</u> ※移転 (略)
<u>(8) 特定広域化施設整備費</u> (略)	<u>(6) 特定広域化施設整備費</u> ※移転 (略)
<u>(9) 広域化促進地域上水道施設整備費</u> (略)	<u>(8) 広域化促進地域上水道施設整備費</u> ※移転 (略)
<u>(10) 水道施設共同化事業</u> (略)	<u>(3) 水道施設共同化事業</u> ※移転 (略)

改正案	現行
2. 交付対象事業の要件 (1)・(2) (略) <u>(3) 基幹管路耐震化整備事業</u> 次のいずれにも該当する事業であること。 ①・② (略) ③更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。 3. 交付対象事業の内容 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。 (1)・(2) (略) <u>(3) 基幹管路耐震化整備事業</u> (略) ロー7-(2)-①通常の下水道事業 2. 交付対象事業の要件	2. 交付対象事業の要件 (1)・(2) (略) <u>(5) 基幹管路耐震化整備事業 ※ロー7-(1)-⑦水道施設アセットマネジメント推進事業から移転</u> 次のいずれにも該当する事業であること。 ①・② (略) ③更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること 3. 交付対象事業の内容 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。 <u>なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。</u> (1)・(2) (略) <u>(5) 基幹管路耐震化整備事業 ※ロー7-(1)-⑦水道施設アセットマネジメント推進事業から移転</u> (略) ロー7-(2)-①通常の下水道事業 2. 交付対象事業の要件

改正案	現行
公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。 （１）地域・規模等要件 ①・② （略） ③ 都市下水路事業 （ア）都市下水路事業（（イ）から <u>（エ）</u> までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。 （a）～（c） （略） （イ）～（エ） （略） ④・⑤ （略） （２）～（８） （略）	公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。 （１）地域・規模等要件 ①・② （略） ③ 都市下水路事業 （ア）都市下水路事業（（イ）から <u>（オ）</u> までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。 （a）～（c） （略） （イ）～（エ） （略） ④・⑤ （略） （２）～（８） （略）
ロ－７－（２）－③下水道総合地震対策事業 １．・２． （略） ３．交付対象事業の内容 ①～③ （略） ④ 以下の施設の耐震化事業 （a）災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送<u>道</u>路の下に埋設されている管渠 （b）道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠 ⑤・⑥ （略）	ロ－７－（２）－③下水道総合地震対策事業 １．・２． （略） ３．交付対象事業の内容 ①～③ （略） ④ 以下の施設の耐震化事業 （a）災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠 （b）道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠 ⑤・⑥ （略）

改正案	現行
ロー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業 ２．交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠、<u>終末処理場及びポンプ施設</u>等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。 ４．留意事項 ①本事業における<u>管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務</u>は、令和８年度までの事業とする。 ②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。 ロー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業 ２．交付対象事業 ①（略） ②交付対象事業 （ア）計画策定 「下水道<u>管路</u>リダンダンシー確保計画」の策定 （イ）<u>「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた</u>①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業 （a）～（c）（略） ロー８ その他総合的な治水事業	ロー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業 ２．交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。 ４．留意事項 ①本事業は、令和８年度までの事業とする。 ②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。 ロー７－（２）－⑯下水道施設リダンダンシー確保推進事業 ２．交付対象事業 ①（略） ②交付対象事業 （ア）計画策定 「下水道リダンダンシー確保計画」の策定 （イ）①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業 （a）～（c）（略） ロー８ その他総合的な治水事業

改正案	現行
ロ－８－（１）総合流域防災事業 ４．交付対象事業の要件 総合流域防災事業は、次の（１）から（６）までのいずれかの要件に該当するものとする。 （１）河川事業 河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）に位置付けられた事業を除く。 ①～③ （略） （２）～（５） （略） <u>（６）流域対策を組み合わせた治水計画検討</u> <u>１級水系の本支川や上下流のバランスなどの流域全体の安全度の確保を図るため、河川整備計画の作成または変更を行う１級水系の指定区間において、河川整備に加えて、多様な流域対策を組み合わせた治水計画の検討を実施すること。</u> <u>１級水系において気候変動を踏まえた河川整備基本方針へ変更した年度の翌年度から１０年以内に着手するものを対象とし、事業単位は一次支川単位を原則とする。</u> ロ－９ 海岸事業 ロ－９－（１）高潮対策事業 １． （略） ２．交付対象事業の要件 （１）高潮対策事業（（２）から（３）に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。	ロ－８－（１）総合流域防災事業 ４．交付対象事業の要件 総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。 （１）河川事業 河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）及び<u>公害財特法失効後の財政措置対象事業</u>に位置付けられた事業を除く。 ①～③ （略） （２）～（５） （略） <u>（新設）</u> ロ－９ 海岸事業 ロ－９－（１）高潮対策事業 １． （略） ２．交付対象事業の要件 （１）高潮対策事業（（２）から（３）に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。

改正案	現行
①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること。 （イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること。 ④～⑥ （略）	①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u> （イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u> ④～⑥ （略）
ロ－ 9－（３）海岸耐震対策緊急事業 ３．交付対象事業の要件 本事業は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。 ①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）高潮浸水想定区域に指定されていること。	ロ－ 9－（３）海岸耐震対策緊急事業 ３．交付対象事業の要件 本事業は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。 ①・② （略） ③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 （ア）高潮浸水想定区域に指定されていること <u>又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u>

改正案	現行
(イ) 津波災害警戒区域に指定されていること。 ④・⑤ (略) <u>(削除)</u> ロ－９－<u>(４)</u> 津波・高潮危機管理対策緊急事業 １. 目的 津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。 ２. 交付対象 海岸管理者 ３. 交付対象事業の要件 (１) 本事業の対象は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（３）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査にあたってはこの限りではない。 ① (略)	(イ) 津波災害警戒区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u> ④・⑤ (略) <u>ロ－９－（４）削除</u> ロ－９－<u>(５)</u> 津波・高潮危機管理対策緊急事業 １. 目的 津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策 <u>並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更</u>を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。 ２. 交付対象 海岸管理者 <u>(４. ⑩については海岸管理者又は都道府県)</u> ３. 交付対象事業の要件 (１) 本事業の対象は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（３）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査 <u>及び（５）に規定する海岸保全基本計画の変更支援</u>にあたってはこの限りではない。 ① (略)

改正案	現行
② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 (ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること。 (イ) 津波災害警戒区域に指定されていること。 ③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下ロー９－<u>(4)</u>関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。 ④～⑦ (略) (2)～(4) (略) <u>(削除)</u> ※ 1・2 (略) 4. 交付対象事業の内容 本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させ、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（3. (1) ① (イ) の海岸については、次の①～④及び⑧～<u>⑨</u>を対象とする。） ①～⑨ (略) <u>(新規)</u>	② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。 (ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u> (イ) 津波災害警戒区域に指定されていること <u>又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u> ③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下ロー９－<u>(5)</u>関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。 ④～⑦ (略) (2)～(4) (略) <u>(5) 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和７年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。</u> ※ 1・2 (略) 4. 交付対象事業の内容 本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させ、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（3. (1) ① (イ) の海岸については、次の①～④及び⑧～<u>⑩</u>を対象とする。） ①～⑨ (略) <u>⑩ 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</u>

改正案	現行
ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象 事業とする。	ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象 事業とする。
5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載 海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。 また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 （ア）～（カ） （略）	5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載 海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、<u>海岸保全基本計画の変更支援</u>及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。 また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 （ア）～（カ） （略）
6. （略） ロ－9－<u>（5）・（6）</u> （略）	6. （略） ロ－9－<u>（6）・（7）</u> （略）
ロ－10 都市再生整備計画事業 ロ－10－（1）都市再生整備計画事業 5. 施行地区 都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。ただし、災害リスクの高い地域（※）を含まない区域に限る。 1 市町村において、都市再生法第 81 条 1 項に規定する立地適正化計画（同条 2 項 2 号に定める居住誘導区域及び同条 2 項 3 号に定め	ロ－10 都市再生整備計画事業 ロ－10－（1）都市再生整備計画事業 5. 施行地区 都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。ただし、災害リスクの高い地域（※）を含まない区域に限る。 1 市町村において、都市再生法第 81 条 1 項に規定する立地適正化計画（同条 2 項 2 号に定める居住誘導区域及び同条 2 項 3 号に定め

改正案	現行
る都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下ロー１０－（１）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表し、都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した場合において、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下ロー１０－（１）関係部分において「事前復興まちづくり計画等」という。）に防災拠点として位置付けられた区域であり、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。 なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから５年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。 また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が４０人／ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。 （１）（略） <u>（２）市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</u> <u>（３）（略）</u>	る都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下ロー１０－（１）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表し、都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した場合において、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下ロー１０－（１）関係部分において「事前復興まちづくり計画等」という。）に防災拠点として位置付けられた区域であり、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。 なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから５年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。 また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が４０人／ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。 （１）（略） <u>（新設）</u> <u>（２）（略）</u>

改正案			現行		
2・3（略）			2・3（略）		
（※）（略）			（※）（略）		
表 10-（1）（都市再生整備計画事業の交付対象事業）（略）			表 10-（1）（都市再生整備計画事業の交付対象事業）（略）		
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. ～9.（略）	（略）	—	4. ～9.（略）	（略）	—
10. 地域生活基盤施設	（略） ただし、第 3 号及び第 4 号の事業において、人口 <u>5 万人</u> 以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（ <u>令和 7 年 6 月 4 日</u> 民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共 団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検討することを要件とする。 <u>（なお、令和 9 年度以前に着手しているものは改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。）</u>		10. 地域生活基盤施設	（略） ただし、第 3 号及び第 4 号の事業において、人口 <u>20 万人</u> 以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（ <u>平成27年12月15日</u> 民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検討することを要件とする。	
11. ～	（略）		11. ～	（略）	

改正案			現行		
29. (略)			29. (略)		
注 1)・注 2) (略)			注 1)・注 2) (略)		
ロ－ 1 2 都市公園・緑地等事業 ロ－ 1 2－ (1) 都市公園等事業 2. 交付対象事業 I 都市公園事業 1 定義 (略) 2 事業要件 下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 <u>5 万人</u> 以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(<u>令和 7 年 6 月 4 日</u>民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。(なお、<u>令和 9 年度</u>以前に着手しているものは除く。) 3 交付対象 (略) II ～ IV (略)			ロ－ 1 2 都市公園・緑地等事業 ロ－ 1 2－ (1) 都市公園等事業 2. 交付対象事業 I 都市公園事業 1 定義 (略) 2 事業要件 下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 <u>20 万人</u> 以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(<u>平成 27 年 12 月 15 日</u>民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。(なお、<u>平成 29 年度</u>以前に着手しているものは除く。) 3 交付対象 (略) II ～ IV (略)		

改正案	現行
ロー１２－（３）都市公園ストック再編事業 ２．交付対象事業 １ 定義（略） ２ 事業要件 ①事業計画 （略） ②都市要件 <u>②-1 対象都市要件</u> 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下12関係部分において「立地適正化計画」という。） 2) 緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。） <u>②-2 都市公園等整備水準要件</u> <u>1) 都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。</u> <u>i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</u> <u>イ) 都市公園</u> <u>ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた</u>	ロー１２－（３）都市公園ストック再編事業 ２．交付対象事業 １ 定義（略） ２ 事業要件 ①事業計画 （略） ②都市要件 <u>（新設）</u> 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下12関係部分において「立地適正化計画」という。） 2) 緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>土地であって市民に公開している緑地</u> <u>ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地</u> <u>ii) 同市町村のDID地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</u> 3 交付対象（略） ロー１２－（５）緑地環境事業 2. 交付対象事業の要件 I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 1 定義（略） 2 事業要件（通常型） ①～④ （略） <u>⑤都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げる1)又は2)の要件を満たすこと。</u> <u>1) 一の市町村の区域内における以下の i) から iii) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</u> <u>i) 都市公園</u> <u>ii) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地</u>	3 交付対象（略） ロー１２－（５）緑地環境事業 2. 交付対象事業の要件 I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 1 定義（略） 2 事業要件（通常型） ①～④ （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>iii) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地</u> <u>2) 同市町村のDID地域内における上記1)の i) から iii) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</u> 3 事業要件（防災・減災推進型） ①～⑤ （略） <u>⑥都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げる1)又は2)の要件を満たすこと。</u> <u>1) 一の市町村の区域内における以下の i) から iii) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</u> <u>i) 都市公園</u> <u>ii) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地</u> <u>iii) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地</u> <u>2) 同市町村の DID 地域内における上記 1) の i) から iii) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 ㎡未満</u> 4 ・ 5 （略）	3 事業要件（防災・減災推進型） ①～⑤ （略） <u>（新設）</u> 4 ・ 5 （略）

改正案

ロ－１６　住環境整備事業

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ等改修推進事業

住宅・建築物省エネ等改修推進事業は、イー１６－（２０）の規定に基づく事業とする。

ハ　基幹事業の費用便益比

要綱本編第８第１項第７号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成２９年４月１日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。

なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。

基幹事業名	費用便益比算出対象の有無	備考
７　水道・下水道事業		
（１）水道未普及地 －①　域解消事業	○	１箇所当たりの事業費が１０億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
（１）簡易水道再編 －②　推進事業	○	

現行

ロ－１６　住環境整備事業

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業は、イー１６－（２０）の規定に基づく事業とする。

ハ　基幹事業の費用便益比

要綱本編第８第１項第７号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成２９年４月１日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。

なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。

基幹事業名	費用便益比算出対象の有無	備考
７　水道・下水道事業		
（１）水道未普及地 －①　域解消事業	○	１箇所当たりの事業費が１０億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
（１）簡易水道再編 －②　推進事業	○	

改正案				現行			
16 住環境整備事業	(1) 生活基盤近代 -③ 化事業	○		(1) 生活基盤近代 -③ 化事業	○		16 住環境整備事業
	(1) 高度浄水施設 -④ 等整備事業	○		(1) 高度浄水処理 -④ 等整備費	○		
	(1) 水道総合地震 -⑤ 対策事業	×		(1) 水道総合地震 -⑤ 対策事業	×		
	(1) 水道施設リダ -⑥ ンダンシー確 保推進事業	×		(1) 水道施設リダ -⑥ ンダンシー確 保推進事業	×		
	(1) 水道施設アセ -⑦ ットマネジメ ント推進事業	×		(1) 水道施設アセ -⑦ ットマネジメ ント推進事業	×		
	(1) 水道事業運営 -⑧ 基盤強化推進 事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体 で算出した費用便益比を記載する ことができる。	(1) 水道事業運営 -⑧ 基盤強化推進 事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円 以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体 で算出した費用便益比を記載する ことができる。	
	(1) 水道水源自動 -⑨ 監視施設等整 備事業	○		(1) 水道水源自動 -⑨ 監視施設等整 備事業	○		
	(1) 緊急時給水拠 -⑩ 点確保等事業	×		(1) 緊急時給水拠 -⑩ 点確保等事業	○		

改正案				現行			
	(1) ～ (16)	(略)	(略)		(1) ～ (16)	(略)	(略)
	(20)	住宅・建築物 省工木等改修 推進事業	×		(20)	住宅・建築物 省工木改修推 進事業	×

改正案	現行
附属第Ⅲ編 国費の算定方法 第１章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ－９ 海岸事業 <u>(削除)</u> イ－９－<u>(４)</u>～<u>(６)</u> (略) イ－１０ 都市再生整備計画事業 イ－１０－(２) まちなかウォークブル推進事業に係る基礎額 １. 基礎額 (略) イ (略) ３) $\alpha = (9/10) \times (A+B)$ ただし、上記 ii) の要件に基づき ３) 式を適用する場合には、表 10-(1) 第 1 2 項第 3 号及び<u>第 5 号</u>、第 1 4 項のうち第 1 2 項第 3 号及び<u>第 5 号</u>の施設を整備する事業、第 1 6 項、第 1 7 項並びに第 2 3 項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額は A に含めないこととする。 (略) ロ (略)	附属第Ⅲ編 国費の算定方法 第１章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ－９ 海岸事業 <u>イ－９－(４) 削除</u> イ－９－<u>(５)</u>～<u>(７)</u> (略) イ－１０ 都市再生整備計画事業 イ－１０－(２) まちなかウォークブル推進事業に係る基礎額 １. 基礎額 (略) イ (略) ３) $\alpha = (9/10) \times (A+B)$ ただし、上記 ii) の要件に基づき ３) 式を適用する場合には、表 10-(1) 第 1 2 項第 3 号及び<u>第 4 号</u>、第 1 4 項のうち第 1 2 項第 3 号及び<u>第 4 号</u>の施設を整備する事業、第 1 6 項、第 1 7 項並びに第 2 3 項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額は A に含めないこととする。 (略) ロ (略)

改正案	現行
5) $\alpha' = (10/8) \times A'$ A' : 表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項(第10項第9号を除く)までの事業、第14項(第4号を除く)の事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 (略) K : 4)式及び6)式の適用の要件に則して実施される事業のみを対象として、4)式及び5)式を適用して算出した交付限度額を4)式及び5)式の適用の要件に則して実施される事業の事業費で除した値 L : 4)式及び5)式の適用の要件に則して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額 ハ (略) ① 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。 交付限度額 = $(1/2) \times \alpha \text{ sum} \times (A + B)$	5) $\alpha' = (10/8) \times A'$ A' : 表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 (略) K : 4)式及び6)式の適用の要件に則して実施される事業のみを対象として、4)式及び5)式を適用して算出した交付限度額を4)式及び5)式の適用の要件に則して実施される事業の事業費で除した値 L : 4)式及び5)式の適用の要件に則して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額 ハ (略) ① 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。 交付限度額 = $(1/2) \times \alpha \text{ sum} \times (A + B)$

改正案	現行
$\nearrow (A \text{ sum} + B \text{ sum}) + a$ この場合において、$\alpha \text{ sum}$は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。 6) $\alpha \text{ sum} = (4 \nearrow 5) \times (A \text{ sum} + B \text{ sum})$ 7) $\alpha \text{ sum} = (10 \nearrow 9) \times A \text{ sum}$ A：交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表10-(1)第4項から第29項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 B (略) (略) ② まちなかウォークブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額 交付限度額 $= (1 \nearrow 2) \times \alpha' \text{ sum}$ $\times (A' + B') \nearrow (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$	$\nearrow (A \text{ sum} + B \text{ sum}) + a$ この場合において、$\alpha \text{ sum}$は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。 6) $\alpha \text{ sum} = (4 \nearrow 5) \times (A \text{ sum} + B \text{ sum})$ 7) $\alpha \text{ sum} = (10 \nearrow 9) \times A \text{ sum}$ A：交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表10-(1)第4項から第28項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 B (略) (略) ② まちなかウォークブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額 交付限度額 $= (1 \nearrow 2) \times \alpha' \text{ sum}$ $\times (A' + B') \nearrow (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$

改正案	現行
この場合において、α' sumは、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。	この場合において、α' sumは、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。
8) α' sum = (5 / 5) × A' sum	8) α' sum = (5 / 5) × A' sum
9) α'' sum = (4 / 5) × A'' sum	9) α'' sum = (4 / 5) × A'' sum
A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項 <u>(第10項第9号を除く)</u> までの事業、第14項(第4号を除く)の事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額	A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項 <u>から第16項</u> (第14項第4号を除く) <u>まで</u> の事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
(略)	(略)
二 (略)	二 (略)
2. 雑則	2. 雑則
1～24 (略)	1～24 (略)
<u>25 附属第Ⅱ編イー10-(1)5. 3において、広域的な立地適正化の方針の定義を、都道府県が策定するもの又は都道府県と市町村が共同して策定するものとしていることについては、令和8年度末までに作成される広域的な立地適正化の方針については、複</u>	<u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>数の市町村が共同して作成したものを含む。</u> <u>26 表 10-(1) の 13. 誘導施設相当施設において、医療施設を整備する場合にあっては都道府県医療計画と整合が図られたものとする</u> <u>ることについては、令和 8 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u> イ-1 1-（2）離島広域活性化事業に係る基礎額 1. 基礎額 （略）なお、住宅の土砂災害対策改修に係る工事費は、<u>6,762,000 円</u>を限度とする。 イ-1 2 都市公園・緑地等事業に係る基礎額 イ-1 2-（6）古都保存・緑地保全等事業 I 古都保存事業 本事業の基礎額は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第 5 項に規定する負担に要する費用にあっては、当該費用の額の 10 分の 7（明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては 2 分の 1）、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業に要する費用にあっては、当該費用の 2 分の 1 とする。 <u>また、民間団体が交付金事業者である場合にあっては、歴史的風土保存施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用について地方公共団体が民間団体に補助する額の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。</u>	<u>（新設）</u> イ-1 1-（2）離島広域活性化事業に係る基礎額 1. 基礎額 （略）なお、住宅の土砂災害対策改修に係る工事費は、<u>5,409,600 円</u>を限度とする。 イ-1 2 都市公園・緑地等事業に係る基礎額 イ-1 2-（6）古都保存・緑地保全等事業 I 古都保存事業 本事業の基礎額は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第 5 項に規定する負担に要する費用にあっては、当該費用の額の 10 分の 7（明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては 2 分の 1）、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業に要する費用にあっては、当該費用の 2 分の 1 とする。

改正案	現行
Ⅱ 緑地保全等事業 本事業の基礎額は、土地の買入れ、都市緑地法第 17 条の 2 第 5 項に規定する負担及び損失の補償に要する費用にあっては、当該費用の 3 分の 1（近郊緑地保全事業に係るものについては 100 分の 55）、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用にあっては、当該費用の 2 分の 1 とする。 <u>また、民間団体が交付金事業者である場合にあっては、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用について地方公共団体が民間団体に補助する額の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。</u> イー 1 3－（１）都市防災推進事業に係る基礎額 イー 1 3－（１）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額 １．基礎額 １ 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等については、次の各号に掲げる費用の 3 分の 1 とする。ただし、宅地の液化化による変動予測調査は令和 12 年度までに限り 2 分の 1 とする。 一・二 （略） ２ 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（１２に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の 4 分の 1 とする。	Ⅱ 緑地保全等事業 本事業の基礎額は、土地の買入れ、都市緑地法第 17 条の 2 第 5 項に規定する負担及び損失の補償に要する費用にあっては、当該費用の 3 分の 1（近郊緑地保全事業に係るものについては 100 分の 55）、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用にあっては、当該費用の 2 分の 1 とする。 イー 1 3－（１）都市防災推進事業に係る基礎額 イー 1 3－（１）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額 １．基礎額 １ 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等については、次の各号に掲げる費用の 3 分の 1 とする。ただし、宅地の液化化による変動予測調査は令和 7 年度までに限り 2 分の 1 とする。 一・二 （略） ２ 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（１２に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の 4 分の 1 とする。

改正案	現行
一 設計費 滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用 二 工事費 滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用 <u>三 用地費</u> <u>滑動崩落防止工事に必要な用地の取得に要する費用</u> <u>四 補償費</u> <u>滑動崩落防止工事に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用</u> 3～4 （略） 5 地方公共団体が行う宅地液状化防止事業については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。ただし、特定市町村の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の液状化による被害を受けた宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業及び前項第1号に該当するものについては、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。 一 設計費 液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用 二 工事費 液状化防止工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用 <u>三 用地費</u> <u>液状化防止工事に必要な用地の取得に要する費用</u> <u>四 補償費</u> <u>液状化防止工事に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用</u>	一 設計費 滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用 二 工事費 滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 3～4 （略） 5 地方公共団体が行う宅地液状化防止事業については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。ただし、特定市町村の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の液状化による被害を受けた宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業及び前項第1号に該当するものについては、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。 一 設計費 液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用 二 工事費 液状化防止工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改正案	現行
6～12 （略） イー13－（1）③盛土緊急対策事業に係る基礎額 1. 基礎額 1 （略） 2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。 一 設計費 盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用 二 工事費 盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用 <u>三 用地費</u> <u>盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事に必要な用地の取得に要する費用</u> <u>四 補償費</u> <u>盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用</u> 3 （略） イー13－（2）市街地再開発事業等に係る基礎額 1. 基礎額 I～IV （略）	6～12 （略） イー13－（1）③盛土緊急対策事業に係る基礎額 1. 基礎額 1 （略） 2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。 一 設計費 盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用 二 工事費 盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 3 （略） イー13－（2）市街地再開発事業等に係る基礎額 1. 基礎額 I～IV （略）

改正案	現行																				
表 13-(2)-1.1 ～ 3 (略) 表 13-(2)-4	表 13-(2)-1.1 ～ 3 (略) 表 13-(2)-4																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 445 864 488">(ア) 事業</th><th data-bbox="864 445 1133 488">(イ) 係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 488 864 676">○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業</td><td data-bbox="864 488 1133 676">1.20</td></tr> <tr> <td data-bbox="192 676 864 724"><u>（削除）</u></td><td data-bbox="864 676 1133 724"></td></tr> <tr> <td data-bbox="192 724 864 963">○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業</td><td data-bbox="864 724 1133 963"></td></tr> <tr> <td data-bbox="192 963 864 1394">○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一</td><td data-bbox="864 963 1133 1394"></td></tr> </tbody> </table>	(ア) 事業	(イ) 係数	○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業	1.20	<u>（削除）</u>		○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業		○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 445 1827 488">(ア) 事業</th><th data-bbox="1827 445 2096 488">(イ) 係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 488 1827 676">○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業</td><td data-bbox="1827 488 2096 676">1.20</td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 676 1827 820"><u>○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業</u></td><td data-bbox="1827 676 2096 820"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 820 1827 963">○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業</td><td data-bbox="1827 820 2096 963"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1155 963 1827 1394">○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一</td><td data-bbox="1827 963 2096 1394"></td></tr> </tbody> </table>	(ア) 事業	(イ) 係数	○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業	1.20	<u>○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業</u>		○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業		○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一	
(ア) 事業	(イ) 係数																				
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業	1.20																				
<u>（削除）</u>																					
○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業																					
○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一																					
(ア) 事業	(イ) 係数																				
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業	1.20																				
<u>○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業</u>																					
○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業																					
○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一																					

改正案		現行	
体的に取り組まれる事業		体的に取り組まれる事業	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
表 13-(2)-5 (略)		表 13-(2)-5 (略)	
2. 雑則		2. 雑則	
1～10 (略)		1～10 (略)	
<u>11 この要綱の施行（令和8年4月7日）の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例によることができる。</u>		<u>（新設）</u>	
イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額		イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額	
1. 基礎額		1. 基礎額	
本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の3分の1（ただし、次のイから <u>ホ</u> までに掲げる事業については2分の1とする。）とする。		本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の3分の1（ただし、次のイから <u>ニ</u> までに掲げる事業については2分の1とする。）とする。	
また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（ただし、2のヲ及びワにおける事業を除く。）は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。		また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（ただし、2のヲ及びワにおける事業を除く。）は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。	
2のヲ及びワに掲げる事業については、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる1）及び2）の条件（バス（BRTを除く。以下同じ。）に関する施設の整備にあたっては、1）		2のヲ及びワに掲げる事業については、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる1）及び2）の条件（バス（BRTを除く。以下同じ。）に関する施設の整備にあたっては、1）	

改正案	現行
から３）までの条件）を満たす場合に限り、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は事業の実施に要する費用の２分の１（ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の３分の１）のいずれか低い額とする。 １）～３） （略） また、２のワ（ｉ）における事業にあつては、次に掲げる式により算定した額のうちいずれか少ない額を限度とする。 １）・２） （略） イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。 （１） （略） （２） 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の（ｉ）又は（ii）の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業（ただし、都市計画区域外においては、次の（ｉ）又は（ii）の要件を満たす都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。） （ｉ） （略） （ii） 以下のすべての要件を満たす区域（連携生活拠点区域） ① <u>都道府県が作成するもの又は都道府県と市町村が共同</u>して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内 （※） <u>都道府県が作成するもの又は都道府県</u>と市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・	から３）までの条件）を満たす場合に限り、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は事業の実施に要する費用の２分の１（ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の３分の１）のいずれか低い額とする。 １）～３） （略） また、２のワ（ｉ）における事業にあつては、次に掲げる式により算定した額のうちいずれか少ない額を限度とする。 １）・２） （略） イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。 （１） （略） （２） 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の（ｉ）又は（ii）の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業（ただし、都市計画区域外においては、次の（ｉ）又は（ii）の要件を満たす都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。） （ｉ） （略） （ii） 以下のすべての要件を満たす区域（連携生活拠点区域） ① <u>複数</u>市町村が<u>連携</u>して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内 （※） <u>複数</u>市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・都市機能誘導区域の概ねの配置、誘

改正案	現行
都市機能誘導区域の概ねの配置、誘導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載)」に基づく立地適正化計画をいう ②～⑤ (略) (3) (略) ロ～ニ (略) <u>ホ 歴まち計画の重点区域内であり、かつ、同計画に位置づけられた事業であって、駐車場の配置適正化や立地規制、歩行空間化、車両の流入抑制等の取組と連携して実施する事業</u> 1 整備計画の作成等に関する事業 イ～ハ (略) ニ 駐車場の整備 次の(i)から(iii)までのいずれかの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただし、別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。)。また、人口<u>5</u>万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(<u>令和7年6月4日</u>民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検	導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載)」に基づく立地適正化計画をいう ②～⑤ (略) (3) (略) ロ～ニ (略) <u>(新設)</u> 1 整備計画の作成等に関する事業 イ～ハ (略) ニ 駐車場の整備 次の(i)から(iii)までのいずれかの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただし、別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。)。また、人口<u>20</u>万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(<u>平成27年12月15日</u>民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入に

改正案	現行
討することを要件とする。<u>(なお、令和９年度以前に着手しているものは改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。)</u> (i) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成２４年法律第８４号)第７条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画(以下「低炭素まちづくり計画」という。)において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車台数が概ね１００台以上(計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で概ね１００台以上)の駐車施設。<u>ただし、台数に関する規定については、公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点(本項においてモビリティハブと呼ぶ)と一体的に整備する場合、この限りではない。</u> (ii)・(iii) (略) (1)～(3) (略) ホ～ト (略) チ <u>二輪車等</u>駐車場の整備 自転車駐車場(シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数２００台以上(整備計画に位置づけられ、複数箇所でネットワークを形成している場合は合計で２００台以上))の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているもの)に限る。)及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する<u>二輪車等</u>駐車場	ついて検討することを要件とする。 (i) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成２４年法律第８４号)第７条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画(以下「低炭素まちづくり計画」という。)において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車台数が概ね１００台以上(計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で概ね１００台以上)の駐車施設。 (ii)・(iii) (略) (1)～(3) (略) ホ～ト (略) チ <u>自転車</u>駐車場の整備 自転車駐車場(シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数２００台以上(整備計画に位置づけられ、複数箇所でネットワークを形成している場合は合計で２００台以上))の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているもの)に限る。)及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する<u>自転車</u>駐車場は、

改正案	現行
は、５０台以上（複数箇所設置の場合は合計で５０台以上）の駐車施設の整備に要する費用とする。<u>ただし、台数に関する規定については、モビリティハブと一体的に整備する場合は、この限りではない。</u> (1) 設計費 ① 基本設計費 <u>二輪車等</u>駐車場の基本設計に要する費用 ② 実施設計費 <u>二輪車等</u>駐車場の実施設計に要する費用 (2) 施設整備費 <u>二輪車等</u>駐車場の工事に要する費用 リ～ワ (略) 3 (略) 2. 雑則 1～4 (略) <u>5 附属第Ⅲ編イー１３－（８）１において、広域的な立地適正化の方針の定義を、都道府県が策定するもの又は都道府県と市町村が共同して策定するものとしていることについて、令和８年度末までに作成される広域的な立地適正化の方針は、複数の市町村が共同して作成したものを含む。</u> イー１４ 都市水環境整備事業 イー１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のとおりとする。 ・ <u>（削除）</u>	５０台以上（複数箇所設置の場合は合計で５０台以上）の駐車施設の整備に要する費用とする。 (1) 設計費 ① 基本設計費 <u>自転車</u>駐車場の基本設計に要する費用 ② 実施設計費 <u>自転車</u>駐車場の実施設計に要する費用 (2) 施設整備費 <u>自転車</u>駐車場の工事に要する費用 リ～ワ (略) 3 (略) 2. 雑則 1～4 (略) <u>（新設）</u> イー１４ 都市水環境整備事業 イー１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のとおりとする。 ・ <u>内地、北海道、離島（公害財特法失効後の財政措置対象事業）</u>

改正案	現行
・内地、北海道、離島 1/3 ・沖縄 1/2 (1) 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の3分の1を都道府県に対して交付するものとする。 ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の3分の1を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の3分の1を都道府県に対して交付するものとする。 (2) (略) イー16 住環境整備事業に係る基礎額 イー16－(1) 市街地再開発事業に係る基礎額 1 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、表イー16－(1)－1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の3分の1のいずれか低い額とする。(注10) 表イー16－(1)－1 (略) (注1)～(注7) (略)	<u>1/2</u> ・内地、北海道、離島 <u>(その他)</u> 1/3 ・沖縄 1/2 (1) 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の3分の1 <u>(公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあっては2分の1)</u> を都道府県に対して交付するものとする。 ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の3分の1を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の3分の1を都道府県に対して交付するものとする。 (2) (略) イー16 住環境整備事業に係る基礎額 イー16－(1) 市街地再開発事業に係る基礎額 1 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、表イー16－(1)－1の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の3分の1のいずれか低い額とする。(注10) 表イー16－(1)－1 (略) (注1)～(注7) (略)

改正案	現行										
(注 8) 表イー 1 6 - (1) - 5 (あ) 欄の事業にあつては、それぞれの費用の額に (い) 欄の係数を乗じて得た額とする。 表イー 1 6 - (1) - 5	(注 8) 表イー 1 6 - (1) - 5 (あ) 欄の事業にあつては、それぞれの費用の額に (い) 欄の係数を乗じて得た額とする。 表イー 1 6 - (1) - 5										
<table><tr><th>(あ) 事業</th></tr><tr><td>○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業</td></tr><tr><td>○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業</td></tr><tr><td>○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む)</td></tr></table>	(あ) 事業	○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 <u>(削除)</u>	○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業	○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業	○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む)	<table><tr><th>(あ) 事業</th></tr><tr><td>○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 <u>○ 予備認定(新築マンションを対象とした管理計画案の認定)を受けた施設建築物の整備を含む事業</u></td></tr><tr><td>○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業</td></tr><tr><td>○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業</td></tr><tr><td>○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む)</td></tr></table>	(あ) 事業	○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 <u>○ 予備認定(新築マンションを対象とした管理計画案の認定)を受けた施設建築物の整備を含む事業</u>	○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業	○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業	○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む)
(あ) 事業											
○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 <u>(削除)</u>											
○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業											
○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業											
○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む)											
(あ) 事業											
○ 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。)の整備を含む事業 <u>○ 予備認定(新築マンションを対象とした管理計画案の認定)を受けた施設建築物の整備を含む事業</u>											
○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業											
○ エリアマネジメント活動団体(都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの)によるエリアマネジメント活動(施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る)と一体的に取り組まれる事業											
○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業(区域内に含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む)											

改正案		現行	
	○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業		○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業
	○ （い）係数 1.35 を満たす（あ）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 イ 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ロ （い）係数 1.20 を満たす（あ）事業要件のいずれかを満たす事業	1.50	○ （い）係数 1.35 を満たす（あ）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 イ 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ロ （い）係数 1.20 を満たす（あ）事業要件のいずれかを満たす事業
2～10（略） <u>11 この要綱の施行（令和 8 年 4 月 7 日）までに着手している事業については、なお従前の例による。</u> イー 16－（2）優良建築物等整備事業に係る基礎額 1 （略） 表イー 16－（2）－1 （注 1）～（注 6）（略）		2～10（略） <u>（新設）</u> イー 16－（2）優良建築物等整備事業に係る基礎額 1 （略） 表イー 16－（2）－1 （注 1）～（注 6）（略）	

改正案	現行
(注7) <u>・当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額とする。</u> ・既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業にあっては、賃借料及び歴史的建築物等の構造の補強に要する費用を含む。 (注8)・(注9)(略) 表イー16-(2)-2・3 (略) 表イー16-(2)-4 $k2 = (\text{従前の非耐火建築物等の建築面積割合} - 0.3) \div 6$ 非耐火建築物等：非耐火建築物、旧耐震建築物、<u>附属第Ⅱ編</u>イー16-(8)2. <u>第2項九</u>に規定する老朽建築物等 表イー16-(2)-5 (略) 2～5 (略) <u>6 この要綱の施行(令和8年4月7日)までに着手している事業については、なお従前の例による。</u> イー16-(8)住宅市街地総合整備事業に係る基礎額 1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。 一 整備計画策定等事業	(注7) <u>(新設)</u> ・既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業にあっては、賃借料及び歴史的建築物等の構造の補強に要する費用を含む (注8)・(注9)(略) 表イー16-(2)-2・3 (略) 表イー16-(2)-4 $k2 = (\text{従前の非耐火建築物等の建築面積割合} - 0.3) \div 6$ 非耐火建築物等：非耐火建築物、旧耐震建築物、イー16-(8)2. <u>十三</u>に規定する老朽建築物等 表イー16-(2)-5 (略) 2～5 (略) <u>(新設)</u> イー16-(8)住宅市街地総合整備事業に係る基礎額 1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。 一 整備計画策定等事業

改正案			現行		
次の表の（ロ）欄に掲げる者が行う（イ）欄に掲げる事業に要する費用の（ハ）欄に掲げる額の合計とする。			次の表の（ロ）欄に掲げる者が行う（イ）欄に掲げる事業に要する費用の（ハ）欄に掲げる額の合計とする。		
（イ）	（ロ）	（ハ）	（イ）	（ロ）	（ハ）
整備計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区、 <u>水害対策型重点整備地区</u> 及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注1）	整備計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注1）
事業計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（密集住宅市街地整備型重点整備地区、 <u>水害対策型重点整備地区</u> 及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注2）	事業計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（密集住宅市街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注2）
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1（注2）のいずれか低い額		地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1（注2）のいずれか低い額
推進事業	地方公共団体	費用の3分の1（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区 <u>並びに水害対策型重点整備地区</u> に係る事業及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注3）（注4）	推進事業	地方公共団体	費用の3分の1（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注3）（注4）

改正案			現行		
	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、防災街区整備推進機構等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1（注3）（注5）のいずれか低い額		地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、防災街区整備推進機構等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1（注3）（注5）のいずれか低い額
地域防災力向上事業	地方公共団体	費用の2分の1	地域防災力向上事業	地方公共団体	費用の2分の1
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1のいずれか低い額		地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1のいずれか低い額
都市・居住環境整備基本計画作成			都市・居住環境整備基本計画作成		
事業推進コーディネート	都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体 費用の2分の1（注6）	事業推進コーディネート	都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体 費用の2分の1（注6）
	事業推進コーディネート	地方公共団体 費用の2分の1		事業推進コーディネート	地方公共団体 費用の2分の1
	地方住宅供給公社等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1のいずれか低い額		地方住宅供給公社等	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当該補助事業費の合計額の3分の1のいずれか低い額
（注1）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。			（注1）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。		
①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業のうち公共			①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業のうち公共		

改正案	現行
施設整備を伴う事業にあつては年 32,440 千円／地区、公共施設整備を伴わない事業にあつては、年 18,540 千円／地区。ただし、5 年間を限度とする。 ②密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業にあつては、310 千円／ha。ただし、310 千円／ha に対象区域面積を乗じて得た額が 10,000 千円に満たない場合にあっては、10,000 千円／地区。 (注 2) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。 ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては、2,875 千円／ha (事業計画において、住宅街区防災コミュニティ整備プログラムを作成する場合 5,751 千円／ha。) ②密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業にあつては、7,500 千円／ha。 (注 3) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。助成期間は、住宅市街地整備計画承認前を含み、住宅市街地整備計画(変更を含む。)承認後 10 年間までとする。 ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては年 18,540 千円／地区 ②密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業にあつては年 4,500 千円／ha (密集住宅市街地整備型重点整備地区のうち防災再開発促進地区に係る事業にあつては年 9,000 千円／ha) (注 4) 表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、	施設整備を伴う事業にあつては年 32,440 千円／地区、公共施設整備を伴わない事業にあつては、年 18,540 千円／地区。ただし、5 年間を限度とする。 ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、310 千円／ha。ただし、310 千円／ha に対象区域面積を乗じて得た額が 10,000 千円に満たない場合にあっては、10,000 千円／地区。 (注 2) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。 ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては、2,875 千円／ha (事業計画において、住宅街区防災コミュニティ整備プログラムを作成する場合 5,751 千円／ha。) ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、7,500 千円／ha。 (注 3) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。助成期間は、住宅市街地整備計画承認前を含み、住宅市街地整備計画(変更を含む。)承認後 10 年間までとする。 ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては年 18,540 千円／地区 ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては年 4,500 千円／ha (防災再開発促進地区においては年 9,000 千円／ha)

改正案	現行
⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものを除き、費用の3分の1以内とする。 (注5) 表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1以内、かつ、当該補助事業費の合計額の2分の1以内とする。 (注6) 費用は、30,000 千円／地域を限度とする。 二 (略) 三 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附帯工事費を含む。)が、「令和8年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和8年4月7日付け国住備第768号、国住整第201号国住市第177号国土交通事務次官通知)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付	(注4) 表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものを除き、費用の3分の1以内とする。 (注5) 表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ-16-(8)-4ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の2分の1以内、かつ、当該補助事業費の合計額の2分の1以内とする。 (注6) 費用は、30,000 千円／地域を限度とする。 二 (略) 三 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附帯工事費を含む。)が、「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号国住市第101号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な

改正案	現行
属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。 イ （略） ロ 地区公共施設等整備 地方公共団体が施行する事業については、市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設及びその他の施設の整備（以下「地区公共施設の整備等」という。）に要する費用（設計費を含む。）の合計額の3分の1（密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区で施行する事業（防災街区整備事業において、組合等が実施する地区公共施設の整備について、地方公共団体が費用負担する場合を含む。）にあつては、2分の1（公開空地整備及び水害対策型重点整備地区における環境共生施設を除く。）とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、地区公共施設の整備等に要する費用（設計費等を含む。）に関する地方公共団体の補助に要する費用の合計額の2分の1又は当該事業費の3分の1（密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区で施行する事業であつて、民間事業者等が地方公共団体と協定等を結び、敷地の全部を広場、緑地、公園などの公共的な用途として整備し、管理を行う場合にあっては、2分の1）のいずれか低い額とする。ただし、拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区のみに係る事業については、地区面積に1ha当たり150,000千円を乗じて得た額の3分の1を限度とし、このうち集会所に係	付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。 イ （略） ロ 地区公共施設等整備 地方公共団体が施行する事業については、市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設及びその他の施設の整備（以下「地区公共施設の整備等」という。）に要する費用（設計費を含む。）の合計額の3分の1（密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業（防災街区整備事業において、組合等が実施する地区公共施設の整備について、地方公共団体が費用負担する場合を含む。）にあつては、2分の1（公開空地整備を除く。）とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、地区公共施設の整備等に要する費用（設計費等を含む。）に関する地方公共団体の補助に要する費用の合計額の2分の1又は当該事業費の3分の1（密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業であつて、民間事業者等が地方公共団体と協定等を結び、敷地の全部を広場、緑地、公園などの公共的な用途として整備し、管理を行う場合にあっては、2分の1）のいずれか低い額とする。ただし、拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区のみに係る事業については、地区面積に1ha当たり150,000千円を乗じて得た額の3分の1を限度とし、このうち集会所に係る交付対象額は62,500千円を限度とする。また、地域生活基盤施設のうち生活支援施設については、国の交付限度額は12,500千円／施設とする。なお、当該費用は表イ-1

改正案	現行						
る交付対象額は 62,500 千円を限度とする。また、地域生活基盤施設のうち生活支援施設については、国の交付限度額は 12,500 千円／施設とする。なお、当該費用は表イ-1 6-(8)-6 の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。 ハ 仮設住宅等設置 地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の 3 分の 1 とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については地方公共団体の補助に要する費用の合計額の 2 分の 1 又は当該事業費の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。ただし、<u>附属第Ⅱ編イ-1 6-（8）18.</u> 第 1 項第 3 号ただし書きに係るもので、国土交通大臣が定める額に 1.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額の 3 分の 1 とする。なお、a、b、c の工事費には、給水工事、排水工事、ガス工事等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金として要する費用を含むものとする。 四・五 （略） <u>六 浸水対策改修事業</u> <u>次の表の（ロ）欄に掲げる者が（イ）欄の建築物において実施する嵩上げ、ピロティ化、止水板若しくは囲い塀の設置又は耐水化に要する費用（交付対象費用）について（ハ）欄に掲げる額の合計とする。ただし、交付対象費用は 2,800 千円/棟を限度とする。</u> <table><tr><th><u>（イ）</u></th><th><u>（ロ）</u></th><th><u>（ハ）</u></th></tr><tr><td><u>避難所等の防災拠点</u></td><td><u>地方公共団体</u></td><td><u>1／2 以内</u></td></tr></table>	<u>（イ）</u>	<u>（ロ）</u>	<u>（ハ）</u>	<u>避難所等の防災拠点</u>	<u>地方公共団体</u>	<u>1／2 以内</u>	6-(8)-6 の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。 ハ 仮設住宅等設置 地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の 3 分の 1 とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については地方公共団体の補助に要する費用の合計額の 2 分の 1 又は当該事業費の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。ただし、<u>15.</u> 第 1 項第 3 号ただし書きに係るもので、国土交通大臣が定める額に 1.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額の 3 分の 1 とする。なお、a、b、c の工事費には、給水工事、排水工事、ガス工事等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金として要する費用を含むものとする。 四・五 （略） <u>（新設）</u>
<u>（イ）</u>	<u>（ロ）</u>	<u>（ハ）</u>					
<u>避難所等の防災拠点</u>	<u>地方公共団体</u>	<u>1／2 以内</u>					

改正案			現行
	民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、交付対象費用の 1 / 3 以内	
<u>避難所等の防災拠点以外の建築物</u>	地方公共団体	11.5%以内	
	民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、交付対象費用の 11.5%以内	
<u>七 緊急避難・一時滞在場所整備事業</u> <u>イ 事業主体が地方公共団体の事業にあっては、次に掲げる費用を合計した額の 2 分の 1 以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあっては、次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に 2 を乗じて得た額以内の額とする。</u> <u>a 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用</u> <u>避難者の円滑な受入のため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら避難者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事に要する費用を含む。）</u> <u>b 防災備蓄倉庫の整備に要する費用</u> <u>避難者の受入に伴い付加的に必要となる防災備蓄倉庫の工事に要する費用</u>			<u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>㋓ 受入関連施設の整備に要する費用</u> <u>避難者の受入に伴い付加的に必要な非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等の施設を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費や追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費を含む。）</u> <u>ロ イ a から c までは掲げる施設・設備については避難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費は、避難者と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。</u> <u>八～十六 （略）</u> <u>十七 住宅の新築に係る特例</u> 第 1 項に規定する第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 24 号において、以下の<u>イからニのいずれか</u>に該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型（附属第Ⅱ編イー 16－（8）4. 第二号ロ）<u>又は水害対策型（附属第Ⅱ編イー 16－（8）4. 第二号ホ）</u>に掲げる要件に該当する区域は除く。 <u>イ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域」に立地する住宅</u>	<u>六～十四 （略）</u> <u>十五 住宅の新築に係る特例</u> 1 に規定する二号、三号、<u>八号、十四号</u>に掲げる以下の<u>イかつロ</u>に該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型（附属第Ⅱ編イー 16－（8）4. 第二号ロ）に掲げる要件に該当する区域は除く。 <u>イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域</u> <u>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第</u>

改正案	現行
<u>ロ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第 5 項の規定に基づき公表されている住宅</u> <u>ハ 「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域において、浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）」に立地する住宅</u> <u>ニ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m 以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅</u>	<u>1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。）</u>
2 （略）	2 （略）
<u>（削除）</u>	<u>3 附属第Ⅱ編イー 16－（8）2. 2 第 9 号ホに規定する「耐火建築物等」及び「準耐火建築物等」に関する規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から適用する。</u>
<u>3 防災街区整備事業のうち令和 8 年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、<u>第 1 項第 9 号</u>ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イー 16－（8）15. 第 5 項第 8 号の要件を満たすものに限る。</u>	<u>4 防災街区整備事業のうち令和 8 年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、<u>第 1 項第 7 号</u>ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イー 16－（8）15. 第 5 項第 8 号の要件を満たすものに限る。</u>

改正案	現行
イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額 １ （略） ２ 建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業 一・二 （略） 三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第<u>三</u>者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。 イ～ハ （略） 四 第２号ロに要する費用は31,500円／件以内を限度とする。 ３ 住宅の耐震改修等、建替え、<u>移転建替え</u>又は除却等に関する事業 一 住宅（マンション並びに密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修、<u>建替え又は移転建替え</u>を総合的に行う事業 イ～ハ （略） 二 住宅（マンションを除き、密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等、<u>建替え又は移転建替え</u>を総合的に行う事業 イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替え<u>又は移転建替え</u>を行う場合にあっては補強設計等並	イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額 イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額 １ （略） ２ 建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業 一・二 （略） 三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第<u>三</u>者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。 イ～ハ （略） 四 第２号ロに要する費用は31,500円／件以内を限度とする。 ３ 住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業 一 住宅（マンション並びに密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修<u>又は</u>建替えを総合的に行う事業 イ～ハ （略） 二 住宅（マンションを除き、密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等<u>又は</u>建替えを総合的に行う事業 イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及

改正案	現行
びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1(利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額)のいずれか低い額とする。 ロ・ハ (略) 三 住宅(マンションは除く。)の耐震改修等、建替え、<u>移転建替え</u>又は除却に関する事業 イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用(耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え、<u>移転建替え</u>又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1(利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額)のいずれか低い額とする。 ロ～ヘ (略) 四 (略) <u>五 住宅(マンションは除く)を除却し移転を行う事業</u> <u>本事業の基礎額は、次の各号に掲げる費用を合算した合計額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</u> <u>イ 本事業の基礎額は、移転元の住宅の除却に要する費用及び移転</u>	び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1(利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額)のいずれか低い額とする。 ロ・ハ (略) 三 住宅(マンションは除く。)の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業 イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用(耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1(利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額)のいずれか低い額とする。 ロ～ヘ (略) 四 (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>元の住宅から移転先の住宅当への移転に要する費用を合算した合計額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</u> <u>ロ 移転元の住宅の除却に要する費用は、3,000,000円/戸を限度とする。</u> <u>ハ 移転元の住宅から移転先の住宅等への移転に要する費用は、975,000円/戸を限度とする。</u> 4～14 （略） 15 第3項第3号、第4項及び第6項から第8項までの事業であって、<u>令和13年4月1日</u>以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。 一 第3項第3号イは次のように読み替える。 「イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え、<u>移転建替え</u>又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」 二～五 （略） イー16－（12）－⑤火災安全改修事業に係る基礎額 1 （略） 2 建築物の火災安全改修に関する事業 一 （略）	4～14 （略） 15 第3項第3号、第4項及び第6項から第8項までの事業であって、<u>令和8年4月1日</u>以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。 一 第3項第3号イは次のように読み替える。 「イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」 二～五 （略） イー16－（12）－⑤火災安全改修事業に係る基礎額 1 （略） 2 建築物の火災安全改修に関する事業 一 （略）

改正案	現行
二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。 イ (略) ロ 次に掲げる建築物の火災安全改修工事に要する費用 <u>(1) 直通階段が一つの建築物に関する火災安全改修</u> <u>(i) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置に要する費用</u> <u>(ii) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。）に要する費用</u> <u>(iii) 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化に要する費用</u> <u>(2) 防火材料の安全性向上のための火災安全改修</u> <u>(i) 不燃ウレタン等があらわして施工された部分の無機系材料による被覆等に要する費用</u> <u>(ii) 不燃ウレタン等があらわして施工された室へのスプリンクラーや警報設備等の設置に要する費用</u> 3 (略) イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ<u>等</u>改修推進事業に係る基礎額 1 (略) 2 建築物（住宅を除く。）の省エネ化<u>等</u>の支援に関する事業 一・二 (略) 3 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用（省エネ	二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。 イ (略) ロ 次に掲げる建築物の火災安全改修工事に要する費用 <u>(1) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置に要する費用</u> <u>(2) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。）に要する費用</u> <u>(3) 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化に要する費用</u> 3 (略) イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額 1 (略) 2 建築物（住宅を除く。）の省エネ化の支援に関する事業 一・二 (略) 3 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用（省エネ

改正案	現行
化のための計画の策定に要する費用、<u>省エネ改修工事費</u>（改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む。）<u>及び「特定課題対応リフォーム」</u>を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ化のための計画の策定に要する費用、<u>省エネ改修に要する費用相当分及び「特定課題対応リフォーム」</u>とする。以下同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用に地方公共団体が補助する額の2分の1とする。 二 （略） 4 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用（省エネ改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ改修に要する費用相当分<u>及び「特定課題対応リフォーム」</u>とする。以下この号において同じ。）<u>及び「特定課題対応リフォーム」</u>の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。 二 （略） 5 <u>住宅の長寿命化改修に関する事業</u> 二 <u>本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の長寿命化を総合的に行う事業に要する費用（次のイ及びロの合計額。以下同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該費用を対象に地方公共団体が補助</u>	化のための計画の策定に要する費用<u>及び</u>省エネ改修工事費（改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む。）を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ化のための計画の策定に要する費用<u>及び</u>省エネ改修に要する費用相当分とする。以下同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用に地方公共団体が補助する額の2分の1とする。 二 （略） 4 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用（省エネ改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。 二 （略） <u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>する額の2分の1とする。</u> <u>イ イー16－(20)住宅・建築物省エネ等改修推進事業 4.1 第六号ハ(i)～(ix)の工事を含み、これらに要する費用が過半であるリフォーム工事に要する費用の3分の1以内の額とする。</u> <u>ロ 長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクション、工事後に行うリフォーム履歴及び維持保全計画並びに長期修繕計画の作成、リフォーム瑕疵保険の保険料等に要する費用の3分の1以内の額</u> <u>二 基礎額は、次のイ又はロの場合に応じて、当該イ又はロに掲げる金額を限度とする。</u> <u>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条の規定に基づき認定を取得する場合 800 千円／戸（(vii)を実施する場合、若者子育て世帯が工事を実施する場合、既存住宅を購入し工事を実施する場合又は省エネ性能を向上させる場合（建築物エネルギー消費性能基準よりも一次エネルギー消費量を20%以上削減する場合））にあつては1,050 千円／戸）</u> <u>ロ イ以外の場合 400 千円／戸（(vii)を実施する場合、若者子育て世帯が工事を実施する場合、既存住宅を購入し工事を実施する場合又は省エネ性能を向上させる場合（建築物エネルギー消費性能基準よりも一次エネルギー消費量を20%以上削減する場合））にあつては650 千円／戸）</u> □ 防災・安全交付金事業 □ー7 水道・下水道事業	□ 防災・安全交付金事業 □ー7 水道・下水道事業

改正案	現行
ロー７－（１）－④<u>高度浄水施設等整備事業に係る基礎額</u> 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．（略） ロ．国費率 ① 1／4 <u>（ただし、地方公共団体が専用水道等に対して行う施設の整備又は助成にあっては交付対象事業費の 1／4 かつ国費負担額は地方公共団体の負担額と同額までを上限とする）</u> <u>②①にかかわらず、</u>財政再建団体が行う事業にあっては 1／3 <u>③①②にかかわらず、</u>離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあっては 1／2	ロー７－（１）－④<u>高度浄水施設等整備費に係る基礎額</u> 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．（略） ロ．国費率 （１） 1／4 <u>（ただし、平成 27 年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び</u>財政再建団体が行う事業にあっては 1/3) （２）（１）にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあっては 1／2）
ロー７－（１）－⑦<u>水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎額</u> 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．（略） ロ．国費率 <u>（１）水道施設アセットマネジメント計画策定事業</u> <u>1／3</u>	ロー７－（１）－⑦<u>水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎額</u> 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ．（略） ロ．国費率 <u>（２）水道管路緊急改善事業① ※移転</u> <u>①附属第Ⅱ編ロー７－（１）－⑦の 3.（２）に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業 1／3</u>

改正案	現行
<u>(2) 水道管路強靱化推進事業</u> (略) <u>(3) 水道管路緊急改善事業</u> <u>① 1 / 4</u> <u>②①</u>にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1 / 2 <u>(4) 分散型システム導入事業</u> <u>① 1 / 3</u> <u>②①</u>にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1 / 2 <u>(5) 管路近代化事業</u> <u>① 1 / 4</u> <u>②①</u>にかかわらず、財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3 <u>③①②</u>にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び	<u>(8) 水道管強靱化推進事業</u> ※移転 (略) <u>(2) 水道管路緊急改善事業②</u> ※移転 <u>②附属第Ⅱ編ロー7-(1)-⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業のうち②に掲げる事業</u> <u>ア 1 / 4</u> <u>イ ア</u>にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1 / 2 <u>(新設)</u> <u>(3) 管路近代化事業</u> ※移転 <u>① 1 / 4</u> <u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び</u>財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3) <u>②①</u>にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条

改正案	現行
奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>（6）鉛管更新事業</u> ① 1 / 4 <u>②①にかかわらず、財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3</u> <u>③①②にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u> <u>（7）老朽管更新事業</u> 1 / 4 <u>（8）水管橋耐震化等事業</u> ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>（削除） ※ロー 7 - （1） - ⑩緊急時給水拠点確保等事業へ移転</u>	の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>（4）鉛管更新事業 ※移転</u> ① 1 / 4 <u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u> <u>（1）老朽管更新備事業 ※移転</u> 1 / 4 <u>（7）水管橋耐震化等事業 ※移転</u> ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>（5）基幹管路耐震化整備事業</u> <u>① 1 / 3</u>

改正案	現行
<u>(削除)</u> ロー７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ． （略） ロ． 国費率 <u>（１）水道基盤強化計画策定事業</u> １／２ <u>（２）官民連携導入推進事業</u> １／２ <u>（３）水道施設ＤＸ推進事業</u> １／３	<u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては、１／２）</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあっては 1／2</u> <u>（６）海底送・配水管更新事業</u> <u>① 1／3</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあっては 1／2</u> ロー７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。 イ． （略） ロ． 国費率 <u>（10）水道基盤強化計画策定事業</u> １／２ ※移転 <u>（新設）</u> <u>（５）水道施設ＤＸ推進事業</u> １／３ ※移転

改正案	現行
<u>(4) 水道広域連携推進事業</u> ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>(5) 広域化事業</u> 1 / 3 <u>(6) 運営基盤強化等事業</u> 1 / 3 <u>(7) 水道施設再編推進事業</u> ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>(8) 特定広域化施設整備費</u> 1 / 3 <u>(9) 広域化促進地域上水道施設整備費</u> 1 / 3 <u>(10) 水道施設共同化事業</u> 1 / 3	<u>(新設)</u> <u>(1) 広域化事業</u> 1 / 3 ※移転 <u>(2) 運営基盤強化等事業</u> 1 / 3 ※移転 <u>(4) 水道施設再編推進事業</u> ※移転 ① 1 / 3 ②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2 <u>(6) 特定広域化施設整備費</u> 1 / 3 ※移転 <u>(8) 広域化促進地域上水道施設整備費</u> 1 / 3 ※移転 <u>(3) 水道施設共同化事業</u> 1 / 3 ※移転

改正案	現行
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ロー 7 - (1) - ⑩緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。 イ. (略) ロ. 国費率 (1) ・ (2) (略) <u>(3) 基幹管路耐震化整備事業</u> ① 1 / 3 <u>②①にかかわらず、財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 2</u> <u>③①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u> ロー 8 その他総合的な治水事業 ロー 8 - (1) 総合流域防災事業に係る基礎額 (国費率) 総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロー 8 - (1) における区分に応じ以下のとおりとする。	<u>(7) 一般広域化施設整備費 1 / 4</u> <u>(9) 水道広域化促進事業費 1 / 3</u> ロー 7 - (1) - ⑩緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。 イ. (略) ロ. 国費率 (1) ・ (2) (略) <u>(5) 基幹管路耐震化整備事業 ※ロー 7 - (1) - ⑦水道施設アセ</u> <u>ットマネジメント推進事業から移転</u> ① 1 / 3 <u>(ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団</u> <u>体が行う事業にあつては、1 / 2)</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u> ロー 8 その他総合的な治水事業 ロー 8 - (1) 総合流域防災事業に係る基礎額 (国費率) 総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロー 8 - (1) における区分に応じ以下のとおりとする。

改正案							現行						
事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他	事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業							河川事業						
①	1/2	一級： 2/3 二級： 5. 5/10	1/2	6/10	9/10	—	①	1/2	一級： 2/3 二級： 5. 5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 一級河川 二級河川	1/2	一級： 2/3 二級： 5. 5/10	1/2	6/10	9/10	—	② 一級河川 二級河川	1/2	一級： 2/3 二級： 5. 5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 準用河川	1/3					—	② 準用河川	1/3					—
③	1/3					—	③	1/3					—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—	急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—
雪崩対策事業	1/2			—	—	—	雪崩対策事業	1/2			—	—	—
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—

改正案							現行						
又は変更							又は変更						
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)							情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川	1/2	一級： 2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—	河川	1/2	一級： 2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—	急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)							情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—	急傾斜地	1/2				—	—
砂防基礎調査	1/3				—	—	砂防基礎調査	1/3				—	—
急傾斜地基礎調査	1/3				—	—	急傾斜地基礎調査	1/3				—	—
水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。)				—	—	水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。)				—	—

改正案							現行
<u>流域対策を組み合わせた治水計画検討</u>	<u>1/2</u>	<u>一級：</u> <u>2/3</u> <u>二級：</u> <u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>(新設)</u>
ロ－９ 海岸事業 <u>(削除)</u> ロ－９－<u>(４)～(６)</u> (略) ロ－１３ 市街地整備事業 ロ－１３－(８) 都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額 イー１３－(８)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３」とあるのは、「ロ－１３」と読み替え、 １. 基礎額 １ 整備計画の作成に関する事業<u>及び、２. 公共的空間等の整備に関する事業</u>については以下の通りとする。 １ (略) <u>２ 公共的空間等の整備に関する事業</u> <u>イ～ハ (略)</u> <u>二 駐車場の整備</u> <u>次の(i)から(iii)までのいずれかの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。</u> <u>ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする(ただ</u>							ロ－９ 海岸事業 <u>ロ－９－(４) 削除</u> ロ－９－<u>(５)～(７)</u> (略) ロ－１３ 市街地整備事業 ロ－１３－(８) 都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額 イー１３－(８)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３」とあるのは、「ロ－１３」と読み替え、 １. 基礎額 １ 整備計画の作成に関する事業については以下の通りとする。 １ (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>し、別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。）。また、人口5万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。（なお、令和9年度以前に着手しているものは改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。）</u> <u>(i) ～ (iii) (略)</u> <u>(1) 実施設計費</u> <u>駐車場の実施設計に要する費用の4分の1に相当する額（地下に駐車機能を有する都市計画駐車場の浸水対策に係る費用は除く（令和9年度歳出予算に係る事業までに限る））</u> <u>(2) 土地整備費</u> <u>次に掲げる費用の4分の1に相当する額（地下に駐車機能を有する都市計画駐車場の浸水対策に係る費用は除く（令和9年度歳出予算に係る事業までに限る））</u> <u>①・② (略)</u> <u>(3) 施設整備費</u> <u>当該駐車場の工事に要する費用で建設費の4分の1に相当する額（地下に駐車機能を有する都市計画駐車場の浸水対策に係る費用は除く（令和9年度歳出予算に係る事業までに限る））</u>	

改正案	現行
<u>ホ～ヲ</u> <u>(略)</u> ロ－１４ 都市水環境整備事業 ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のとおりとする。 ・ <u>(削除)</u> ・ 内地、北海道、離島 1/3 ・ 沖縄 1/2 （１） 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の 3 分の 1 を都道府県に対して交付するものとする。 ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の 3 分の 1 を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条第 1 項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の 3 分の 1 を都道府県に対して交付するものとする。 （２） 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の 3 分の 1 を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し 3 分の 1 を交付するものとする。	ロ－１４ 都市水環境整備事業 ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のとおりとする。 ・ <u>内地、北海道、離島（公害財特法失効後の財政措置対象事業）</u> <u>1/2</u> ・ 内地、北海道、離島 <u>(その他)</u> 1/3 ・ 沖縄 1/2 （１） 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の 3 分の 1 <u>(公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあつては 2 分の 1)</u> を都道府県に対して交付するものとする。 ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の 3 分の 1 <u>(公害防止対策事業として行う事業にあつては 4 分の 1)</u> を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条第 1 項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の 3 分の 1 を都道府県に対して交付するものとする。 （２） 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の 3 分の 1 を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し 3 分の 1 <u>(公害防止対策事業として行う事業にあつては 2 分の 1)</u> を交付する

改正案	現行
ロー１６－（２０）住宅・建築物省エネ等改修推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、ロー１６－（２０）の規定に基づく額とする。	ものとする。 ロー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、ロー１６－（２０）の規定に基づく額とする。